

～山形県条例等 3 段表～

指定障害児通所支援

- 児童発達支援（センター） ・ 放課後等デイサービス
 - ・ 居宅訪問型児童発達支援
 - ・ 保育所等訪問支援

令和 7 年 6 月改定版
(令和 7 年 4 月 1 日適用)

本表の見かた

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」の施行に伴い、これまで厚生労働省令で定められていた指定基準等について、平成 25 年 4 月 1 日より県の条例で定めることになりました。

本表の見方については下記のとおりですので、その運用に誤りのないよう当該基準に従い、適切なサービスを提供してください。

厚生労働省令	県条例	県規則	県解釈通知
第 4 条	(従業者) 第 5 条 指定〇〇〇は、管理者のほか次に掲げる従業者を置かなければならない。 (1) ▲▲ (2) □□	(従業者の員数) 第 3 条 条例 5 条第 1 項に掲げる従業者の員数は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定めたとおりとする。 (1) ▲▲ 1 以上 (2) □□ ※※※の数を##で除した数以上	(1)従業者の員数（条例第 5 条及び規則第 3 条） 条例第 5 条及び規則第 3 条は、～（略）～の提供にあたり規定したものであるが、特に次の点に留意するものとする。 ①◆◆◆は、～（略）～を行うものである。 ②規則第 3 条第 2 項は、～（略）～を定めたものである。
県の条例等に対比するもとの厚生労働省令の条項 ※平成 25 年 4 月 1 日からは、当該厚生労働省令は使用しないこと	これまで厚生労働省令で定めていた指定基準について、県の条例及び条例施行規則で定めたもの ※基準の基本的枠組みについては条例で規定し、細目的事項（人員数、面積等）については規則で規定	【関係告示】 (略) 規則及び解釈通知の中で、四角で囲まれている【関係告示】【関係通知】については、参考までに厚生労働省告示、通知について記載したものである	これまで厚生労働省で定めていた留意事項（解釈通知）について、県の留意事項（解釈通知）で定めたもの ※事業者は、(1) (2) (3) の 3 つの基準を全て満たす必要がある

厚生労働 省令	県条例	県規則	県解釈通知
	○山形県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年12月県条例第79号・改正 平成29年 7 月県条例第38号） 目次 第 1 章 総則（第 1 条―第 4 条） 第 2 章 児童発達支援 第 1 節 基本方針（第 5 条） 第 2 節 人員に関する基準（第 6 条―第 9 条） 第 3 節 設備に関する基準（第10条・第11条） 第 4 節 運営に関する基準（第12条―第25条） 第 5 節 共生型障害児通所支援に関する基準（第25条の 2―第25条の 5） 第 6 節 基準該当通所支援に関する基準（第26条―第31条の 2） 第 3 章 削除 第 4 章 放課後等デイサービス 第 1 節 基本方針（第39条） 第 2 節 人員に関する基準（第40条・第41条） 第 3 節 設備に関する基準（第42条） 第 4 節 運営に関する基準（第43条・第44条） 第 5 節 共生型障害児通所支援に関する基準（第44条の 2） 第 6 節 基準該当通所支援に関する基準（第45条―第47条） 第 5 章 居宅訪問型児童発達支援 第 1 節 基本方針（第47条の 2） 第 2 節 人員に関する基準（第47条の 3・第47条の 4） 第 3 節 設備に関する基準（第47条の 5） 第 4 節 運営に関する基準（第47条の 6・第47条の 7） 第 6 章 保育所等訪問支援 第 1 節 基本方針（第48条） 第 2 節 人員に関する基準（第49条・第50条） 第 3 節 設備に関する基準（第51条） 第 4 節 運営に関する基準（第52条・第53条）	○山形県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則（平成25年 3 月県規則第15号・改正 平成29年 7 月県規則第38号） 目次 第 1 章 総則（第 1 条・第 2 条） 第 2 章 児童発達支援 第 1 節 人員に関する基準（第 3 条―第 5 条） 第 2 節 設備に関する基準（第 6 条・第 7 条） 第 3 節 運営に関する基準（第 8 条―第42条） 第 4 節 共生型障害児通所支援に関する基準（第42条の 2―第42条の 5） 第 5 節 基準該当通所支援に関する基準（第43条―第47条の 2） 第 3 章 削除 第 4 章 放課後等デイサービス 第 1 節 人員に関する基準（第 55 条・第 56 条） 第 2 節 設備に関する基準（第 57 条） 第 3 節 運営に関する基準（第 58 条・第 59 条） 第 4 節 共生型障害児通所支援に関する基準（第 59 条の 2） 第 5 節 基準該当通所支援に関する基準（第 60 条―第 62 条） 第 5 章 居宅訪問型児童発達支援 第 1 節 人員に関する基準（第 62 条の 2） 第 2 節 運営に関する基準（第 62 条の 3―第 62 条の 6） 第 6 章 保育所等訪問支援 第 1 節 人員に関する基準（第 63 条） 第 2 節 運営に関する基準（第 64 条―第 67 条）	○山形県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例及び条例施行規則について（平成25年 3 月29日障第1422号県健康福祉部長通知・改正 平成30年 4 月 1 日） 山形県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年12月県条例第79号。以下「条例」という。）及び山形県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則（平成25年 3 月19日県規則第15号。以下「規則」という。）については、平成25年 4 月 1 日から施行することとされたところであるが、基準の趣旨及び内容は下記のとおりであるので、その運用に遺憾のないようにされた。

厚生労働 省令	県条例	県規則	県解釈通知
第1条	第7章 多機能型事業所に関する特例（第54条―第56条） 第8章 雑則（第57条） 附則 第1章 総則 （趣旨） 第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第21条の5の4第1項第2号、第21条の5の15第3項第1号、第21条の5の17第1項各号並びに第21条の5の19第1項及び第2項の規定に基づき、指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定めるものとする。	第7章 多機能型事業所に関する特例（第68条） 附則 第1章 総則 （趣旨） 第1条 この規則は、山形県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年12月県条例第79号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。	第1 条例及び規則の性格 1 条例及び規則は、指定障害児通所支援事業者等が児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）に規定する指定通所支援を提供するため、必要な最低限度の基準（以下、特段の記載がない場合は、児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する内閣府令（令和6年内閣府令第5号。以下「令和6年改正府令」という。）第1条の規定による改正後の基準を指す。）を定めたものであり、指定障害児通所支援事業者等は、常にその運営の向上に努めなければならないこと。 2 指定障害児通所支援事業者等が満たすべき基準を満たさない場合には、指定障害児通所支援事業者等の指定又は更新は受けられず、また、基準に違反することが明らかになった場合には、①相当の期間を定めて基準を遵守するよう勧告を行い、②相当の期間内に勧告に従わなかったときは、事業者名、勧告に至った経緯、当該勧告に対する対応等を公表し、③正当な理由が無く、当該勧告に係る措置を採らなかったときは、相当の期間を定めて当該勧告に係る措置を採るよう命令することができるものであること。知事の指導等の対象となり、この指導等に従わない場合には、当該指定を取り消すことができるものであること。 また、③の命令をした場合には事業者名、命令に至った経緯等を公示しなければならない。なお、③の命令に従わない場合には、当該指定を取り消すこと、又は取消しを行う前に相当の期間を定めて指定の全部若しくは一部の効力を停止すること（不適正な指定通所支援が行われていることが判明した場合、当該指定通所支援に関する障害児通所給付費等の請求を停止させること）ができる。ただし、次に掲げる場合には、基準に従った適正な運営ができなくなったものとして、直ちに指定を取り消すこと又は指定の全部若しくは一部の効力を停止することができるものであること。 （1）次に掲げるときその他の指定障害児通所支援事業者等が自己の利益を図るために基準に違反したとき ① 指定通所支援の提供に際して通所給付決定保護者が負担す

厚生労働 省令	県条例	県規則	県解釈通知
			べき額の支払を適正に受けなかったとき ② 障害児相談支援事業者若しくは障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第18項に規定する一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者（以下「障害児相談支援事業者等」という。）、障害福祉サービスの事業を行う者等又はその従業者に対し、障害児又はその家族に対して特定の施設を利用させることの代償として、金品その他の財産上の利益を供与したとき ③ 障害児相談支援事業者等、障害福祉サービスの事業を行う者等又はその従業者から、障害児又はその家族に対して特定の施設を利用させることの代償として、金品その他の財産上の利益を収受したとき (2) 障害児の生命又は身体の安全に危害を及ぼすおそれがあるとき (3) その他(1)及び(2)に準ずる重大かつ明白な基準違反があったとき 3 指定障害児通所支援事業者等が、運営に関する基準に従って事業の運営をすることができなくなったことを理由として指定が取り消され、法の定める期間の経過後に、再度当該事業者等から指定障害児通所支援事業所について指定の申請がなされた場合には、当該事業者が運営に関する基準を遵守することを確保することに特段の注意が必要であり、その改善状況等が確認されない限り指定を行わないものとする。 第2 総論 1 事業者指定の単位について (1) 従たる事業所の取扱いについて 指定障害児通所支援事業者等の指定等は、原則として指定通所支援の提供を行う事業所ごとに行うものとするが、児童発達支援（児童発達支援センターで行う場合を除く。）又は放課後等デイサービスについては、次の①及び②の要件を満たす場合については、「主たる事業所」のほか、一体的かつ独立したサービス提供の場として、一又は複数の「従たる事業所」を設置することが可能であり、これらを一の事業所として指定することができる取扱いとする。 ① 人員及び設備に関する要件 ア 「主たる事業所」及び「従たる事業所」の障害児の合計数に応じた従業者が確保されているとともに、「従たる事

厚生労働 省令	県条例	県規則	県解釈通知
			業所」において常勤かつ専従の従業者が1人以上確保されていること。 イ 「従たる事業所」の利用定員が5人以上であること。 ウ 「主たる事業所」と「従たる事業所」との間の距離が概ね30分以内で移動可能な距離であって、児童発達支援管理責任者の業務の遂行上支障がないこと。 ② 運営に関する要件 ア 利用申込みに係る調整、従業者に対する技術指導等が一体的に行われること。 イ 従業者の勤務体制、勤務内容等が一元的に管理されていること。 必要な場合には随時、主たる事業所と従たる事業所との間で相互支援が行える体制(例えば、当該従たる事業所の従業者が急病の場合等に、主たる事業所から急遽代替要員を派遣できるような体制)にあること。 ウ 苦情処理や損害賠償等に際して、一体的な対応ができる体制にあること。 エ 事業の目的や運営方針、営業日や営業時間、利用料等を定める同一の運営規程が定められていること。 オ 人事・給与・福利厚生等の勤務条件等による職員管理が一元的に行われるとともに、主たる事業所と当該従たる事業所間の会計が一元的に管理されていること。 (2) 多機能型事業所について 条例第2条に規定する多機能型事業所に係る指定については、当該多機能型事業所として行う指定通所支援の種類ごとに行うものとする。なお、多機能型事業所に係る具体的な取扱いについては、第7を参照されたい。 (3) 同一法人による複数の事業所が一又は複数の指定通所支援を実施する場合の取扱いについて 同一敷地内において複数の事業所が一又は複数の指定障害福祉サービスを実施する場合については、一の指定障害福祉サービス事業所又は一の多機能型事業所として取り扱うこと。また、同一法人による複数の事業所が複数の指定通所支援を異なる場所で実施する場合は、次の①及び②の要件を満たしている場合は、一の多機能型事業所として取り扱うことが可能である。 ただし、平成24年3月31日において指定を受けている事業所が指定障害児通所支援事業所へ移行する場合、令和6年4月1日において旧医療型児童発達支援の指定を受けている児童発達

厚生労働 省令	県条例	県規則	県解釈通知
			支援事業所であって児童福祉法等の一部を改正する法律（令和4年法律第66号。以下「一部改正法」という。）附則第4条第1項の規定により新児童発達支援の指定を受けたものとみなされた事業所（以下「旧医療型児童発達支援事業所」という。）が新児童発達支援に係る指定障害児通所支援事業所へ移行する場合若しくは指定発達支援医療機関であって一部改正法附則第4条第2項の規定により新児童発達支援の指定を受けたものとみなされたもの（以下「旧指定発達支援医療機関」という。）が新児童発達支援に係る指定障害児通所支援事業所へ移行する場合又は令和6年4月1日において児童発達支援の指定を受けている旧主として難聴児を通わせる指定児童発達支援事業所（旧基準第6条第4項に規定する主として難聴児を通わせる指定児童発達支援事業所をいう。以下同じ。）若しくは旧主として重症心身障害児を通わせる指定児童発達支援事業所（旧基準第6条第5項に規定する主として重症心身障害児を通わせる指定児童発達支援事業所をいう。以下同じ。）であって、移行後においても、それぞれの事業所ごとに運営が完全に独立しているときは、それぞれの事業所として取り扱うことができる。なお、独立した事業所としての判断基準は③のとおりである。 ① 人員及び設備に関する要件 ア それぞれ利用定員が5人以上であること。 イ 異なる場所で行う事業所間の距離が概ね30分以内で移動可能な距離であって、児童発達支援管理責任者の業務の遂行上支障がないこと ② 運営に関する要件 ア 利用申込みに係る調整、職員に対する技術指導等が一体的に行われること。 イ 職員の勤務体制、勤務内容等が一元的に管理されていること。必要な場合には随時、異なる場所で行う事業所間で相互支援が行える体制（例えば、従業員が急病の場合等に、もう一方の事業所から急速代替要員を派遣できるような体制）にあること。 ウ 苦情処理や損害賠償等に際して、一体的な対応ができる体制にあること。 エ 事業の目的や運営方針、営業日や営業時間、利用料等を定める同一の運営規程が定められていること。 オ 人事・給与・福利厚生等の勤務条件等による職員管理が一元的に行われるとともに、事業所の会計が一元的に管理

厚生労働 省令	県条例	県規則	県解釈通知
第2条	(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによるものとし、その他の用語は、法において使用する用語の例によるものとする。 (1) 共生型通所支援 法第21条の5の17第1項の申請に係る法第21条の5の3第1項の指定を受けた者による指定通所支援をいう。 (2) 多機能型事業所 第5条に規定する指定児童発達支援の事業、第39条に規定する指定放課後等デイサービスの事業、第47条の2に規定する指定居宅訪問型児童発達支援の事業及び第48条に規定する指定保育所等訪問支援の事業並びに山形県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年12月県条例第81号。以下「指定障害福祉サービス条例」という。）第36条に規定する指定生活介護の事業、指定障害福祉サービス条例第70条に規定する指定自立訓練（機能訓練）の事業、指定障害福祉サービス条例第76条に規定する指定自立訓練（生活訓練）の事業、指定障害福祉サービス条例第83条に規定する指定就労移行支援の事業、指定障害福祉サービス条例第90条に規定する指定就労継続支援A型の事業及び指定障害福祉サービス条例第96条に規定する指定就労継続支援B型の事業のうち2以上の事業を一体的に行う事業所（指定障害福祉サービス条例に規定する事業のみを行う事業所を除く。）をいう。	(定義) 第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによるものとし、その他の用語は、条例及び児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）において使用する用語の例によるものとする。 (1) 指定通所支援費用基準額 法第21条の5の3第2項第1号（法第21条の5の13第2項の規定により、放課後等デイサービス障害児通所給付費等の支給について適用する場合を含む。）に掲げる額をいう。 (2) 通所利用者負担額 法第21条の5の3第2項第2号（法第21条の5の13第2項の規定により、放課後等デイサービス障害児通所給付費等の支給について適用する場合を含む。）に掲げる額及び肢体不自由児通所医療につき健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した費用の額から当該肢体不自由児通所医療につき支給された肢体不自由児通所医療費の額を控除して得た額の合計額をいう。 (3) 法定代理受領 法第21条の5の7第11項（法第21条の5の13第2項の規定により、放課後等デイサービス障害児通所給付費等の支給について適用する場合を含む。）の規定により通所給付決定保護者に代わり市町村（特別区を含む。以下同じ。）が支払う指定通所支援に要した費用の額又は法第21条の5の29第3項の規定により通所給付決定保護者に代わり市町村が支払う肢体不自由児通所医療に要した費用の額の一部を指定障害児通所支援事業者が受けることをいう。	されていること。 ③ 独立した事業所としての判断基準 ア サービスの提供が一体的に行われていない。 イ 事業所ごとに必要とされる従業員が確保されている。 ウ 事業所ごとに必要な設備が備えられている。（ただし、レクリエーション等を行う遊戯室など、サービス提供に直接的な関わりのない設備については、共用して差し支えない。） 2 用語の定義(条例第2条及び規則第2条) (1) 「常勤」 指定障害児通所支援事業所における勤務時間が、当該指定障害児通所支援事業所において定められている常勤の従業員が勤務すべき時間数（1週間に勤務すべき時間数が32時間を下回る場合は32時間を基本とする。）に達していることをいうものである。ただし、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和47年法律第113号）第13条第1項に規定する措置（以下「母性健康管理措置」という。）又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号。以下「育児・介護休業法」という。）第23条第1項、第3項若しくは同法第24条に規定する所定労働時間の短縮等の措置若しくは厚生労働省「事業場における治療と仕事の両立支援のためのガイドライン」に沿って事業者が自主的に設ける所定労働時間の短縮措置（以下「育児、介護及び治療のための所定労働時間の短縮等の措置」という。）が講じられている者については、利用者の処遇に支障がない体制が事業所として整っている場合は、例外的に常勤の従業員が、勤務すべき時間数を30時間として取り扱うことを可能とする。 当該指定障害児通所支援事業所に併設される事業所（同一敷地内に所在する又は道路を隔てて隣接する事業所をいう。ただし、管理者について、管理上支障がない場合は、その他の事業所を含む。）の職務であって、当該指定障害児通所支援事業所の職務と同時並行的に行われることが差し支えないと考えられるものについては、それぞれに係る勤務時間の合計が常勤の従業員が勤務すべき時間に達していれば、常勤の要件を満たすものであることとする。例えば、多機能型事業所によって行われる指定児童発達支援と指定放課後等デイサービスの場合、当該指定児童発達支援の保育士と当該指定放

厚生労働 省令	県条例	県規則	県解釈通知
			課後等デイサービスの保育士とを兼務している者は、これらの勤務時間の合計が所定の時間に達していれば、常勤要件を満たすこととなる。 また、人員基準において常勤要件が設けられている場合、従事者が労働基準法（昭和22年法律第49号）第65条に規定する休業（以下「産前産後休業」という。）、母性健康管理措置、育児・介護休業法第2条第1号に規定する育児休業（以下「育児休業」という。）、同条第2号に規定する介護休業（以下「介護休業」という。）、同法第23条第2項に規定する育児休業に関する制度に準ずる措置又は同法第24条第1項（第2号に係る部分に限る。）の規定により同項第2号に規定する育児休業に関する制度に準じて講ずる措置による休業（以下「育児休業に準ずる休業」という。）を取得中の期間において、当該人員基準において求められる資質を有する複数の非常勤の従事者の員数に換算することにより、人員基準を満たすことが可能であることとする。 （2） 「常勤換算方法」 指定障害児通所支援事業所等の従業者の勤務延べ時間数を当該指定障害児通所支援事業所等において常勤の従業者が勤務すべき時間数（1週間に勤務すべき時間数が32時間を下回る場合は32時間を基本とする。）で除することにより、当該指定障害児通所支援事業所等の従業者の員数を常勤の従業者の員数に換算する方法をいうものである。この場合の勤務延べ時間数は、当該指定障害児通所支援事業所等の指定等に係る事業のサービスに従事する勤務時間の延べ数であること。 ただし、母性健康管理措置又は育児、介護及び治療のための所定労働時間の短縮等の措置が講じられている場合、30時間以上の勤務で、常勤換算方法での計算に当たり、常勤の従業者が勤務すべき時間数を満たしたものとし、1として取り扱うことを可能とする （3） 「勤務延べ時間数」 勤務表上、指定通所支援の提供に従事する時間として明確に位置付けられている時間又は当該指定通所支援の提供のための準備等を行う時間（待機の時間を含む。）として明確に位置付けられている時間の合計数とする。なお、従業者1人につき、勤務延べ時間数に算入することができる時間数は、当該指定障害児通所支援事業所等において常勤の従業者が勤務すべき勤務時間数を上限とすること。

厚生労働 省令	県条例	県規則	県解釈通知
第3条	(申請者) 第3条 法第21条の5の15第3項第1号の条例で定める者は、法人とする。 (指定障害児通所支援事業者の一般原則) 第4条 指定障害児通所支援事業者は、通所給付決定保護者及び障害児の意向、障害児の適性、障がい(障害者基本法(昭和45年法律第84号)第2条第1号に規定する障害をいう。以下同じ。)の特性その他の事情を踏まえた計画(以下「通所支援計画」という。)を作成し、これに基づき障害児に対して指定通所支援を提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより障害児に対して適切かつ効果的に指定通所支援を提供しなければならない。 2 指定障害児通所支援事業者は、当該指定障害児通所支援事業者を利用する障害児の意思及び人格を尊重して、常に当該障害児の立場に立った指定通所支援の提供に努めなければならない。 3 指定障害児通所支援事業者は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、都道府県、市町村(特別区を含む。以下同じ。)、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第5条第1項に規定する障害福祉サービス(第6条第1項第1号において「障害福祉サービス」という。)を行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携に努めなければならない。 4 指定障害児通所支援事業者は、当該指定障害児通所支援事業者を利用する障害児の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。		(4)「専ら従事する」「専ら提供に当たる」「専従」 原則として、サービス提供時間帯を通じて指定通所支援以外の職務に従事しないことをいうものである。この場合のサービス提供時間帯とは、従業者の指定障害児通所支援事業所等における勤務時間(児童発達支援及び放課後等デイサービスについては、サービスの単位ごとの提供時間)をいうものであり、当該従業者の常勤・非常勤の別を問わない。 3 一般原則(条例第4条) (1) 条例第4条第1項は、指定障害児通所支援事業所等は、通所給付決定保護者及び障害児の意向、障害児の適性、障がい(障害者基本法(昭和45年法律第84号)第2条第1号に規定する障害をいう。以下同じ。)の特性等を踏まえた計画(以下「通所支援計画」という。)を作成するとともに、これに基づき、当該指定通所支援を提供しなければならないとしたものである。 (2) 同条第4項における、指定障害児通所支援事業者等を利用する障害児の人権の擁護、虐待の防止等の必要な体制の整備等については、虐待防止に関する担当者の設置、研修などを通じた従業者の人権意識の高揚、支援に関する知識や技術の向上のほかに、倫理綱領、行動規範等の作成、個々の障害児の状況に応じた通所支援計画の作成、また従業者が支援に当たったの悩みや苦労を相談できる体制等をいうものである。

厚生労働 省令	県条例	県規則	県解釈通知
第4条	第2章 児童発達支援 第1節 基本方針 第5条 児童発達支援に係る指定通所支援（以下「指定児童発達支援」という。）の事業は、障害児が日常生活における基本的動作及び知識技能を習得し、並びに集団生活に適応することができるよう、当該障害児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な支援をし、又はこれに併せて治療（上肢、下肢又は体幹の機能の障がいのある児童に対して行われるものに限る。以下同じ。）を行うものでなければならない。 第2節 人員に関する基準	第2章 児童発達支援 第1節 人員に関する基準 （従業者の資格） 第2条の2 条例第6条第1項第1号の規則で定める者は、児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第15号。以下「省令」という。）第66条第1項第1号の規定により文部科学大臣が認定した者とする。 （従業者の員数） 第3条 条例第6条第1項各号に掲げる従業者の員数は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。 （1）児童指導員又は保育士 指定児童発達支援の単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定児童発達支援の提供に当たる児童指導員又は保育士の合計数が、次に掲げる障害児の数の区分に応じ、それぞれに定める数 イ 障害児の数が10までのもの 2以上 ロ 障害児の数が10を超えるもの 2に、障害児の数が10を超えて5又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上	第3 児童発達支援 1 人員に関する基準 （1）指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターであるものを除く。以下（1）において同じ。）に係る従業者の員数（条例第6条及び規則第3条） 条例第6条及び規則第3条は、指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターであるものを除く。）に置くべき従業者の員数を規定したものであるが、特に次の点に留意するものとする。 ① 児童指導員又は保育士（条例第6条第1項第1号及び規則第3条第1項第1号） 「提供を行う時間帯を通じて専ら当該児童発達支援の提供に当たる」とは、指定児童発達支援の単位ごとに児童指導員又は保育士について、指定児童発達支援の提供時間帯を通じて当該職種の従業者が常に確保され、必要な配置を行うよう定めたものである。 （例）提供時間帯を通じて専従する保育士の場合、その員数は1人となるが、提供時間帯の2分の1ずつ専従する保育士の場
第5条	（従業者） 第6条 指定児童発達支援の事業を行う者（以下「指定児童発達支援事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定児童発達支援事業所」という。）（児童発達支援センターであるものを除く。以下この条において同じ。）に置くべき従業者は、次のとおりとする。 （1）児童指導員（児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第21条第6項に規定する児童指導員をいう。以下同じ。）、又は保育士	第3条 条例第6条第1項各号に掲げる従業者の員数は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。 （1）児童指導員又は保育士 指定児童発達支援の単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定児童発達支援の提供に当たる児童指導員又は保育士の合計数が、次に掲げる障害児の数の区分に応じ、それぞれに定める数 イ 障害児の数が10までのもの 2以上 ロ 障害児の数が10を超えるもの 2に、障害児の数が10を超えて5又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上	（1）指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターであるものを除く。以下（1）において同じ。）に係る従業者の員数（条例第6条及び規則第3条） 条例第6条及び規則第3条は、指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターであるものを除く。）に置くべき従業者の員数を規定したものであるが、特に次の点に留意するものとする。 ① 児童指導員又は保育士（条例第6条第1項第1号及び規則第3条第1項第1号） 「提供を行う時間帯を通じて専ら当該児童発達支援の提供に当たる」とは、指定児童発達支援の単位ごとに児童指導員又は保育士について、指定児童発達支援の提供時間帯を通じて当該職種の従業者が常に確保され、必要な配置を行うよう定めたものである。 （例）提供時間帯を通じて専従する保育士の場合、その員数は1人となるが、提供時間帯の2分の1ずつ専従する保育士の場

厚生労働 省令	県条例	県規則	県解釈通知
	(2) 児童発達支援管理責任者（児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第49条第1項に規定する児童発達支援管理責任者をいう。以下同じ。） 2 前項各号に掲げる従業者のほか、指定児童発達支援事業所において、日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合には機能訓練担当職員（日常生活を営むのに必要な機能訓練を担当する職員をいう。以下同じ。）を、日常生活及び社会生活を営むために医療的ケア（人工呼吸器による呼吸管理、喀痰^{かくたん}吸引その他規則で定める医療行為をいう。以下同じ。）を恒常的に受けることが不可欠である障害児に医療的ケアを行う場合には看護職員（保健師、助産師、看護師又は准看護師をいう。以下同じ。）を、それぞれ置かなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、看護職員を置かないことができる。 (1) 医療機関等との連携により、看護職員を指定児童発達支援事業所に訪問させ、当該看護職員が障害児に対して医療的ケアを行う場合	(2) 児童発達支援管理責任者 1 以上 2 条例第6条第2項の規則で定める医療行為は、省令第5条第2項に規定する厚生労働大臣が定める医療行為とする。	合は、その員数としては、2人が必要となる。また、ここでの「障害児の数」は、指定児童発達支援の単位ごとの障害児の数をいうものであり、障害児の数は実利用者の数をいうものである。 令和3年4月1日において、現に指定を受けている指定児童発達支援事業所については、令和5年3月31日までの間は、障害福祉サービス経験者についても、条例第6条第1項第1号及び規則第3条第1項第1号の員数に加えることができるものとする。 ② 児童発達支援管理責任者(条例第6条第1項第2号及び規則第3条第1項第2号) 児童発達支援管理責任者は、障害児に対する効果的かつ適切な指定通所支援を行う観点から、適切な方法により、通所給付決定保護者及び障害児の解決すべき課題を把握した上で、通所支援計画の作成及び提供した指定通所支援の客観的な評価等を行う者であり、指定児童発達支援事業所ごとに置くこととしたものである。 ③ 機能訓練担当職員（条例第6条第2項及び規則第3条第2項） 指定児童発達支援事業所において、日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合には、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士及び心理担当職員等の訓練を担当する職員を置くこととする。 ④ 看護職員（条例第6条第2項） 指定児童発達支援事業所において、条例第6条第2項に規定する医療的ケア以下単に「医療的ケア」という。）を行う場合には、看護職員を置くこととする。 なお、以下のように、障害児に必要な医療的ケアを提供できる体制を確保している場合には、看護職員を置かないことができる。 ア 医療機関等との連携により、看護職員を指定児童発達支援事業所に訪問させ、当該看護職員が障害児に対して医療的ケアを行う場合 イ 当該指定児童発達支援事業所が登録喀痰吸引等事業者で

厚生労働 省令	県条例	県規則	県解釈通知
	(2) 当該指定児童発達支援事業所（社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）第48条の3第1項の登録に係る事業所である場合に限る。）において、医療的ケアのうち喀痰吸引等（同法第2条第2項に規定する喀痰吸引等をいう。次条及び第40条において同じ。）のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として喀痰吸引等業務（同法第48条の3第1項に規定する喀痰吸引等業務をいう。次条及び第40条において同じ。）を行う場合 (3) 当該指定児童発達支援事業所（社会福祉士及び介護福祉士法附則第20条第1項の登録に係る事業所である場合に限る。）において、医療的ケアのうち特定行為（同法附則第3条第1項に規定する特定行為をいう。次条及び第40条において同じ。）のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として特定行為業務（同法附則第20条第1項に規定する特定行為業務をいう。次条及び第40条において同じ。）を行う場合	3 条例第6条第2項の規定により機能訓練担当職員又は看護職員（以下この条、次条及び第55条において「機能訓練担当職員等」という。）を置いた場合において、当該機能訓練担当職員等が指定児童発達支援の単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定児童発達支援の提供に当たるときには、当該機能訓練担当職員等の数を第1項第1号の児童指導員又は保育士の合計数に含めることができる。	あつて、医療的ケアのうち喀痰吸引等のみを必要とする障害児に対し、介護福祉士が喀痰吸引等業務を行う場合 ウ 当該指定児童発達支援事業所が登録特定行為事業者であつて、医療的ケアのうち特定行為のみを必要とする障害児に対し、認定特定行為業務従事者が特定行為を行う場合 ⑤ 児童指導員等としての配置（規則第3条第3項・第7項） 機能訓練担当職員又は看護職員（以下「機能訓練担当職員等」という。）を配置する場合において、当該機能訓練担当職員等が指定児童発達支援の単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定児童発達支援の提供に当たるときには、当該機能訓練担当職員等の数を、条例第6条第1項第1号の児童指導員又は保育士の合計数に含めることができる。 ただし、当該規定により、機能訓練担当職員等を条例第6条第1項第1号の児童指導員又は保育士の合計数に含める場合であっても、その合計数の半数以上は、児童指導員又は保育士でなければならない。 なお、ここでいう半数は、条例第6条第1項第1号により必要とされる員数に対して半数とする。 （例）定員10人の事業所において、児童指導員を1名、看護職員を3名配置している場合、定員10人に対して、条例第6条第1項第1号により配置する従業者は2名であり、その半分が児童指導員又は保育士であれば良いため、規則第3条第7

厚生労働 省令	県条例	県規則	県解釈通知
	3 前2項の規定にかかわらず、主として重症心身障害児を通わせる指定児童発達支援事業所に置くべき従業者は、次のとおりとする。 (1) 嘱託医 (2) 看護職員 (3) 児童指導員又は保育士 (4) 機能訓練担当職員 (5) 児童発達支援管理責任者	4 条例第6条第3項各号に掲げる従業者の員数は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。ただし、指定児童発達支援の単位ごとにその提供を行う時間帯のうち日常生活を営むのに必要な機能訓練を行わない時間帯については、第4号の機能訓練担当職員を置かないことができる。 (1) 嘱託医 1以上 (2) 看護職員 1以上 (3) 児童指導員又は保育士 1以上 (4) 機能訓練担当職員 1以上 (5) 児童発達支援管理責任者 1以上 5 第1項第1号及び第2項の指定児童発達支援の単位は、指定児童発達支援であって、その提供が同時に1人又は複数の障害児に対して一体的に行われるものをいう。 6 第1項第1号の児童指導員又は保育士のうち、1人以上は、常勤でなければならない。 7 第3項の規定により機能訓練担当職員等の数を含める場合における第1項第1号の児童指導員又は保育士の合計数の半数以上は、児童指導員又は保育士でなければならない。 8 第1項第2号の児童発達支援管理責任者のうち、1人以上は、	項の要件を満たすことになる。 ⑥ 主として重症心身障害児を通わせる指定児童発達支援事業所に係る従業者の員数(条例第6条第3項及び規則第3条第4項) 条例第6条第3項及び規則第3条第4項は、主として重症心身障害児を通わせる指定児童発達支援事業所に置くべき従業者の員数を規定したものであるが、そのうち機能訓練担当職員については、機能訓練を行わない時間帯については、置かないことができると定めたものである。ただし、指定児童発達支援事業所に機能訓練担当職員は必ず置くものであり、機能訓練担当職員を置かないことができるのは、日常生活を営むのに必要な機能訓練を提供することに支障がない場合であること。 ⑦ 指定児童発達支援の単位（規則第3条第4項） 指定児童発達支援の単位とは、同時に、一体的に提供される指定児童発達支援をいうものである。例えば、午前と午後とで別の障害児に対して指定児童発達支援を提供するような場合は、2単位として扱われ、それぞれの単位ごとに必要な従業者を確保する必要がある。また、同一事業所で複数の指定児童発達支援の単位を設置する場合には、同時に行われる単位の数の常勤の従業者(児童発達支援管理責任者を除く。)が必要となるものである。 ⑧ 児童発達支援管理責任者その他の職務との兼務について（規則第3条第6項） 指定児童発達支援事業所の従業者は、原則として専従でなければならない。職種間の兼務は認められるものではない。このため、児童発達支援管理責任者についても、通所支援計画の作成及び提供した指定通所支援の客観的な評価等の重要な役割を担う者であるので、これらの業務の客観性を担保する観点から、児童発達支援管理責任者と直接支援の提供を行う児童指導員等とは異なる者でなければならない。

厚生労働 省令	県条例	県規則	県解釈通知
第6条	4 前3項に定めるもののほか、指定児童発達支援事業所の人員の基準は、規則で定める。 第7条 指定児童発達支援事業者が指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターであるものに限る。以下この条において同じ。）に置くべき従業者は、次のとおりとする。ただし、40人以下の障害児を通わせる指定児童発達支援事業所にあつては第3号の栄養士を、調理業務の全部を委託する指定児童発達支援事業所にあつては第4号の調理員を置かないことができる。 (1) 嘱託医 (2) 児童指導員及び保育士 (3) 栄養士 (4) 調理員 (5) 児童発達支援管理責任者 2 前項各号に掲げる従業者のほか、指定児童発達支援事業所において、日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合には機能訓練担当職員を、日常生活及び社会生活を営むために医療的ケアを恒常的に受けることが不可欠である障害児に医療的ケア	専任かつ常勤でなければならない。 第4条 条例第7条第1項各号に掲げる従業者の員数は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。 (1) 嘱託医 1以上 (2) 児童指導員及び保育士 次のとおりとすること。 イ 児童指導員及び保育士の総数は、指定児童発達支援の単位ごとに、通じておおむね障害児の数を4で除して得た数以上とすること。 ロ 児童指導員の数は、1以上とすること。 ハ 保育士の数は、1以上とすること。 (3) 栄養士 1以上 (4) 調理員 1以上 (5) 児童発達支援管理責任者 1以上 2 条例第7条第2項の規定により機能訓練担当職員等を置いた場合においては、当該機能訓練担当職員等の数を前項第2号の児童指導員及び保育士の総数に含めることができる。	(2) 指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターであるものに限る。）に係る従業者の員数（条例第7条及び規則第4条） 条例第7条及び規則第4条は山形県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年12月県条例第64号）第52条及び山形県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（平成25年3月19日県規則第12号）第58条において福祉型児童発達支援センターに義務づけている職員配置を指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターであるものに限る。以下（2）において同じ。）の指定児童発達支援の提供にあたり規定したものであるが、特に次の点に留意するものとする。 なお、旧医療型児童発達支援事業所については、令和6年改正府令附則第2条の規定により、令和9年3月31日までの間は、基準第6条の規定にかかわらず、なお従前の例（令和6年改正府令第1条の規定による改正前の基準（以下「旧基準」という。）第56条の規定）によることができるものとする。 また、令和6年4月1日において児童発達支援の指定を受けている旧主として難聴児を通わせる指定児童発達支援事業所及び旧主として重症心身障害児を通わせる指定児童発達支援事業所についても、令和6年改正府令附則第4条の規定により、令和9年3月31日までの間は、なお従前の例（旧基準第6条第4項又は第5項の規定）によることができるものとする。 ① 規則第4条第2項は、機能訓練担当職員等又は看護職員を配置する場合において、当該機能訓練担当職員等が指定児童発達支援の単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定児童発達支援の提供に当たる場合には、当該機能訓

厚生労働 省令	県条例	県規則	県解釈通知
	を行う場合には看護職員を、それぞれ置かなければならない。ただし、次の各号いずれかに該当する場合には、看護職員を置かないことができる。 (1) 医療機関等との連携により、看護職員を指定児童発達支援事業所に訪問させ、当該看護職員が障害児に対して医療的ケアを行う場合 (2) 当該指定児童発達支援事業所（社会福祉士及び介護福祉士法第48条の3第1項の登録に係る事業所である場合に限る。）において、医療的ケアのうち喀痰吸引等のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として喀痰吸引等業務を行う場合 (3) 当該指定児童発達支援事業所（社会福祉士及び介護福祉士法附則第20条第1項の登録に係る事業所である場合に限る。）において、医療的ケアのうち特定行為のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として特定行為業務を行う場合 3 前2項に規定する 従業者のほか、指定児童発達支援事業所において治療を行う場合には、医療法（昭和23年法律第205号）に規定する診療所として必要とされる従業者を置かなければならない。 4 削除	3 条例第7条第3項に規定する従業者の員数は、医療法に規定する診療所として必要とされる数とする。 4 削除 4 第2項の規定により機能訓練担当職員等の数を含める場合における第1項第2号イの児童指導員及び保育士の総数の半数以上は、児童指導員又は保育士でなければならない。	練担当職員等の数を、規則第4条第1項第2号のイの児童指導員又は保育士の合計数に含めることができるものと定めたものである。 ② 規則第4条第3項は、指定児童発達支援事業所において、肢体不自由のある児童に対して治療を行う場合には、医療法（昭和23年法律第205号）に規定する診療所として必要とされる従業者を、診療所として必要とされる数、置かなければならないことを定めたものである。 ③ 規則第4条第4項は、②により、機能訓練担当職員等を、規則第4条第1項第2号のイの児童指導員又は保育士の合計数に含める場合であっても、その半数以上は、児童指導員又は保育士でなければならないことを定めたものである。 なお、当該規定は、主として難聴児を通わせる指定児童発達支援事業所及び主として重症心身障害児を通わせる指定児童発達支援事業所には適用されない。 また、ここでいう半数は、規則第4条第1項第2号のイにより必要とされる員数に対して半数とする。 (例) 定員40人の事業所において、児童指導員を3名、保育士を3名、機能訓練担当職員を4名、看護職員を4名配置している場合、定員40人に対して、規則第4条第1項第2号のイにより配置する児童指導員等は10名であり、その半分が児童指導員又は保育士であれば良いため、規則第4条第5項の要件を満たすことになる。

厚生労働 省令	県条例	県規則	県解釈通知
第7条	4 前3項に定めるもののほか、指定児童発達支援事業所の人員の基準は、規則で定める。 (管理者) 第8条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、指定児童発達支援事業所の管理上障害児の支援に支障がない場合は、当該指定児童発達支援事業所の他の職務に従事させ、又は当該指定児童発達支援事業所以外の事業所、施設等の職務に従事させることができる。	5 第1項第2号イ及び次項の指定児童発達支援の単位は、指定児童発達支援であって、その提供が同時に1人又は複数の障害児に対して一体的に行われるものをいう。 6 第1項(第1号を除く。)及び第2項に規定する従業者は、専ら当該指定児童発達支援事業所の職務に従事する者又は指定児童発達支援の単位ごとに専ら当該指定児童発達支援の提供に当たる者でなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、第1項第3号の栄養士及び同項第4号の調理員については、併せて設置する他の社会福祉施設の職務に従事させることができる。 7 第3項に規定する従業者は、専ら当該指定児童発達支援事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、障害児の保護に直接従事する従業者を除き、併せて設置する他の社会福祉施設の職務に従事させることができる。 8 前2項の規定にかかわらず、保育所若しくは家庭的保育事業所等に入所し、又は幼保連携型認定こども園に入園している児童と指定児童発達支援事業所に通所している障害児を交流させるときは、障害児の支援に支障がない場合に限り、障害児の支援に直接従事する従業者については、これらの児童への保育に併せて従事させることができる。	④ 規則第4条第6項は、同条第1項(第1号を除く。)及び第2項に掲げる従業者のうち同条第1項第3号の栄養士及び同項第4号の調理員について併せて設置する社会福祉施設との兼務を認めたものである。 ⑤ 規則第4条第7項は、指定児童発達支援事業所において、肢体不自由のある児童に対して治療を行う場合に置くべき診療所として必要とされる従業者について、障害児の保護に直接従事する従業者を除き、併せて設置する社会福祉施設との兼務を認めたものである。 ⑥ 規則第4条第8項は、障害児の地域社会への参加及び包摂(以下「インクルージョン」という。)の推進の観点から、保育所等に通う児童と指定児童発達支援事業所に通う障害児を交流させるときは、障害児の支援に支障がない場合に限り、障害児の支援に直接従事する従業者について、保育所等に通う児童への保育に併せて従事させることを認めたものである。 (3) 管理者(条例第8条) 指定児童発達支援事業所の管理者は、原則として専ら当該事業所の管理業務に従事するものとする。ただし、以下の場合であって、当該事業所の管理業務に支障がないときは、他の職務を兼ねることができるものとする。 ① 当該指定児童発達支援事業所の従業者としての職務に従事する場合 ② 同一の事業者によって設置された他の事業所、施設等の管理者又は従業者としての職務に従事する場合であって、当該他の事業所、施設等の管理者又は従業者としての職務に従事する時間帯も、当該指定児童発達支援事業所の利用者への支援の提供の場面等で生じる事象を適時かつ適切に把握し、職員及び業務の一元的な管理・指揮命令を支障なく行うことができ、また、事故発生時等の緊急時の対応について、あらかじめ対応の流れを定め、必要に応じて管理者自身が速やかに

厚生労働 省令	県条例	県規則	県解釈通知
第8条	(従たる事業所を設置する場合における特例)	(従たる事業所を設置する場合における特例)	出勤できる場合（この場合の他の事業所又は施設等の事業の内容は問わないが、例えば、管理すべき事業所数が過剰であると個別に判断される場合や、事故発生時等の緊急時において管理者自身が速やかに当該指定児童発達支援事業所に駆け付けることができない体制となっている場合併設される指定障害者支援施設等において入所者に対しサービス提供を行う看護・介護職員と兼務する場合などは、管理業務に支障があると考えられる。）
第9条	第9条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターであるものを除く。）における主たる事業所と一体的に管理運営を行う事業所（次項において「従たる事業所」という。）を設置することができる。 2 従たる事業所を設置する場合における従業者の基準は、規則で定める。 第3節 設備に関する基準 (設備)	第5条 条例第9条第1項の規定により従たる事業所を設置する場合においては、主たる事業所及び従たる事業所の従業者（児童発達支援管理責任者を除く。）のうちそれぞれ1人以上は、常勤かつ専ら当該主たる事業所又は従たる事業所の職務に従事する者でなければならない。 第2節 設備に関する基準	2 設備に関する基準
第10条	第10条 指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターであるものを除く。以下この条において同じ。）は、発達支援室のほか、指定児童発達支援の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。 2 前項に規定する設備及び備品等は、専ら当該指定児童発達支援の事業の用に供するものでなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、この限りでない。 3 前2項に定めるもののほか、指定児童発達支援事業所の設備の基準は、規則で定める。	第6条 条例第10条第1項に規定する発達支援室には、発達に必要な機械器具等を備えなければならない。 第7条 条例第11条第1項に規定する設備の基準は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。 ただし、主として難聴児を通わせる指定児童発達支援事業所又は主として重症心身障害児を通わせる指定児童発達支援事業所にあつては、この限りでない。 (1) 指導訓練室 次に掲げるとおりとすること。 イ 定員は、おおむね10人とすること。 ロ 障害児1人当たりの床面積は、2.47平方メートル以上とすること。 (2) 遊戯室 障害児1人当たりの床面積は、1.65平方メートル以上とすること。	(1) 指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターであるものを除く。）に係る設備（条例第10条及び規則第6条） 指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターであるものを除く。）とは、指定児童発達支援を提供するための設備及び備品を備えた場所をいう。原則として一の建物につき、一の事業所とするが、障害児の利便のため、障害児に身近な社会資源（既存施設）を活用して、事業所の従業者が当該既存施設に出向いて指定児童発達支援を提供する場合については、これらを事業所の一部とみなして設備基準を適用するものである。 (2) 指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターであるものに限る。）に係る設備（条例第11条及び規則第7条） 条例第11条及び規則第7条は、山形県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例第51条及び山形県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則第57条において児童発達支援センターに定めている設備の基準を指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターであるものに限る。以下(2)において同じ。）においても定めたものである。 条例第11条第2項は、指定児童発達支援事業所において、肢体不自由のある児童に対して治療を行う場合には、同条第1項の設備（医務室を除く。）に加えて、医療法に規定する診療所

厚生労働 省令	県条例	県規則	県解釈通知
	3 前2項に規定する設備は、専ら当該指定児童発達支援の事業の用に供するものでなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、前項の設備を除き、併せて設置する他の社会福祉施設の設備と兼ねることができる。 4 前3項に定めるもののほか、指定児童発達支援事業所の設備の基準は、規則で定める。 第4節 運営に関する基準 (利用定員) 第11条 第12条 指定児童発達支援事業所は、その利用定員を10人以上とする。ただし、主として重症心身障害児を通わせる指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターであるものを除く。）にあつては、利用定員を5人以上とすることができる。 (内容及び手続の説明及び同意) 第12条 第13条 指定児童発達支援事業者は、通所給付決定保護者が指定児童発達支援の利用の申込みを行ったときは、当該利用の申込みを行った通所給付決定保護者（以下「利用申込者」という。）に係る障害児の障がいの特性に応じた適切な配慮をしつつ、当該利用申込者に対し、利用申込者のサービスの選択に資すると認められる規則で定める重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該指定児童発達支援の提供の開始について当該利用申込者の同意を得なければならない。	第3節 運営に関する基準 (内容及び手続の説明及び同意) 第8条 条例第13条の規則で定める重要事項は、次のとおりとする。	として必要な設備を設けなければならないことを定めたものである。 条例第11条第3項は、同条第1項の設備の設備については、併せて設置する社会福祉施設の設備と兼ねることができること規定したものである。 なお、旧医療型児童発達支援事業所については、令和6年改正府令附則第3条の規定により、当分の間、条例第11条の規定にかかわらず、なお従前の例（旧基準第58条の規定）によることができるものとする。 また、令和6年4月1日において児童発達支援の指定を受けている旧主として難聴児を通わせる指定児童発達支援事業所及び旧主として重症心身障害児を通わせる指定児童発達支援事業所についても、令和6年改正府令附則第5条の規定により、当分の間、条例第11条の規定にかかわらず、なお従前の例（旧条例第11条の規定）によることができるものとする。 3 運営に関する基準 (1) 利用定員(条例第12条) 条例第12条は、安定的かつ継続的な事業運営を確保するとともに、専門性の高いサービスを提供する観点から、指定児童発達支援事業所について、利用定員の下限を定めることとしたものである。なお、同条に規定する「利用定員」とは、1日に設置される単位ごとの利用定員の合計の最大数をいうものとする。 (2) 内容及び手続の説明及び同意（条例第13条及び規則第8条） 条例第13条第1項及び規則第8条第1項は、指定児童発達支援事業所は、障害児に対し適切な指定児童発達支援を提供するため、その提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者に対し、当該指定児童発達支援事業所の運営規程の概要、従業者の勤務体制、協力医療機関の名称、苦情への対応方法、事故発生時の対応、提供するサービスの第三者評価の実施状況（実施の有無、実施した直近の年月日、実施した評価機関の名称、評価結果の開示状況）等の利用申込者が施設を選択するために必要な重要事項について、障害児の障がいの特性に応じた適切な配慮を心がけ、わかりやすい説明書やパンフレット等の文書を交付して懇切丁寧に説明を行い、当該指定児童発達支援事業所から指定児童発達支援の提供を受けることにつき、当該利用申込者の同

厚生労働 省令	県条例	県規則	県解釈通知
		(1) 条例第16条に規定する運営規程の概要 (2) 従業者の勤務の体制 (3) 第34条に規定する協力医療機関	意を得なければならないこととしたものである。 なお、利用申込者及び指定児童発達支援事業所双方の保護の立場から書面によって確認することが望ましい。 指定児童発達支援事業所については、安定的かつ継続的な事業運営を確保するとともに、専門性の高いサービスを提供する観点から、利用定員の下限を定めることとしたものである。なお、同条に規定する「利用定員」とは、1日に設置される単位ごとの利用定員の合計の最大数をいうものとする。 (2) 内容及び手続の説明及び同意（条例第13条及び規則第8条） 条例第13条第2項及び規則第8条第2項は、指定児童発達支援事業所は、障害児に対し適切な指定児童発達支援を提供するため、その提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者に対し、当該指定児童発達支援事業所の運営規程の概要、従業者の勤務体制、協力医療機関の名称、苦情への対応方法、事故発生時の対応、提供するサービスの第三者評価の実施状況（実施の有無、実施した直近の年月日、実施した評価機関の名称、評価結果の開示状況）等の利用申込者が施設を選択するために必要な重要事項について、障害児の障がいの特性に応じた適切な配慮を心がけ、わかりやすい説明書やパンフレット等の文書を交付して懇切丁寧に説明を行い、当該指定児童発達支援事業所から指定児童発達支援の提供を受けることにつき、当該利用申込者の同意を得なければならないこととしたものである。 なお、利用申込者及び指定児童発達支援事業所双方の保護の立場から書面によって確認することが望ましい。 また、利用申込者との間で当該指定児童発達支援の提供に係る契約が成立したときは、障害児の心身の特性に応じた適切な配慮をもって、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第77条第1項の規定に基づき、① 当該事業の経営者の名称及び主たる事務所の所在地② 当該事業の経営者が提供する指定児童発達支援の内容③ 当該指定児童発達支援の提供につき通所給付決定保護者が支払うべき額に関する事項④ 指定児童発達支援の提供開始年月日⑤ 指定児童発達支援に係る苦情を受け付けるための窓口を記載した書面を交付することとしたものである。 なお、利用申込者の承諾を得た場合には、当該書面に記載すべき事項を電子情報処理組織を使用する方法、その他の情報通信の技術を利用する方法により提供することができる。 (3) 契約支給量の報告等（規則第9条） ① 契約支給量等の受給者証への記載

厚生労働 省令	県条例	県規則	県解釈通知
第13条		(4) 苦情への対応方法 (5) 事故発生時の対応方法 (6) 前各号に掲げるもののほか、利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項 2 指定児童発達支援事業者は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第77条の規定に基づき書面の交付を行う場合は、利用申込者に係る障害児の障がい（障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条第1号に規定する障害をいう。以下同じ。）の特性に応じた適切な配慮をしなければならない。 （契約支給量の報告等） 第9条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援を提供するときは、当該指定児童発達支援の内容、通所給付決定保護者に提供することを契約した指定児童発達支援の量（次項において「契約支給量」という。）その他の必要な事項（第3項及び第4項において「通所受給者証記載事項」という。）を通所給付決定保護者の通所受給者証に記載しなければならない。 2 契約支給量の総量は、当該通所給付決定保護者の支給量を超えてはならない。 3 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援の利用に係る契約をしたときは、通所受給者証記載事項その他の必要な事項を市町村に対し遅滞なく報告しなければならない。 4 前3項の規定は、通所受給者証記載事項に変更があった場合に	指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援の提供に係る契約が成立した時は、通所給付決定保護者の受給者証に当該事業者及びその事業所の名称、当該指定児童発達支援の内容、当該事業者が当該通所給付決定保護者に提供する月当たりの指定児童発達支援の提供量（契約支給量）、契約日等の必要な事項を記載すること。 なお、当該契約に係る指定児童発達支援の提供が終了した場合にはその年月日を、月途中で終了した場合には当該月で既に提供した指定児童発達支援の量を記載すること。 ② 契約支給量 規則第9条第2項は、受給者証に記載すべき契約支給量の総量は、当該通所給付決定保護者の支給量を超えてはならないこととしたものである。 ③ 市町村への報告 同条第3項は、指定児童発達支援事業者は、①の規定による記載をした場合に、遅滞なく市町村に対して、当該記載事項を報告することとしたものである。

厚生労働 省令	県条例	県規則	県解釈通知
第14条	(提供拒否の禁止) 第14条 指定児童発達支援事業者は、正当な理由がなく、指定児童発達支援の提供を拒んではならない。	ついて準用する。	(4) 提供拒否の禁止 (条例第14条) 指定児童発達支援事業者は、原則として、利用申込みに対して応じなければならないことを規定したものであり、特に、障がいの程度や所得の多寡を理由にサービスの提供を拒否することを禁止するものである。提供を拒むことができる正当な理由がある場合とは、 ① 当該事業の利用定員を超える利用申込みがあった場合 ② 入院治療の必要がある場合 ③ 当該指定児童発達支援事業所が提供する指定児童発達支援の主たる対象とする障がいの種類が異なる場合、その他障害児に対し自ら適切な指定児童発達支援を提供することが困難な場合等である。 なお、支援の不十分さを伝え利用申込者から断らせる等、実質的に障がいの程度等により提供を拒否する場合は、正当な理由には当たらないものである。
第15条		(連絡調整に対する協力) 第10条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援の利用について市町村又は障害児相談支援事業を行う者(第37条第1項において「障害児相談支援事業者」という。)が行う連絡調整に、できる限り協力しなければならない。	(5) 連絡調整に対する協力 (規則第10条) 指定児童発達支援事業者は、市町村又は障害児相談支援事業者が行う障害児の紹介、地域におけるサービス担当者会議への出席依頼等の連絡調整等に対し、指定通所支援の円滑な利用の観点から、できる限り協力しなければならないこととしたものである。
第16条		(サービス提供困難時の対応) 第11条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所の通常の事業の実施地域(当該指定児童発達支援事業所が通常時に指定児童発達支援を提供する地域をいう。第31条第6号及び第39条第2項において同じ。)等を勘案し、利用申込者に係る障害児に対し自ら適切な指定児童発達支援を提供することが困難であると認めた場合は、適当な他の指定児童発達支援事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならない。	(6) サービス提供困難時の対応 (規則第11条) 指定児童発達支援事業者は、条例第14条の正当な理由により、利用申込者に係る障害児に対し自ら適切な指定児童発達支援を提供することが困難であると認めた場合には、規則第11条の規定により、適当な他の指定児童発達支援事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならないものである。
第17条		(受給資格の確認) 第12条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援の提供を求められた場合は、通所給付決定保護者の提示する通所受給者証によって、通所給付決定の有無、通所給付決定をされた指定通所支援の種類、通所給付決定の有効期間、支給量等確かめるものとする。	(7) 受給資格の確認 (規則第12条) 指定児童発達支援の利用に係る障害児通所給付費を受けることができるのは、通所給付決定保護者に限られることを踏まえ、指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援の開始に際し、通所給付決定保護者の提示する通所受給者証によって、通所給付決定の有無、通所給付決定された指定通所支援の種類、通所給付決定の有効期間、支給量等確かめなければならないこととしたものである。

厚生労働 省令	県条例	県規則	県解釈通知
第18条		(障害児通所給付費の支給の申請に係る援助) 第13条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援に係る通所給付決定を受けていない者から利用の申込みがあった場合は、その者の意向を踏まえて速やかに障害児通所給付費の支給の申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。 2 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援に係る通所給付決定に通常要すべき標準的な期間を考慮し、通所給付決定の有効期間の終了に伴う障害児通所給付費の支給申請について、必要な援助を行わなければならない。	(8) 障害児通所給付費の支給の申請に係る援助 (規則第13条) ① 通所給付決定を受けていない者 規則第13条第1項は、指定児童発達支援事業者は、通所給付決定を受けていない者から利用の申込みを受けた場合には、その者の意向を踏まえて、速やかに障害児通所給付費の支給申請に必要な援助を行うこととするものである。 ② 利用継続のための援助 同条第2項は、指定児童発達支援事業者は、利用障害児に係る通所給付決定の有効期間の終了に伴い、保護者が引き続き指定児童発達支援を受ける意向がある場合には、市町村が通所給付決定に通常要すべき標準処理期間を勘案し、あらかじめ余裕をもって当該保護者が支給申請を行うことができるよう、申請勧奨等の必要な援助を行うことを定めたものである。
第19条		(心身の状況等の把握) 第14条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援の提供に当たっては、障害児の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。	(9) 心身の状況等の把握 (規則第14条) 規則第14条は、指定児童発達支援事業者は、障害児に対して適切な指定児童発達支援が提供されるようにするため、当該障害児の心身の状況等の把握に努めなければならないことを規定したものである。また、質の高い指定児童発達支援の提供に資することや当該障害児の生活の継続性を重視する観点から、他の福祉サービス等の利用状況等の把握に努めなければならないこととしたものである。
第20条		(指定障害児通所支援事業者等との連携等) 第15条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援の提供に当たっては、都道府県、市町村、障害福祉サービスを行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。 2 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援の提供の終了に際しては、障害児又はその家族に対して適切な援助を行うとともに、都道府県、市町村、障害福祉サービスを行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。	
第21条		(サービスの提供の記録) 第16条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援を提供した際は、当該指定児童発達支援の提供日、内容その他必要な事項を当該指定児童発達支援の提供の都度記録しなければならない。	(10) サービスの提供の記録 (規則第16条) ① 規則第16条第1項は、通所給付決定保護者及び指定児童発達支援事業者が、その時点での指定児童発達支援の利用状況等を把握できるようにするため、指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援を提供した際には、当該指定児童発達支援の提供日、提供したサービスの具体的内容、利用者負担額等に係る必要な事項を記録しなければならないこととし

厚生労働 省令	県条例	県規則	県解釈通知
第22条		2 指定児童発達支援事業者は、前項の規定による記録に際しては、通所給付決定保護者から指定児童発達支援を提供したことについて確認を受けなければならない。 (指定児童発達支援事業者が通所給付決定保護者に求めることのできる金銭の支払の範囲等) 第17条 指定児童発達支援事業者が指定児童発達支援を提供する通所給付決定保護者に対して金銭の支払を求めることができるのは、当該金銭の使途が直接通所給付決定に係る障害児の便益を向上させるものであって、当該通所給付決定保護者にその支払を求めることが適当であるものに限るものとする。	たものである。 ② 同条第2項は、前項の指定児童発達支援の提供の記録について、指定児童発達支援の提供に係る適切な手続を確保する観点から、通所給付決定保護者からの確認を得なければならないこととしたものである。 (11) 指定児童発達支援事業者が通所給付決定保護者に求めることのできる金銭の支払の範囲等（規則第17条） 規則第17条は、指定児童発達支援事業者が通所給付決定保護者に金銭の支払いを求めることができるのは、当該金銭の使途が直接障害児の便益を向上させるものであって、当該通所給付決定保護者に支払を求めることが適当であるものに限るものとし、金銭の支払いを求める際には、当該金銭の使途及び額並びに当該通所給付決定保護者に金銭の支払いを求める理由について、書面によって明らかにするとともに同意を得なければならないこととしたものである。これは障害児やその家族等に対して寄付金を強要することや、曖昧な名目による不適切な金銭の支払いを求めることを禁じる趣旨であるが、障害児の便益を向上させるものについては、一定のルールをもとに通所給付決定保護者に金銭の支払を求めることは差し支えないものである。
第23条		2 前項の規定により金銭の支払を求める際は、当該金銭の使途及び額並びに通所給付決定保護者に金銭の支払を求める理由について書面により明らかにするとともに、通所給付決定保護者に対して説明を行い、同意を得なければならない。ただし、次条第1項から第3項までの支払については、この限りでない。 (通所利用者負担額の受領) 第18条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援を提供した際は、通所給付決定保護者から当該指定児童発達支援に係る通所利用者負担額の支払を受けるものとする。 2 指定児童発達支援事業者は、法定代理受領を行わない指定児童発達支援を提供した際は、通所給付決定保護者から、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額の支払を受けるものとする。 (1) 次号に掲げる場合以外の場合 当該指定児童発達支援に係る	(12) 通所利用者負担額の受領（規則第18条） ① 通所利用者負担額の受領 規則第18条第1項は、指定児童発達支援事業者は、法定代理受領サービスとして提供される指定児童発達支援についての利用者負担額として、通所給付決定保護者の家計の負担能力等をしん酌して児童福祉法施行令（昭和23年政令第74号）において定める額の支払いを受けなければならないことを規定したものである。 ② 法定代理受領を行わない場合 同条第2項は、指定児童発達支援事業者は法第24条の3第8項に規定する法定代理受領を行わない指定児童発達支援を提供した際には、通所給付決定保護者から通所利用者負担額のほか、障害児通所給付費（肢体不自由のある児童に対して治療を行う

厚生労働 省令	県条例	県規則	県解釈通知
		指定通所支援費用基準額 (2) 治療（上肢、下肢又は体幹の機能の障がいのある児童に対して行われるものに限る。以下同じ。）を行う場合 前号に掲げる額のほか、当該指定児童発達支援のうち肢体不自由児通所医療（食事療養（健康保険法（大正11年法律第70号）第63条第2項第1号に規定する食事療養をいう。）を除く。以下同じ。）に係るものにつき健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した費用の額 3 指定児童発達支援事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、指定児童発達支援において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用（第1号の費用にあつては、児童発達支援センターである指定児童発達支援事業所に係るものに限る。）の額の支払を通所給付決定保護者から受けることができる。 (1) 食事の提供に要する費用 (2) 日用品費 (3) 前2号に掲げるもののほか、指定児童発達支援において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、通所給付決定保護者に負担させること適当と認められるもの 4 前項第1号の費用については、省令第23条第4項に規定する厚生労働大臣が定めるところによるものとする。 【関係告示】 ※第4項の「厚生労働大臣が定めるところ」＝「食事の提供に要する費用及び光熱水費に係る利用料等に関する指針」（平成24年厚生労働省告示第231号） 5 指定児童発達支援事業者は、第1項から第3項までに係る費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った通所給付決定保護者に対し交付しなければならない。 6 指定児童発達支援事業者は、第3項の費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、通所給付決定保護者に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、通所給付決定	場合は、障害児通所給付費及び肢体不自由児通所医療費）の支払いを受けるものとするものとするものである。 ③ その他受領が可能な費用の範囲 同条第3項は、指定児童発達支援事業者は、前2項の支払いを受ける額のほか、指定児童発達支援において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の支払を受けることができるものとするものである。 (ア) 食事の提供に要する費用（児童発達支援センターである指定児童発達支援事業所に係るものに限る。） (イ) 日用品費 (ウ) 日常生活において通常必要となるものに係る費用であつて、通所給付決定保護者に負担させることが適当と認められるもの なお、（ウ）の具体的な範囲については、「障害児通所支援又は障害児入所支援における日常生活に要する費用の取扱いについて」（平成24年3月30日障発0330第31号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）によるものとする。 ④ 領収証の交付 同条第5項は、同条第1項から第3項までの規定による費用の支払を受けた場合には当該費用を支払った通所給付決定保護者に対して領収証を交付することとしたものである。 ⑤ 通所給付決定保護者の同意 同条第6項は、同条第3項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、通所給付決定保護者に対し、当該

厚生労働 省令	県条例	県規則	県解釈通知
第24条		保護者の同意を得なければならない。 (通所利用者負担額に係る管理) 第19条 指定児童発達支援事業者は、通所給付決定に係る障害児が同一の月に当該指定児童発達支援事業者が提供する指定児童発達支援及び他の指定障害児通所支援事業者が提供する指定通所支援を受けた場合において、当該障害児の通所給付決定保護者から依頼があったときは、当該指定児童発達支援及び当該他の指定通所支援に係る通所利用者負担額の合計額（以下この条において「通所利用者負担額合計額」という。）を算定しなければならない。この場合において、当該指定児童発達支援事業者は、当該指定児童発達支援及び当該他の指定通所支援の状況を確認の上、通所利用者負担額合計額を市町村に報告するとともに、当該通所給付決定保護者及び当該他の指定通所支援を提供した指定障害児通所支援事業者に通知しなければならない。 (障害児通所給付費の額に係る通知等)	サービスの内容及び費用について説明を行い、通所給付決定保護者の同意を得なければならないこととしたものである。 (13) 通所利用者負担額に係る管理（規則第19条） 規則第19条は、指定児童発達支援事業者は、通所給付決定に係る障害児が同一の月に当該指定児童発達支援事業者が提供する指定児童発達支援及び他の指定通所支援を受けたときは、他の指定通所支援に係る通所利用者負担額との合計額を算定しなければならない。この場合において、当該指定児童発達支援事業者は市町村に報告するとともに、通所給付決定保護者及び他の指定障害児通所支援事業者等が必要とする部分について通知しなければならないこととしたものである。
第25条		第20条 指定児童発達支援事業者は、法定代理受領により指定児童発達支援に係る障害児通所給付費又は肢体不自由児通所医療費の支給を受けた場合は、通所給付決定保護者に対し、当該通所給付決定保護者に係る障害児通所給付費及び肢体不自由児通所医療費の額を通知しなければならない。 2 指定児童発達支援事業者は、第18条第2項の法定代理受領を行わない指定児童発達支援に係る費用の額の支払を受けた場合は、その提供した指定児童発達支援の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を通所給付決定保護者に対して交付しなければならない。	(14) 障害児通所給付費等の額に係る通知等（規則第20条） ①通所給付決定保護者への通知 規則第20条第1項は、指定児童発達支援事業者は、市町村から法定代理受領を行う指定児童発達支援に係る障害児通所給付費又は肢体不自由児通所医療費の支給を受けた場合には、通所給付決定保護者に対し、障害児通所給付費及び肢体不自由児通所医療費の額を通知することとしたものである。 ② サービス提供証明書の交付 同条第2項は、指定児童発達支援事業者は、規則第18条第2項の規定による額の支払を受けた場合には、提供した指定児童発達支援の内容、費用の額その他通所給付決定保護者が市町村に対し障害児通所給付費を請求する上で必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を、通所給付決定保護者に交付しなければならないこととしたものである。
第26条	(指定児童発達支援の取扱方針) 第15条 指定児童発達支援事業者は、児童発達支援計画（指定児童発達支援に係る通所支援計画をいう。）に基づき、障害児の心身の状況等に応じて、その者の支援を適切に行うとともに、指定児童発達支援の提供が漫然かつ画一的なものとならないよう配慮しなければならない。	(指定児童発達支援の取扱方針)	(15) 指定児童発達支援の取扱方針（条例第15条） ① 条例第15条第1項は、指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援が漫然かつ画一的に提供されることがないよう、個々の障害児の身体その他の状況及びその環境に応じた適切な支援を提供しなければならないこととしたものである。なお、適切な支援の提供に当たっては、追って厚生労働省から示される「児童発達支援ガイドライン」を参考にすることが望ましい。また、都道府県等が別途、児童発達支援における支援の質を担保するためのガイドライン等を定めている場合には、当該ガイ

厚生労働 省令	県条例	県規則	県解釈通知
	2 指定児童発達支援事業者は、障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害児及び通所給付決定保護者の意思をできる限り尊重するための配慮をしなければならない。 3 指定児童発達支援事業所の従業者は、指定児童発達支援の提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、通所給付決定保護者及び障害児に対し、支援上必要な事項について、理解しやすいように説明を行わなければならない。 4 指定児童発達支援事業者は、障害児の適性、障がいの特性その他の事情を踏まえた指定児童発達支援（治療に係る部分を除く。以下この条において同じ。）の確保並びに次項に規定する指定児童発達支援の質の評価及びその改善の適切な実施の観点から、指定児童発達支援の提供に当たっては、心身の健康等に関する領域を含む総合的な支援を行わなければならない。 5 指定児童発達支援事業者は、その提供する指定児童発達支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。	第20条の2 指定児童発達支援事業者は、条例第15条第5項の規定により、その提供する指定児童発達支援の質の評価及び改善を行うに当たっては、次に掲げる事項について、指定児童発達支援事業所の従業者による評価を受けた上で、自ら評価（以下この条において「自己評価」という。）を行うとともに、当該指定児童発達支援事業者を利用する障害児の通所給付決定保護者	ドライン等を参考にすることは差し支えないこととする。 ② 条例第15条第2項は、指定児童発達支援が、障害児の意思を尊重し、障害児の最善の利益の保障の下で行われることが重要であることに鑑み、指定児童発達支援事業者は、障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、児童発達支援計画の作成時をはじめ、適時に、日々の支援の内容や将来の生活に関して、障害児及びその保護者の意向を丁寧に把握し、その意思をできる限り尊重するための配慮をしなければならないこととしたものである。 当該配慮に当たっては追ってお示しする「支援におけるこどもの意思の尊重・最善の利益の優先考慮の手引き」に十分留意すること。 ③ 条例第15条第3項に規定する支援上必要な事項とは、通所支援計画の目標及び内容のほか、行事及び日課等も含むものである。また、本人の意思に反する異性介助がなされないよう、個々の障害児の年齢等に応じて、児童発達支援管理責任者等が支援の提供に関する本人の意向を把握するとともに、本人の意向を踏まえた支援の提供体制の確保に努めるべきものであること。 ④ 条例第15条第4項は、指定児童発達支援事業者は、障害児の適性、障害の特性その他の事情を踏まえた指定児童発達支援（治療に係る部分を除く。⑤及び⑥並びに(15の2)において同じ。）の確保並びに指定児童発達支援の質の評価及びその改善の適切な実施の観点から、指定児童発達支援の提供に当たっては、5領域（「健康・生活」、「運動・感覚」、「認知・行動」、「言語・コミュニケーション」及び「人間関係・社会性」）を含む総合的な支援内容としなければならないこととしたものである。 ⑤ 条例第15条第5項は、指定児童発達支援事業者は、自らその提供する指定児童発達支援の質の評価を行うことはもとより、第三者による外部評価の導入を図るよう努め、常にサービスを提供する施設としての質の改善を図らなければならないこととしたものである。 ⑥ 規則第20条の2第1項は、指定児童発達支援の質の評価及び改善を行うため、同項第1号から第7号までに掲げる事項について、指定児童発達支援事業者が当該指定児童発達支援事業所の従業者による評価を受けた上で、自ら評価を行うとともに、当該指定児童発達支援事業者を利用する障害児の保護者による評価（⑦において「保護者評価」という。）を受けて、その

厚生労働 省令	県条例	県規則	県解釈通知
第26条の2		(以下この条において「保護者」という。)による評価(以下この条において「保護者評価」という。)を受けて、その改善を図らなければならない。 (1) 当該指定児童発達支援事業者を利用する障害児及びその保護者の意向、障害児の適性、障がいの特性その他の事情を踏まえた支援を提供するための体制の整備の状況 (2) 従業者の勤務の体制及び資質の向上のための取組の状況 (3) 指定児童発達支援の事業の用に供する設備及び備品等の状況 (4) 関係機関及び地域との連携、交流等の取組の状況 (5) 当該指定児童発達支援事業者を利用する障害児及びその保護者に対する必要な情報の提供、助言その他の援助の実施状況 (6) 緊急時等における対応方法及び非常災害対策 (7) 指定児童発達支援の提供に係る業務の改善を図るための措置の実施状況 2 指定児童発達支援事業者は、おおむね1年に1回以上、自己評価及び保護者評価並びに前項に規定する改善の内容を、保護者に示すとともに、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。 第20条の3 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所ごとに、指定児童発達支援プログラム(条例第15条第4項に規定する領域との関連性を明確にした指定児童発達支援の実施に関する計画をいう。)を策定し、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。	改善を図らなければならないこととしたものである。なお、当該評価及び改善を図るに当たっては、児童発達支援ガイドラインを参考にすることが望ましい。また、都道府県等が別途、児童発達支援における支援の質を担保するためのガイドライン等を定めている場合には、当該ガイドライン等を参考にすることは差し支えないこととする。 ⑦ 規則第20条の2第2項は、指定児童発達支援事業者は、おおむね1年に1回以上、自己評価、保護者評価及びこれらの評価を受けて行う改善の内容について、保護者に示すとともに、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならないこととしたものである。 (15の2) 指定児童発達支援プログラムの策定等(規則第20条の3) 規則第20条の3は、総合的な支援と支援内容の見える化を進める観点から、指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所ごとに、指定児童発達支援プログラム((15)④の5領域との関連性を明確にした当該児童発達支援事業所全体の指定児童発達支援の実施に関する計画をいう。)を策定し、インターネットの利用その他の方法により広く公表しなければならないこととしたものである。 (15の3) インクルージョンの推進(条例第15条の2) 条例第15条の2は、障害の有無にかかわらず、安心して共に育ち暮らすことができる社会の実現に向けて、こども施策全体
第26条の3	(障害児の地域社会への参加及び包摂の推進) 第15条の2 指定児童発達支援事業者は、障害児が指定児童発達支援を利用することにより、地域の保育、教育等の支援を受け		

厚生労働 省令	県条例	県規則	県解釈通知
第27条	ることができるようにすることで、障がい の有無にかかわらず、全ての児童が共に成長できるよう、障害児の地域社会への参加及び包摂 の推進に努めなければならない。	(児童発達支援計画の作成等) 第21条 指定児童発達支援事業所の管理者は、児童発達支援管理責任者に指定児童発達支援に係る通所支援計画（以下この条及び第42条第2号において「児童発達支援計画」という。）の作成に関する業務を担当させるものとする。 2 児童発達支援管理責任者は、児童発達支援計画の作成に当たっては、適切な方法により、障害児について、その有する能力、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて通所給付決定保護者及び障害児の希望する生活並びに課題等の把握（以下この条において「アセスメント」という。）を行うとともに、障害児の年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、心身ともに健やかに育成されるよう障害児の発達を支援する上での適切な支援内容の検討を行わなければならない。 3 児童発達支援管理責任者は、アセスメントに当たっては、通所給付決定保護者及び障害児に面接しなければならない。この場合において、児童発達支援管理責任者は、面接の趣旨を通所給付決定保護者及び障害児に対して十分に説明し、理解を得なければならない。 4 児童発達支援管理責任者は、アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、通所給付決定保護者及び障害児の生活に対する意向、障害児に対する総合的な支援目標及びその達成時期、生活全般の質を向上させるための課題、条例第15条第4項に規定する領域との関連性並びに 障害児の地域社会への参加及び包摂の観点を踏まえた指定児童発達支援の具体的内容、指定児童発達支援を提供する上での留意事項その他必要な事項を記載した児童発達支援計画の原案を作成しなければならない。この場合において、障害児の家族に対する援助及び当該指定児童発達支援事業所が提供する指定児童発達支援以外の保健医療サービス又は福祉サービスとの連携も含めて児童発達支援計画の原案に位置付ける	の連続性の中で、インクルージョンを推進していくことが重要であることに鑑み、指定児童発達支援事業者は、障害児が指定児童発達支援を利用することにより、地域の保育、教育等の支援を受けることができるようにすることで、障害の有無にかかわらず、全ての児童が共に成長できるよう、インクルージョンの推進に努めなければならないこととしたものである。 (16) 児童発達支援計画の作成等（規則第21条） ① 規則第21条においては、児童発達支援管理責任者が作成すべき児童発達支援計画について規定している。 児童発達支援計画には、通所給付決定保護者及び障害児の生活に対する意向、障害児に対する総合的な支援目標及びその達成時期、生活全般の質を向上させるための課題、(15)の④の5領域との関連性及びインクルージョンの観点を踏まえた指定児童発達支援の具体的内容（行事や日課等も含む。）、指定児童発達支援を提供する上での留意事項等を記載すること。インクルージョンの観点を踏まえた指定児童発達支援の具体的内容については、例えば、保育所等への移行支援等のインクルージョンの観点を踏まえた取組や、地域との交流の機会の確保等の支援におけるインクルージョンの視点などが考えられる。なお、児童発達支援計画の様式については、「児童発達支援ガイドライン」を参考にしつつ、各指定事業所で定めるもので差し支えない。 また、児童発達支援計画は、障害児の能力、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて通所給付決定保護者及び障害児の希望する生活並びに課題等の把握を行うとともに、障害児の年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、心身ともに健やかに育成されるよう、指定障害児相談支援事業者が作成した障害児支援利用計画を踏まえて、障害児の発達を支援する上での適切な支援内容の検討に基づいて立案されるものである。「最善の利益が優先して考慮」されるとは、「障害児にとって最も善いことは何か」を考慮することをいう。障害児の意見がその年齢及び発達の程度に応じて尊重すべきものと認められる場合であっても、別の考慮要素と比較衡量して合理的に判断した結果、障害児にとって最善とはいえないと認められる場合には、障害児の意見とは異なる結論が導かれることはあり得るものである。 ② 児童発達支援管理責任者の役割

厚生労働 省令	県条例	県規則	県解釈通知
		よう努めなければならない。 5 児童発達支援管理責任者は、児童発達支援計画の作成に当たっては、障害児の意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮される体制を確保した上で、障害児に対する指定児童発達支援の提供に当たる担当者等を招集して行う会議を開催し、児童発達支援計画の原案について意見を求めるものとする。 6 前項の会議は、テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して開催することができる。 7 児童発達支援管理責任者は、児童発達支援計画の作成に当たっては、通所給付決定保護者及び障害児に対し、当該児童発達支援計画について説明し、文書によりその同意を得なければならない。 8 児童発達支援管理責任者は、児童発達支援計画を作成した際には、当該児童発達支援計画を通所給付決定保護者及び当該通所給付決定保護者に対して指定障害児相談支援 を提供する者に交付しなければならない。 9 児童発達支援管理責任者は、児童発達支援計画の作成後、児童発達支援計画の実施状況の把握（障害児についての継続的なアセ	児童発達支援管理責任者は、当該児童発達支援事業所以外の保健医療サービス又はその他の福祉サービス等との連携も含め、児童発達支援計画の原案を作成し、以下の手順により児童発達支援計画に基づく支援を実施するものである。 ア 個別支援会議の開催 障害児の意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮される体制を確保した上で、障害児に対する指定児童発達支援の提供に当たる担当者等を招集して行う会議（テレビ電話装置等の活用も可能）を開催し、児童発達支援計画の原案について意見を求めること。当該会議の開催に当たっては、障害児の意見を尊重し、障害児の最善の利益を保障することが重要であることに鑑み、当該障害児の年齢や発達程度に応じて、障害児本人や保護者の意見を聴くことが求められる。そのため、例えば、会議の場に障害児と保護者を参加させることや、会議の開催前に担当者等が障害児や保護者に直接会うことなどが考えられる。なお、その際、年齢や発達程度により意見を表明することが難しい障害児がいることを考慮し、言葉による表現だけでなく、身体の動きや表情、発声なども観察し、意見を尊重することが重要であること。 イ 児童発達支援計画の原案の説明・同意 児童発達支援計画の作成に当たっては、通所給付決定保護者及び障害児に対し説明し、文書によりその同意を得ること ウ 児童発達支援計画の交付 通所給付決定保護者及び当該保護者が利用する指定障害児相談支援事業所へ当該児童発達支援計画を交付すること。また、児童発達支援管理責任者は、児童発達支援計画の内容も踏まえた障害児支援利用計画の作成その他支援を可能とする観点から、児童発達支援計画の交付先である指定障害児相談支援事業所が実施するサービス担当者会議に参加し、障害児に係る必要な情報を共有するよう努めること。 エ モニタリング 当該児童発達支援計画の実施状況を確認しながら、障害児

厚生労働 省令	県条例	県規則	県解釈通知
		スメントを含む。次項において「モニタリング」という。）を行うとともに、障害児について解決すべき課題を把握し、少なくとも6月に1回以上、児童発達支援計画の見直しを行い、必要に応じて、当該児童発達支援計画の変更を行うものとする。 10 児童発達支援管理責任者は、モニタリングに当たっては、通所給付決定保護者との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行わなければならない。 (1) 定期的に通所給付決定保護者及び障害児に面接すること。 (2) 定期的にモニタリングの結果を記録すること。 11 第2項から第8項までの規定は、第9項の児童発達支援計画の変更について準用する。 (児童発達支援管理責任者の責務) 第22条 児童発達支援管理責任者は、前条に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行うものとする。 (1) 次条に規定する相談及び援助を行うこと。 (2) 他の従業者に対する技術指導及び助言を行うこと。 2 児童発達支援管理責任者は、業務を行うに当たっては、障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害児及び通所給付決定保護者の意思をできる限り尊重するよう努めなければならない。 (相談及び援助) 第23条 指定児童発達支援事業者は、常に障害児の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、障害児又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。 (支援) 第24条 指定児童発達支援事業者は、障害児の心身の状況に応じ、障害児の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術を	について解決すべき課題を把握し、児童発達支援計画を見直すべきかどうかについての検討（当該検討は少なくとも6月に1回以上、必要に応じて児童発達支援計画の変更を行う必要があること。）を行うこと。なお、当該計画の見直しに当たっては担当者間で会議を開催するとともに、見直しの内容について通所給付決定保護者等の同意を得ること (17) 児童発達支援管理責任者の責務（規則第22条） ① 児童発達支援管理責任者は、児童発達支援計画の作成のほか、次の業務を担うものである。 ア 規則第23条に規定する業務を行うこと イ 他の従業者に対して、指定児童発達支援の提供に係る技術的な指導及び助言を行うこと ② 児童発達支援管理責任者は、業務を行うに当たっては、障害児及びその保護者の意思をできる限り尊重するよう努めなければならないものである。 また、児童発達支援管理責任者は、従業者に対しても、障害児及びその保護者の意思をできる限り尊重する観点から必要な助言・指導等を行うことが求められるものである。 なお、児童発達支援管理責任者については、当該必要な助言・指導等を適切に行うため、都道府県が実施する児童発達支援管理責任者を対象にした専門コース別研修の意思決定支援コース及び障害児支援コースを受講することが望ましい。 (18) 相談及び援助（規則第23条） 規則第23条における相談及び援助については、常に障害児の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、常時必要な相談及び援助を行い得る体制を取ることにより、積極的に障害児の生活の質の向上を図ることを趣旨とするものである。 (19) 支援（規則第24条） ① 規則第24条第1項から第3項までは、指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援の提供に当たっては、児童発達支
第29条			
第30条			

厚生労働 省令	県条例	県規則	県解釈通知
第31条		もって支援を行わなければならない。 2 指定児童発達支援事業者は、障害児が日常生活における適切な習慣を確立するとともに、社会生活への適応性を高めるよう、あらゆる機会を通じて支援を行わなければならない。 3 指定児童発達支援事業者は、障害児の適性に応じ、障害児ができる限り健全な社会生活を営むことができるよう、より適切に支援を行わなければならない。 4 指定児童発達支援事業者は、常時1人以上の従業者（管理者及び児童発達支援管理責任者を除く。）を支援に従事させなければならない。 5 指定児童発達支援事業者は、障害児に対して、当該障害児に係る通所給付決定保護者の負担により、指定児童発達支援事業所の従業者以外の者による支援を受けさせてはならない。 （食事） 第25条 指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターであるものに限る。第4項において同じ。）において、障害児に食事を提供するときは、その献立は、できる限り、変化に富み、障害児の健全な発育に必要な栄養量を含有するものでなければならない。 2 食事は、前項の規定によるほか、食品の種類及び調理方法について栄養並びに障害児の身体的状況及び嗜好を考慮したものでなければならない。 3 調理は、あらかじめ作成された献立に従って行われなければならない。 4 指定児童発達支援事業所においては、障害児の健康な生活の基本としての食を営む力の育成に努めなければならない。 （社会生活上の便宜の供与等） 第26条 指定児童発達支援事業者は、教養娯楽設備等を備えるほか、適宜障害児のためのレクリエーション行事を行わなければならない。	援計画に基づき、日常生活における基本的な習慣の確立や社会生活での適応性の確保を目指し、さらに地域での生活を念頭において行うことが基本であり、障害児の心身の状況に応じて、適切な技術をもって支援を行わなければならないこととしたものである。なお、支援の実施に当たっては、障害児の人格に十分配慮して実施するものとする。 ② 同条第4項に規定する「常時1人以上の従業者（管理者及び児童発達支援管理責任者を除く。）を支援に従事させなければならない」とは、適切な支援を行うことができるように従事する従業者の勤務体制を定めておくとともに、少なくとも常時1人以上の従業者（管理者及び児童発達支援管理責任者を除く。）に従事させることを規定したものである。 （20）食事（規則第25条） 規則第25条は、児童発達支援センターにおける、食事の提供及び栄養管理は、障害児の健全な発育上極めて重要な影響を与えるものであることから、食事の内容はできるだけ変化に富み、年齢、障がいの特性及び嗜好等に配慮しつつ、栄養的にバランスのとれたものとするよう努めることを規定したものである。 （21）社会生活上の便宜の供与等（規則第26条） ① 規則第26条第1項は、指定児童発達支援事業者は画一的な支援を行うのではなく、障害児の年齢や発達段階に応じた教
第32条			

厚生労働 省令	県条例	県規則	県解釈通知				
第33条		ならない。 2 指定児童発達支援事業者は、常に障害児の家族との連携を図るよう努めなければならない。 (健康管理) 第27条 指定児童発達支援事業者（児童発達支援センターである指定児童発達支援事業所において、指定児童発達支援の事業を行う者に限る。）は、常に障害児の健康の状況に注意するとともに、通所する障害児に対し、通所開始時の健康診断、少なくとも1年に2回の定期健康診断及び臨時の健康診断を、学校保健安全法（昭和33年法律第56号）に規定する健康診断に準じて行わなければならない。 2 前項の指定児童発達支援事業者は、同項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる健康診断が行われた場合であって、当該健康診断がそれぞれ同表の右欄に掲げる健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、同欄に掲げる健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、指定児童発達支援事業者は、それぞれ同表の左欄に掲げる健康診断の結果を把握しなければならない。 <table><tr><td>児童相談所等における障害児の通所開始前の健康診断</td><td>通所する障害児に対する障害児の通所開始時の健康診断</td></tr><tr><td>障害児が通学する学校における健康診断</td><td>定期の健康診断又は臨時の健康診断</td></tr></table> 3 指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターであるものに限る。）の従業員の健康診断に当たっては、綿密な注意を払わなければならない。 (緊急時等の対応)	児童相談所等における障害児の通所開始前の健康診断	通所する障害児に対する障害児の通所開始時の健康診断	障害児が通学する学校における健康診断	定期の健康診断又は臨時の健康診断	養娯楽設備を備えるほか、スポーツ、文化的活動等のレクリエーション行事を行うこととしたものである。 ② 同条第2項は、指定児童発達支援事業者は障害児の家族に対し、当該事業所の会報の送付、当該事業所が実施する行事への参加の呼びかけ等によって障害児とその家族が交流できる機会等を確保するよう努めなければならないこととしたものである。 (22) 健康管理（規則第27条） ① 規則第27条第1項は、指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターであるものに限る。②において同じ。）は、障害児の健康管理の把握に努め、医師、又は看護師等その他適切な者を健康管理の責任者とし、障害児の健康状態に応じて健康保持のための適切な措置を講じることとしたものである。
	児童相談所等における障害児の通所開始前の健康診断	通所する障害児に対する障害児の通所開始時の健康診断					
	障害児が通学する学校における健康診断	定期の健康診断又は臨時の健康診断					
第34条		第28条 指定児童発達支援事業所の従業員は、現に指定児童発達支援の提供を行っているときに障害児に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。 (通所給付決定保護者に関する市町村への通知)	② 同条第3項は、指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターであるものに限る。）は、従業員の清潔の保持及び健康状態の管理に努めるべきことを規定し、特に障害児の食事の準備等にあたり注意を払うこととしたものである。 (23) 緊急時等の対応（規則第28条） 規則第28条は、指定児童発達支援事業所の従業員は、現に指定児童発達支援の提供を行っているときに、障害児の病状に急変が生じた場合その他必要な場合は、運営規程に定められた緊急時の対応方法に基づき、医療機関への連絡を行うなどの必要な措置を講じなければならないこととしたものである。				
第35条		第29条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援を受けてい	(24) 通所給付決定保護者に関する市町村への通知（規則第29条） 規則第29条は、法第57条の2の規定により、市町村は偽りそ				

厚生労働 省令	県条例	県規則	県解釈通知
第36条		る障害児に係る通所給付決定保護者が偽りその他不正な行為によって障害児通所給付費、特例障害児通所給付費又は肢体不自由児通所医療費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。 (管理者の責務) 第30条 指定児童発達支援事業所の管理者は、当該指定児童発達支援事業所の従業者及び業務の管理その他の管理を、一元的に行わなければならない。	の他不正な手段により障害児通所給付費等の支給を受けた者があるときは、その者から、その支給を受けた額に相当する金額の全部又は一部を徴収することができることに鑑み、指定児童発達支援事業者は、障害児通所給付費等の適正支給の観点から、遅滞なく市町村に意見を付して通知しなければならないこととしたものである。 (25) 管理者の責務 (規則第30条) 規則第30条は、指定児童発達支援事業所の管理者の責務について規定したものであり、管理者は、当該児童発達支援事業所の従業者の管理及び当該事業の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに、当該指定児童発達支援事業所の従業者に条例及び規則を遵守させるため必要な指揮命令を行うこととしたものである。
第37条	(運営規程) 第16条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所ごとに、事業の運営について規則で定める重要事項に関し運営規程を定めておかなければならない。	2 指定児童発達支援事業所の管理者は、当該指定児童発達支援事業所の従業者に条例及びこの規則の規定を遵守させるために必要な指揮命令を行うものとする。 (運営規程) 第31条 条例第16条の規則で定める重要事項は、次のとおりとする。 (1) 事業の目的及び運営の方針 (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容 (3) 営業日及び営業時間 (4) 利用定員	(26) 運営規程 (条例第16条及び規則第31条) 条例第16条及び規則第31条は、指定児童発達支援の事業の適正な運営及び障害児に対する適切な指定児童発達支援の提供を確保するため、規則第31条第1号から第12号までに掲げる事項を内容とする規程を定めることを指定児童発達支援事業所ごとに義務づけたものであるが、特に次の点に留意するものとする。 ① 従業者の職種、員数及び職務の内容 (条例第16条第2号及び規則第31条第2号) 従業者の「員数」は日々変わりうるものであるため、業務負担軽減等の観点から、規程を定めるに当たっては、基準第6条において置くべきとされている員数を満たす範囲において、「〇人以上」と記載することも差し支えない(条例第13条に規定する重要事項を記した文書に記載する場合についても、同様とする。)(以下、他のサービス種類についても同趣旨。) ② 利用定員 (条例第16条第4号及び規則第31条第4号) 利用定員は、指定児童発達支援事業所において、同時に指定児童発達支援の提供を受けることができる障害児の数の上限をいうものであること。なお、複数の指定児童発達の単位が設置

厚生労働 省令	県条例	県規則	県解釈通知
		(5) 指定児童発達支援の内容並びに通所給付決定保護者から受領する費用の種類及びその額 (6) 通常の事業の実施地域 (7) サービスの利用に当たっての留意事項 (8) 緊急時等における対応方法 (9) 非常災害対策 (10) 事業の主たる対象とする障がいの種類を定めた場合には、	されている場合にあつては、当該指定児童発達支援の単位ごとに利用定員を定める必要があること。また、条例第12条に規定する「利用定員」とは、異なる概念であることに留意すること。（以下、他のサービス種類についても同趣旨。）。 ③ 指定児童発達支援の内容並びに通所給付決定保護者から受領する費用の種類及びその額（条例第16条第5号及び規則第31条第5号） 「指定児童発達支援の内容」については、支援の内容はもとより、行事及び日課等のサービスの内容を指すものであること。また、「通所給付決定保護者から受領する費用の種類及びその額」とは、規則第18条第3項により支払を受けることが認められている費用の種類及びその額を指すものであること。（以下、他のサービス種類についても同趣旨。）。 ④ 通常の事業の実施地域（条例第16条第6号及び規則第31条第6号） 通常の事業の実施地域は客観的にその区域が特定されるものとする。なお、通常の事業の実施地域は、利用申込みに係る調整等の観点からの目安であり、当該地域を越えてサービスが行われることを妨げるものではないこと。（以下、他のサービス種類についても同趣旨） また、障がいの程度等により自ら通所することが困難な障害児に対しては、円滑な指定児童発達支援の利用が図られるよう、指定児童発達支援事業所が送迎を実施するなどの配慮を行う必要があるが、障がい児の自立能力の獲得を妨げないようにしなければならないこと。 ⑤ サービスの利用に当たっての留意事項（条例第16条第7号及び規則第31条第7号） 障害児が指定児童発達支援の提供を受ける際に、障害児及び通所給付決定保護者が留意すべき事項（設備の利用上の留意事項等）を指すものであること。（以下、他のサービス種類についても同趣旨。）。 ⑥ 非常災害対策（条例第16条第9号及び規則第31条第9号） 条例第17条に規定する非常災害対策に関する具体的計画を指すものであること。（以下、他のサービス種類についても同趣旨） ⑦ 事業の主たる対象とする障がいの種類を定めた場合の当該

厚生労働 省令	県条例	県規則	県解釈通知
第38条		当該障がいの種類 (11) 虐待の防止のための措置に関する事項 (12) 前各号に掲げるもののほか、運営に関する重要事項 (勤務体制の確保等) 第32条 指定児童発達支援事業者は、障害児に対し、適切な指定児童発達支援を提供することができるよう、指定児童発達支援事業所ごとに、従業員の勤務の体制を定めなければならない。	障がいの種類（条例第16条第10号及び規則第31条第10号） 指定児童発達支援事業者は、障がい種別にかかわらず障害児を受け入れることを基本とするが、指定児童発達支援の提供に当たっては、障害児の障がいの特性に応じた専門性に十分配慮する必要があることから、提供する支援の専門性を確保するため、特に必要がある場合において、あらかじめ、障がい種別により「主たる対象者」を定めることができることとしたものである。この場合、当該対象者から指定児童発達支援の利用に係る申込みがあった場合には、正当な理由なく指定児童発達支援の提供を拒んではならないものであること。 ⑧ 虐待の防止のための措置に関する事項（条例第16条第11号及び規則第31条第11号） 「虐待の防止のための措置」については、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」（平成23年法律第79号）第15条の規定及び「障害者（児）施設における虐待の防止について」（平成17年10月20日付け厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）により、施設における虐待を未然に防止するための対策及び虐待が発生した場合の対応について、その運用に遺漏なきよう通知されているところであるが、より実効性を担保する観点から、指定児童発達支援においても、障害児に対する虐待を、早期に発見して迅速かつ適切な対応が図られるための必要な措置について、あらかじめ運営規程に定めることとしたものである。具体的には、 ア 虐待防止に関する担当者の設置 イ 苦情解決体制の整備 ウ 従業員に対する虐待防止啓発のための定期的な研修の実施（研修方法や研修計画など）等を指すものであること。 エ 規則第35条の3第1項第1号の虐待の防止のための対策を検討する委員会（以下「虐待防止委員会」という。）の設置等に関すること ⑨ その他運営に関する重要事項（条例第16条第12号及び規則第31条第12号） 苦情への対応方法等施設の運営に関する事項を定めておくことが望ましい。 (27) 勤務体制の確保等（規則第32条） 障害児に対する適切な指定児童発達支援の提供を確保するため、従業員の勤務体制等について規定したものであるが、このほか次の点に留意するものとする。

厚生労働 省令	県条例	県規則	県解釈通知
		2 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所ごとに、当該指定児童発達支援事業所の従業者によって指定児童発達支援を提供しなければならない。ただし、障害児の支援に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。 3 指定児童発達支援事業者は、従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。 4 指定児童発達支援事業者は、適切な指定児童発達支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。	① 規則第32条第1項は、指定児童発達支援事業所ごとに、原則として月ごとに勤務表を作成し、従業者の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、管理者との業務関係等を明確にすることを定めたものであること。 ② 同条第2項は、指定児童発達支援事業者は、原則として当該事業の従業者によって指定児童発達支援を提供すべきであるが、障害児の支援に直接影響を及ぼさない業務については、第三者への委託等を行うことを認めるものであること。 ③ 同条第3項は、指定児童発達支援事業所の従業者の資質の向上を図るため、研修機関が実施する研修や当該事業所内の研修への参加の機会を計画的に確保することを定めたものであること。 ④ 同条第4項は、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和47年法律第113号）第11条第1項及び労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和41年法律第132号）第30条の2第1項の規定に基づき、指定児童発達支援事業者には、職場におけるセクシュアルハラスメントやパワーハラスメント（以下「職場におけるハラスメント」という。）の防止のための雇用管理上の措置を講じることが義務づけられていることを踏まえ、規定したものである。指定児童発達支援事業者が講ずべき措置の具体的内容及び指定児童発達支援事業者が講じることが望ましい取組については、次のとおりとする。なお、セクシュアルハラスメントについては、上司や同僚に限らず、保護者等から受けるものも含まれることに留意すること。また、障害児による従業者に対する問題行動については、従業者の就業環境が害されることを防止するため、従業者からの相談（苦情を含む。以下同じ。）に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備等を講じることが望ましい。さらに、障害児の問題行動が通減し、障害児の心身が健やかに成長・発達等するよう支援をしていくことが必要であることに留意すること。 ア 指定児童発達支援事業者が講ずべき措置の具体的内容 指定児童発達支援事業者が講ずべき措置の具体的な内容は、事業主が職場における性的な言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針（平成18年厚生労働省告示第615号）及び事業主が職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき

厚生労働 省令	県条例	県規則	県解釈通知
第38条の2		(業務継続計画の策定等) 第32条の2 指定児童発達支援事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定児童発達支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を	き措置等についての指針（令和2年厚生労働省告示第5号。以下「パワーハラスメント指針」という。）において規定されているとおりであるが、特に留意されたい内容は以下のとおりである。 a 指定児童発達支援事業者の方針等の明確化及びその周知・啓発 職場におけるハラスメントの内容及び職場におけるハラスメントを行ってはならない旨の方針を明確化し、従業員に周知・啓発すること。 b 相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備 相談に対応する担当者をあらかじめ定めること等により、相談への対応のための窓口をあらかじめ定め、従業員に周知すること。 なお、パワーハラスメント防止のための指定児童発達支援事業者の方針の明確化等の措置義務については、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第24号）附則第3条の規定により読み替えられた労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第30条の2第1項の規定により、中小企業（資本金が3億円以下又は常時使用する従業員の数が300人以下の企業）は、令和4年4月1日から義務化となり、それまでの間は努力義務とされているが、適切な勤務体制の確保等の観点から、必要な措置を講じるよう努められたい。 イ 指定児童発達支援事業者が講じることが望ましい取組の例 パワーハラスメント指針においては、顧客等からの著しい迷惑行為（カスタマーハラスメント）の防止のために、事業主が雇用管理上の配慮として行うことが望ましい取組の例として、①相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備、②被害者への配慮のための取組（メンタルヘルス不調への相談対応、行為者に対して1人で対応させない等）及び③被害防止のための取組（マニュアル作成や研修の実施等、業種・業態等の状況に応じた取組）が規定されているので参考にされたい。 (28) 業務継続計画の策定等（規則第32条の2） ① 規則第32条の2は、指定児童発達支援事業者は、感染症や災害が発生した場合であっても、利用者が継続して指定児童

厚生労働 省令	県条例	県規則	県解釈通知
		図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。	発達支援の提供を受けられるよう、指定児童発達支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定するとともに、当該業務継続計画に従い、従業員に対して、必要な研修及び訓練（シミュレーション）を実施しなければならないこととしたものである。なお、業務継続計画の策定、研修及び訓練の実施については、同条に基づき指定児童発達支援事業者による実施が求められるものであるが、他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えない。また、感染症や災害が発生した場合には、従業員が連携して取り組むことが求められることから、研修及び訓練の実施に当たっては、全ての従業員が参加できるようにすることが望ましい。 なお、業務継続計画の策定等に係る義務付けの適用に当たっては、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和3年厚生労働省令第10号。以下「令和3年改正省令」という。）附則第3条において、3年間の経過措置を設けており、令和6年3月31日までの間は、努力義務とされている。 ② 業務継続計画には、以下の項目等を記載すること。なお、各項目の記載内容については、「障害福祉サービス事業所等における新型コロナウイルス感染症発生時の業務継続ガイドライン」及び「障害福祉サービス事業所等における自然災害発生時の業務継続ガイドライン」を参照されたい。また、想定される災害等は地域によって異なるものであることから、項目については実態に応じて設定すること。なお、感染症及び災害の業務継続計画を一体的に策定することを妨げるものではない。 ア 感染症に係る業務継続計画 - a 平時からの備え（体制構築・整備、感染症防止に向けた取組の実施、備蓄品の確保等） - b 初動対応 - c 感染拡大防止体制の確立（保健所との連携、濃厚接触者への対応、関係者との情報共有等） イ 災害に係る業務継続計画 - a 平常時の対応（建物・設備の安全対策、電気・水道等のライフラインが停止した場合の対策、必要品の備蓄等）

厚生労働 省令	県条例	県規則	県解釈通知
第39条		2 指定児童発達支援事業者は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。 3 指定児童発達支援事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。 (定員の遵守) 第33条 指定児童発達支援事業者は、利用定員及び発達支援室の定員を超えて、指定児童発達支援の提供を行ってはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。	b 緊急時の対応（業務継続計画発動基準、対応体制等） c 他施設及び地域との連携 ③ 研修の内容は、感染症及び災害に係る業務継続計画の具体的内容を職員間に共有するとともに、平常時の対応の必要性や、緊急時の対応にかかる理解の励行を行うものとする。 職員教育を組織的に浸透させていくために、定期的（年1回以上）な教育を開催するとともに、新規採用時には別に研修を実施することが望ましい。また、研修の実施内容についても記録すること。なお、感染症の業務継続計画に係る研修については、感染症の予防及びまん延の防止のための研修と一体的に実施することも差し支えない。 ④ 訓練（シミュレーション）においては、感染症や災害が発生した場合において迅速に行動できるよう、業務継続計画に基づき、指定児童発達支援事業所内の役割分担の確認、感染症や災害が発生した場合に実践する支援の演習等を定期的（年1回以上）に実施するものとする。なお、感染症の業務継続計画に係る訓練については、感染症の予防及びまん延の防止のための訓練と一体的に実施することも差し支えない。 訓練の実施は、机上を含めその実施手法は問わないものの、机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせながら実施することが適切である。 (29) 定員の遵守（規則第33条） 障害児に対する指定児童発達支援の提供に支障が生じることのないよう、原則として、指定児童発達支援事業所が定める利用定員を超えた障害児の受入を禁止するものであるが、次に該当する利用定員を超えた障害児の受入については、適正なサービスの提供が確保されることを前提とし、地域の社会資源の状況等から新規の障害児を当該指定児童発達支援事業所において受け入れる必要がある場合等やむを得ない事情が存在する場合に限り、可能とすることとしたものである。 ① 1日当たりの障害児の数 ア 利用定員50人以下の場合 1日の障害児の数（法第21条の6の規定により措置している障害児の数を含む。以下同じ。）が、利用定員に100分の150を乗じて得た数以下となっていること。 イ 利用定員51人以上の場合

厚生労働 省令	県条例	県規則	県解釈通知
第40条	(非常災害対策) 第17条 指定児童発達支援事業者は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知しなければならない。 2 指定児童発達支援事業者は、非常災害に備えるため、定期的に避難訓練、救出訓練その他必要な訓練を行わなければならない。 3 指定児童発達支援事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。		1 日の障害児の数が、利用定員に当該入所定員から50を差し引いた数に、100分の25を乗じて得た数に、25を加えた数を加えて得た数以下となっていること。 ② 過去3月間の障害児の数 直近の過去3月間の障害児の延べ数が、利用定員に開所日数を乗じて得た数に、100分の125を乗じて得た数以下となっていること。 (30) 非常災害対策（条例第17条） ① 非常災害に際して必要な具体的計画の策定、関係機関への通報及び連絡体制の整備、避難、救出訓練の実施等その対策の万全を期さなければならないこととしたものである。 ② 「消火設備その他の非常災害に際して必要な設備」とは、消防法（昭和23年法律第186号）その他法令等に規定された設備を示しており、それらの設備を確実に設置しなければならない。 ③ 「非常災害に関する具体的計画」とは、消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号）第3条に規定する消防計画（これに準ずる計画を含む。）及び風水害、地震等の災害に対処するための計画をいう。この場合、消防計画の策定及びこれに基づく消防業務の実施は、消防法第8条の規定に基づき定められる者に行わせるものとする。 ④ 「関係機関への通報及び連絡体制の整備」とは、火災等の災害時に、地域の消防機関へ速やかに通報する体制をとるよう従業者に周知徹底するとともに、日頃から消防団や地域住民との連携を図り、火災等の際に消火・避難等に協力してもらえるような体制作りを求めることとしたものであること。 ⑤ 条例第17条第3項は、指定児童発達支援事業者が前項に規定する避難、救出その他の訓練の実施に当たって、できるだけ地域住民の参加が得られるよう努めることとしたものであり、そのためには、日頃から地域住民との密接な連携体制を確保するなど、訓練の実施に協力を得られる体制づくりに努めることが必要である。訓練の実施に当たっては、消防関係者の参加を促し、具体的な指示を仰ぐなど、より実効性のあるものとする。
第40条の2	(安全計画の策定等) 第17条の2 指定児童発達支援事業者は、障害児の安全の確保を図るため、指定児童発達支援事業所ごとに、規則で定める安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じな	(安全計画) 第33条の2 条例第17条の2第1項の規則で定める安全に関する事項は、当該指定児童発達支援事業所の設備の安全点検、従業者、障害児等に対する事業所の外での活動、取組等を含めた指定児童発達支援事業所での生活その他の日常生活における安全	(30) (2) 安全計画の策定等（条例第17条の2） 条例第17条の2第1項は、指定児童発達支援事業者は、障害児の安全の確保を図るため、指定児童発達支援事業所ごとに、当該事業所の設備の安全点検、事業所外での活動等を含めた事

厚生労働 省令	県条例	県規則	県解釈通知
	なければならない。 2 指定児童発達支援事業者は、従業者に対し、安全計画について周知するとともに、安全計画に基づく研修及び訓練を定期的実施しなければならない。 3 指定児童発達支援事業者は、障害児の安全の確保に関して通所給付決定保護者との連携が図られるよう、通所給付決定保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。 4 指定児童発達支援事業者は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。 (自動車を運行する場合の所在の確認) 第17条の3 指定児童発達支援事業者は、障害児の事業所の外での活動、取組等のための移動その他の障害児の移動のために自動車を運行するときは、障害児の乗車及び降車の際に、点呼その他の障害児の所在を確実に把握することができる方法により、その所在を確認しなければならない。 2 指定児童発達支援事業者は、障害児の送迎を目的とした自動車(車内の障害児の見落としのおそれが少ないものとして規則で定めるものを除く。)を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の障害児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項の規定による障害児の所在の確認(障害児の降車の際に限る。)を行わなければならない。 (衛生管理等) 第18条 指定児童発達支援事業者は、障害児の使用する食器その他の設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、健康管理等に必要となる機械器具等の管理を適正に行わなければならない。 2 指定児童発達支援事業者は、当該指定児童発達支援事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、規則で定める措置を講じなければならない。	に関する指導、従業者の研修及び訓練その他指定児童発達支援事業所における安全に関する事項とする (車内の障害児の見落としのおそれが少ない自動車) 第33条の3 条例第17条の3第2項の規則で定める自動車は、運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより1つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に車内の障害児の見落としのおそれが少ないと認められるものとする。 (衛生管理等) 第33条の2 条例第18条第2項の規則で定める措置は、次のとおりとする。 (1) 当該指定児童発達支援事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。 (2) 当該指定児童発達支援事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。 (3) 当該指定児童発達支援事業所において、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施すること。	業所での生活等における安全に関する指導、従業者の研修及び訓練等についての計画(以下「安全計画」という。)を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならないこととしたものである。なお、安全計画の策定等に当たっては、厚生労働省から追って示される「安全確保の手引き」を参考にされたい。 (30の3) 自動車を運行する場合の所在の確認(条例第17条の3) ① 条例第17条の3第1項は、指定児童発達支援事業者は、障害児の通所や事業所外での活動等のための移動のために自動車を運行するときは、障害児の乗降時の際に、点呼等の障害児の所在を確実に把握することができる方法により、障害児の所在を確認しなければならないこととしたものである。 ② 条例第17条の3第2項は、指定児童発達支援事業者は、通所用の自動車を運行する場合は、当該自動車にブザーその他の車内の障害児の見落としを防止する装置を装備し、当該装置を用いて、降車時の①の所在確認を行わなければならないこととしたものである。 (31) 衛生管理等(条例第18条) ① 条例第18条は、指定児童発達支援事業者は、従業者の清潔の保持及び健康状態の管理に努めるべきであり、特に従業者が感染源になることを予防し、また従業者を感染の危険から守るため、手指を洗浄するための設備や使い捨ての手袋等感染を予防するための備品等を備えるなど対策を講じることを規定したものであり、このほか次の点に留意するものとする。 ア 指定児童発達支援事業者は、感染症又は食中毒の発生及びまん延を防止するための措置等について、必要に応じ保健所の助言、指導を求めるとともに、密接な連携を保つこと。 イ 特にインフルエンザ対策、腸管出血性大腸菌感染症対策、レジオネラ症対策等については、その発生及びまん延を防止するための措置について、別途厚生労働省等から通知が発出されているので、これにも基づき適切な措置を講じること。

厚生労働 省令	県条例	県規則	県解釈通知
		2 前項第1号の委員会は、テレビ電話装置等を活用して開催することができる。	ウ 空調設備等により施設内の適温の確保に努めること。 ② 同条第2項に規定する感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように講ずるべき措置については、具体的には次のアからエまでの取扱いとすること。 ア 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会 当該指定児童発達支援事業所等における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（以下「感染対策委員会」という。）であり、幅広い職種（例えば、施設長（管理者）、事務長、医師、看護職員、児童指導員、栄養士又は管理栄養士）により構成する。構成メンバーの責務及び役割分担を明確にするとともに、専任の感染対策を担当する者（以下「感染対策担当者」という。）を決めておくことが必要である。感染対策委員会は、入所者の状況など指定児童発達支援事業所の状況に応じ、おおむね3月に1回以上、定期的に開催するとともに、感染症が流行する時期等を勘案して必要に応じ随時開催する必要がある。 感染対策委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、障害のある者が参加する場合には、その障害の特性に応じた適切な配慮を行うこと。この際、個人情報保護委員会「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」等を遵守すること。 なお、感染対策委員会は、運営委員会など指定児童発達支援事業所の他の委員会と独立して設置・運営することが必要であるが、関係する職種、取り扱う事項等が相互に関係が深いと認められる他の会議体を設置している場合、これと一体的に設置・運営することとして差し支えない。感染対策担当者は看護師であることが望ましい。 また、指定児童発達支援事業所外の感染管理等の専門家を委員として積極的に活用することが望ましい。 イ 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針 指定児童発達支援事業所における「感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針」には、平常時の対策及び発生時の対応を規定する。 平常時の対策としては、指定児童発達支援事業所内の衛生管理（環境の整備、排泄物の処理、血液・体液の処理等）、日常の支援にかかる感染対策（標準的な予防策（例えば、血液・体液・分泌液・排泄物（便）などに触れるとき、傷や創傷皮膚に

厚生労働 省令	県条例	県規則	県解釈通知
			触れるときどのようにするかなどの取り決め)、手洗いの基本、早期発見のための日常の観察項目)等、発生時の対応としては、発生状況の把握、感染拡大の防止、医療機関や保健所、市町村における事業所関係課等の関係機関との連携、医療処置、行政への報告等が想定される。また、発生時における指定児童発達支援事業所内の連絡体制や前記の関係機関への連絡体制を整備し、明記しておくことも必要である。 なお、それぞれの項目の記載内容の例については、「障害福祉サービス施設・事業所職員のための感染対策マニュアル」も踏まえて検討すること。 ウ 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修 従業者に対する「感染症の予防及びまん延の防止のための研修」の内容は、感染対策の基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するとともに、当該指定児童発達支援事業所における指針に基づいた衛生管理の徹底や衛生的な支援の励行を行うものとする。 職員教育を組織的に浸透させていくためには、当該指定児童発達支援事業所が指針に基づいた研修プログラムを作成し、定期的な教育(年2回以上)を開催するとともに、新規採用時には必ず感染対策研修を実施することが重要である。また、調理や清掃などの業務を委託する場合には、委託を受けて行う者に対しても、指定児童発達支援事業所の指針が周知されるようにする必要がある。 また、研修の実施内容についても記録することが必要である。 研修の実施は、厚生労働省「障害福祉サービス施設・事業所職員のための感染対策マニュアル」等を活用するなど、指定児童発達支援事業所内で行うものでも差し支えなく、当該指定児童発達支援事業所の実態に応じ行うこと。 エ 感染症の予防及びまん延の防止のための訓練 平時から、実際に感染症が発生した場合を想定し、発生時の対応について、訓練(シミュレーション)を定期的(年2回以上)に行うことが必要である。訓練においては、感染症発生時において迅速に行動できるよう、発生時の対応を定めた指針及び研修内容に基づき、指定児童発達支援事業所内の役割分担の確認や、感染対策をした上での支援の演習などを実施するものとする。 訓練の実施は、机上を含めその実施手法は問わないものの、机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせながら

厚生労働 省令	県条例	県規則	県解釈通知
第42条		(協力医療機関) 第34条 指定児童発達支援事業者（治療を行うものを除く。）は、障害児の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めなければならない。	実施することが適切である。 (32) 協力医療機関等（規則第34条） 指定児童発達支援事業者（治療を行うものを除く。）は、規則第34条の規定により、協力医療機関を定めることを規定したものである。なお、指定児童発達支援事業所から近距離にあることが望ましいものであること。
第43条		(掲示) 第35条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所の見やすい場所に、次に掲げる事項を掲示しなければならない。	(33) 掲示（規則第35条） ① 規則第35条第1項は、指定児童発達支援事業者は、運営規程の概要、従業者の勤務体制、協力医療機関、事故発生時の対応、苦情処理の体制、提供するサービスの第三者評価の実施状況（実施の有無、実施した直近の年月日、実施した評価機関の名称、評価結果の開示状況）等の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を指定児童発達支援事業所の見やすい場所に掲示することを規定したものであるが、次に掲げる点に留意する必要がある。 ア 指定児童発達支援事業所の見やすい場所とは、重要事項を伝えるべき利用者又はその家族等に対して見やすい場所のことであること。 イ 従業者の勤務体制については、職種ごと、常勤・非常勤ごと等の人数を掲示する趣旨であり、従業者の氏名まで掲示することを求めるものではないこと。
		(1) 条例第16条に規定する運営規程の概要 (2) 従業者の勤務の体制 (3) 前条に規定する協力医療機関 (4) 苦情への対応方法 (5) 事故発生時の対応方法 (6) 前各号に掲げるもののほか、利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項 2 指定児童発達支援事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定児童発達支援事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。	
	(身体拘束等の禁止)	(身体拘束等の禁止)	
第44条	第19条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援の提供に当たっては、障害児又は他の障害児の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他障害児の行動を制限する行為（以下この条において「身体的拘束等」と	第35条の2 条例第19条第3項の規則で定める措置は、次のとおりとする。	(34) 身体拘束等の禁止（条例第19条） ① 条例第19条第1項及び第2項は、障害児又は他の障害児の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束等を行ってはならず、緊急やむを得ない場合に身体拘束等を行う場合にあっては、その態様及び時間、その際の

厚生労働 省令	県条例	県規則	県解釈通知
	いう。)を行ってはならない。 2 指定児童発達支援事業者は、やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の障害児の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しなければならない。	(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。	障害児の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならないこととしたものである。 なお、緊急やむを得ない理由については、切迫性、非代替性、一時性の3つの要件全てを満たし、かつ、組織としてそれらの要件の確認等の手続を行った旨を記録しなければならないこと。 ② 規則第35条の2第1項第1号の「身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会」（以下「身体拘束適正化検討委員会」という。）は、事業所に従事する幅広い職種により構成する。構成員の責務及び役割分担を明確にするとともに、専任の身体拘束等の適正化対応策を担当する者を決めておくことが必要である。身体拘束適正化検討委員会には、第三者や専門家の活用に努めることとし、その方策として、医師（精神科専門医等）、看護職員等の活用が考えられる。また、事業所単位でなく、法人単位での委員会設置も可能であるため、事業所の規模に応じた対応を検討すること。 なお、身体拘束適正化検討委員会は、少なくとも1年に1回は開催することが必要であるが、虐待防止委員会と関係する職種等が相互に関係が深いと認めることも可能であることから、虐待防止委員会と一体的に設置・運営すること（虐待防止委員会において、身体拘束等の適正化について検討する場合も含む。）も差し支えない。 指定児童発達支援事業所が、報告、改善のための方策を定め、周知徹底する目的は、身体拘束等の適正化について、事業所全体で情報共有し、不適切な身体拘束等の再発防止や身体拘束等を行わない支援方法の検討につなげるためのものであり、決して従業者の懲罰を目的としたものではないことに留意することが必要である。 身体拘束適正化検討委員会における具体的な対応は、次のようなことを想定している。なお、身体拘束適正化検討委員会における対応状況については、適切に記録の上、5年間保存すること。 ア 身体拘束等について報告するための様式を整備すること。 イ 従業者は、身体拘束等の発生ごとにその状況、背景等を記録するとともに、アの様式に従い、身体拘束等について報告すること。 ウ 身体拘束適正化検討委員会において、イにより報告され

厚生労働 省令	県条例	県規則	県解釈通知
	3 指定児童発達支援事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、規則で定める措置を講じなければならない。	(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。 (3) 従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。	た事例を集計し、分析すること。なお、イにより報告された事例がない場合にも、身体拘束等の未然防止の観点から、障害児に対する支援の状況等を確認することが必要である。 エ 事例の分析に当たっては、身体拘束等の発生時の状況等を分析し、身体拘束等の発生原因、結果等を取りまとめ、当該事例の適正性と廃止に向けた方策を検討すること。 オ 報告された事例及び分析結果を従業者に周知徹底すること。 カ 廃止に向けた方策を講じた後に、その効果について検証すること。 ③ 同条同項第2号の指定児童発達支援事業所が整備する「身体拘束等の適正化のための指針」には、次のような項目を盛り込むこととする。 ア 事業所における身体拘束等の適正化に関する基本的な考え方 イ 身体拘束適正化検討委員会その他事業所内の組織に関する事項 ウ 身体拘束等の適正化のための職員研修に関する基本方針 エ 事業所内で発生した身体拘束等の報告方法等の方策に関する基本方針 オ 身体拘束等発生時の対応に関する基本方針 カ 障害児又はその家族等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針 キ その他身体拘束等の適正化の推進のために必要な基本方針 ④ 同条同項第3号の従業者に対する身体拘束等の適正化のための研修の実施に当たっては、身体拘束等の適正化の基礎的内容等適切な知識を普及・啓発するとともに、当該指定児童発達支援事業所における指針に基づき、適正化の徹底を図るものとする。 職員教育を組織的に徹底させていくためには、当該指定児童発達支援事業所が指針に基づいた研修プログラムを作成し、定期的な研修を実施（年一回以上）するとともに、新規採用時には必ず身体拘束等の適正化の研修を実施することが重要である。 また、研修の実施内容について記録することが必要である。なお、

厚生労働 省令	県条例	県規則	県解釈通知
第45条	(虐待等の禁止) 第20条 指定児童発達支援事業所の従業者は、障害児に対し、児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）第2条各号に掲げる行為その他当該障害児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。	2 前項第1号の委員会は、テレビ電話装置等を活用して開催することができる。 (虐待等の禁止) 第35条の3 条例第20条第2項の規則で定める措置は、次のとおりとする。 (1) 当該指定児童発達支援事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。	研修の実施に当たっては、事業所内で行う職員研修で差し支えなく、他の研修と一体的に実施する場合や他の研修プログラムにおいて身体拘束等の適正化について取り扱う場合、例えば、虐待防止に関する研修において身体拘束等の適正化について取り扱う場合は、身体拘束等の適正化のための研修を実施しているものとみなして差し支えない。 (35) 虐待等の禁止（条例第20条） 条例第20条は、指定児童発達支援事業所の従業者の、障害児に対する虐待等の行為を禁止したものである。 ①規則第35条の3第1項第1号の虐待防止委員会の役割は、以下の3つがある。 ア 虐待防止のための計画づくり（虐待防止の研修、労働環境・条件を確認・改善するための実施計画づくり、指針の作成） イ 虐待防止のチェックとモニタリング（虐待が起こりやすい職場環境の確認等） ウ 虐待発生後の検証と再発防止策の検討（虐待やその疑いが生じた場合、事案検証の上、再発防止策を検討、実行） 虐待防止委員会の設置に向けては、構成員の責務及び役割分担を明確にするとともに、専任の虐待防止担当者（必置）を決めておくことが必要であり、虐待防止委員会の構成員には、利用者やその家族、専門的な知見のある外部の第三者等も加えるよう努めることとする。 なお、事業所単位でなく、法人単位での委員会設置も可であるため、事業所の規模に応じた対応を検討すること。 虐待防止委員会の開催に必要となる人数については事業所の管理者や虐待防止担当者（必置）が参画していれば最低人数は問わないが、委員会での検討結果を従業者に周知徹底することが必要である。 なお、虐待防止委員会は、少なくとも1年に1回は開催することが必要であるが、身体拘束等適正化検討委員会と関係する職種等が相互に関係が深いと認めることも可能であることから、虐待防止委員会と一体的に設置・運営することも差し支え

厚生労働 省令	県条例	県規則	県解釈通知
	2 指定児童発達支援事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、規則で定める措置を講じなければならない。	(2) 当該指定児童発達支援事業所において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。	ない。 指定児童発達支援事業所が、報告、改善のための方策を定め、周知徹底する目的は、虐待の防止のための対策について、事業所全体で情報共有し、今後の未然防止、再発防止につなげるためのものであり、決して従業者の懲罰を目的としたものではないことに留意することが必要である。 具体的には、次のような対応を想定している。なお、虐待防止委員会における対応状況については、適切に記録の上、5年間保存すること。 ア 虐待（不適切な対応事例も含む）が発生した場合、当該事案について報告するための様式を整備すること。 イ 従業者は、虐待の発生ごとにその状況、背景等を記録するとともに、アの様式に従い、虐待について報告すること。 ウ 虐待防止委員会において、イにより報告された事例を集計し、分析すること。 エ 事例の分析に当たっては、虐待の発生時の状況等を分析し、虐待の発生原因、結果等を取りまとめ、当該事例の再発防止策を検討すること。 オ 労働環境・条件について確認するための様式を整備するとともに、当該様式に従い作成された内容を集計、報告し、分析すること。 カ 報告された事例及び分析結果を従業者に周知徹底すること。 キ 再発防止策を講じた後に、その効果について検証すること。 ② 指定児童発達支援事業所は次のような項目を定めた「虐待防止のための指針」を作成することが望ましい。 ア 事業所における虐待防止に関する基本的な考え方 イ 虐待防止委員会その他施設内の組織に関する事項 ウ 虐待防止のための職員研修に関する基本方針 エ 施設内で発生した虐待の報告方法等の方策に関する基本方針 オ 虐待発生時の対応に関する基本方針 カ 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針 キ その他虐待防止の適正化の推進のために必要な基本方針 ③ 同条同項第2号の従業者に対する虐待防止のための研修の実施に当たっては、虐待防止の基礎的内容等適切な知識を普及・啓発するとともに、指針を作成した事業所においては当該指針に基づき、虐待防止の徹底を図るものとする。 職員教育を組織的に徹底させていくためには、指定児童発

厚生労働 省令	県条例	県規則	県解釈通知
第47条	(懲戒に係る権限の濫用禁止) 第21条 指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターであるものに限る。）の長たる指定児童発達支援事業所の管理者は、障害児に対し法第47条第1項本文の規定により親権を行う場合であって懲戒するとき又は同条第3項の規定により懲戒に関しその障害児の福祉のために必要な措置を採るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。 (秘密保持等) 第22条 指定児童発達支援事業所の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た障害児又はその家族の秘密を漏らしてはならない。 2 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所の従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た障害児又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。 3 指定児童発達支援事業者は、指定障害児入所施設等、指定障害福祉サービス事業者等（障害者の日常生活及び社会生活を総	(3) 前2号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。 2 前項第1号の委員会は、テレビ電話装置等を活用して開催することができる。	達支援事業所の虐待防止委員会が作成した研修プログラムを実施し、定期的な研修を実施（年1回以上）するとともに、新規採用時には必ず虐待防止の研修を実施することが重要である。 また、研修の実施内容について記録することが必要である、なお、研修の実施は、施設内で行う職員研修及び協議会又は基幹相談支援センター等が実施する研修に事業所が参加した場合でも差し支えない。 ④ 同条同項第3号の虐待防止のための担当者については、児童発達支援管理責任者等を配置すること。なお、当該担当者及び管理者については、「地域生活支援事業の実施について」（平成18年8月1日障発第0801002号）の別紙2「地域生活支援促進事業実施要綱」の別記2-4の3（3）の都道府県が行う研修を受講することが望ましい。 (36) 秘密保持等（条例第22条） ① 条例第22条第1項は、指定児童発達支援事業所の従業者及び管理者に、その業務上知り得た障害児又はその家族の秘密の保持を義務づけたものである。 ② 同条第2項は、指定児童発達支援事業者に対して、過去に当該指定児童発達支援事業所の従業者及び管理者であった者が、その業務上知り得た障害児又はその家族の秘密を漏らすことがないよう必要な措置を取ることを義務づけたものであり、具体的には、指定児童発達支援事業者は、当該指定児童発達支援事業所の従業者等が、従業者等でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者の雇用時等に取り決めるなどの措置を講ずべきこととするものである。 ③ 同条第3項は、従業者が障害児の有する問題点や解決すべき課題等の個人情報を、他の指定障害福祉サービス事業者と共有

厚生労働 省令	県条例	県規則	県解釈通知
第48条	合的に支援するための法律第29条第2項に規定する指定障害福祉サービス事業者等をいう。)その他の福祉サービスを提供する者等に対して、障害児又はその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により当該障害児又はその家族の同意を得なければならない。	(情報の提供等) 第36条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援を利用しようとする障害児が、これを適切かつ円滑に利用できるように、当該指定児童発達支援事業者が実施する事業の内容に関する情報の提供を行わなければならない。 2 指定児童発達支援事業者は、当該指定児童発達支援事業者について広告をする場合において、その内容を虚偽のもの又は誇大なものとしてはならない。 (利益供与等の禁止)	するためには、指定児童発達支援事業者は、あらかじめ、文書により障害児又はその家族の同意を得る必要があることを規定したものであるが、この同意は、サービス提供開始時に支給決定保護者等から包括的な同意を得ておくことで足りるものである。
第49条		第37条 指定児童発達支援事業者は、障害児相談支援事業者若しくは障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第5条第18項に規定する一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者(次項において「障害児相談支援事業者等」という。)、障害福祉サービスを行う者等又はそれらの従業者に対し、障害児又はその家族に対して当該指定児童発達支援事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。 2 指定児童発達支援事業者は、障害児相談支援事業者等、障害福祉サービスを行う者等又はそれらの従業者から、障害児又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を收受してはならない。	(37) 利益供与等の禁止(規則第37条) ① 規則第37条第1項は、障害児相談支援事業者等又は障害福祉サービスの事業者等による指定児童発達支援事業者の紹介が公正中立に行われるよう、指定児童発達支援事業者は、障害児相談支援事業者等若しくは障害福祉サービス事業者等又はその従業者に対して当該指定児童発達支援事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない旨を規定したものである。 ② 同条第2項は、保護者による障害児相談支援事業者等又は障害福祉サービスの事業者等の選択が公正中立に行われるよう、指定児童発達支援事業者は、障害児相談支援事業者等若しくは障害福祉サービス事業者等又はその従業者から、当該事業に係る障害児等を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を收受してはならない旨を規定したものである。 ③ 障害児通所支援は、障害児が日常生活における基本的動作及び知識技能を習得し、並びに集団生活に適應することができるよう、当該障害児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な支援及び治療を受けられるよう、障害児及びその保護者が自ら障害児通所支援のサービス内容や質に基づき利用の可否を判断するものである。このため、障害児及びその保護者の意思決定を歪めるような金品授受による利用者誘因行為を指定児童発達支援事業者は行ってはならない。また、当該規定の「他の障害福祉サービスの事業を行う者等」は、障害福祉

厚生労働 省令	県条例	県規則	県解釈通知
第50条	(苦情への対応) 第23条 指定児童発達支援事業者は、その提供した指定児童発達支援に関する障害児又は通所給付決定保護者その他の当該障害児の家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。	(苦情への対応) 第38条 指定児童発達支援事業者は、条例第23条の苦情を受け付けた場合は、当該苦情の内容等を記録しなければならない。 2 指定児童発達支援事業者は、条例第23条の苦情を受け付けた場合は、必要な改善を行わなければならない。	サービス事業者以外の事業者や個人を含むものであり、具体的には、「指定障害児通所支援事業者が、当該サービスの利用希望者を紹介した者（障害福祉サービス事業者以外の事業者）に対し、その対償として、金品等の利益の供与を行うこと」や「利用者が友人を紹介した際に、紹介した利用者と紹介された友人に金品を授与すること」なども当該規定に違反するものである。 なお、当該規定の「紹介」とは、指定障害児通所支援事業者と利用者又はその家族を引き合わせることであり、 ・ 指定障害児通所支援事業者に利用者等の情報を伝え、利用者等への接触の機会を与えること、 ・ 利用者等に指定障害児通所支援事業者の情報を伝え、利用者の申出に応じて、指定障害児通所支援事業者と引き合わせることも含まれるものである。 また、利益供与等は、契約書上の名目等に関わらず、実質的に、利用者等の紹介の対価として、財産上の利益が提供されているかで判断されるものであり、様々な方法により行われる場合を含むものである。 例えば、指定障害児通所支援事業者が、他の事業者に対し、自法人の指定障害児通所支援事業所の情報について、ホームページ等への掲載を依頼して掲載料を支払うことは、情報の掲載に対する対償であり、当該規定に違反しないと考えられるが、個々の利用者等の紹介の対償として支払っていると判断される場合においては、当該規定に違反すると考えられる。 (38) 苦情解決（条例第23条及び規則第38条） ① 条例第23条にいう「必要な措置」とは、具体的には、相談窓口、苦情解決の体制及び手順等当該施設等における苦情を解決するための措置を講ずることをいうものである。当該措置の概要については、通所給付決定保護者等にサービスの内容を説明する文書に記載し、当該事業所に掲示することが望ましい。 ② 規則第38条第1項は、苦情に対し指定児童発達支援事業者が組織として迅速かつ適切に対応するため、当該苦情（指定児童発達支援事業者が提供したサービスとは関係のないものを除く。）の受付日、内容等を記録することを義務付けたものである。 また、指定児童発達支援事業者は、苦情がサービスの質の向上を図る上での重要な情報であるとの認識に立ち、苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に向けた取組を自ら行わな

厚生労働 省令	県条例	県規則	県解釈通知
第51条		3 指定児童発達支援事業者は、社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又はあっせんにできる限り協力しなければならない。 (地域との連携等) 第39条 指定児童発達支援事業者は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。 2 指定児童発達支援事業者（児童発達支援センターである児童発達支援事業所において、指定児童発達支援の事業を行う者に限る。）は、通常の事業の実施地域の障害児の福祉に関し、障害児若しくはその家庭又は当該障害児が通い、在学し、若しくは在籍する保育所、学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する幼稚園、小学校（義務教育学校の前期課程を含む。）若しくは特別支援学校、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定子ども園その他児童が集団生活を営む施設からの相談に応じ、助言その他の必要な援助を行うよう努めなければならない。	ればならない。 ③ 同条第3項は、社会福祉法上、県社会福祉協議会の運営適正化委員会が福祉サービスに関する苦情の解決について相談等を行うこととされたことを受けて、運営適正化委員会が行う同法第85条に規定する調査又はあっせんにできるだけ協力することとしたものである。 (39) 地域との連携等（規則第39条） ① 規則第39条第1項は、指定児童発達支援事業者は、地域に開かれたものとして運営されるよう地域の住民やボランティア団体等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならないこととしたものである。 ② 同条第2項は、児童発達支援センターにおいては、通常の事業の実施地域の障害児の福祉に関し、障害児若しくはその家庭又は当該障害児が通う保育所、幼稚園、学校や認定子ども園その他児童が集団生活を営む施設からの相談に応じ、助言その他の必要な援助を行うよう努めなければならないこととしたものである。助言その他の必要な援助とは、保育所等訪問支援又は障害児相談支援に加え、地域生活支援事業における障害児等療育支援事業や地域障害児支援体制強化事業等を想定している。
第52条	(事故発生時の対応) 第24条 指定児童発達支援事業者は、障害児に対する指定児童発達支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに都道府県、市町村、当該障害児の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。	(事故発生時の対応) 第40条 指定児童発達支援事業者は、条例第24条の事故の状況及び事故に際して採った処置について、記録しなければならない。 2 指定児童発達支援事業者は、障害児に対する指定児童発達支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。	(40) 事故発生時の対応（条例第24条及び規則第40条） 障害児が安心して指定児童発達支援の提供を受けられるよう、指定児童発達支援事業者は、（30 の2）の安全計画の策定等とあわせて、障害児に対する指定児童発達支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに都道府県、市町村及び当該障害児の家族等に対して連絡を行うとともに必要な措置を講じ、障害児に対する指定児童発達支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならないこととしたものである。このほか、以下の点に留意するものとする。 ① 指定児童発達支援事業者は、障害児に対する指定児童発達支援の提供により事故が発生した場合の対応方法をあらかじめ定めておくことが望ましいこと。 また、事業所に自動体外式除細動器（AED）を設置することや救命講習等を受講することが望ましいこと。 なお、事業所の近隣にAEDが設置されており、緊急時に

厚生労働 省令	県条例	県規則	県解釈通知
第53条			使用できるよう、地域においてその体制や連携を構築することでも差し支えない。 ② 指定児童発達支援事業者は、賠償すべき事態において速やかに賠償を行うため、損害賠償保険に加入しておくことが望ましいこと。 ③ 指定児童発達支援事業者は、事故が生じた際にはその原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じること。なお、「福祉サービスにおける危機管理（リスクマネジメント）に関する取り組み指針」（平成14年3月28日福祉サービスにおける危機管理に関する検討会）が示されているので、参考にされたい。 （41）会計の区分（規則第41条） 規則第41条は、指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所ごとに経理を区分するとともに、指定児童発達支援ごとに当該事業の会計とその他の事業の会計を区分しなければならないこととしたものである。 （42）記録の整備（条例第25条及び規則第42条） 指定児童発達支援事業者は、従業者、設備、備品及び会計等に関する諸記録を文書により整備しておく必要があること。なお、条例第25条第2項により、指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援の提供に関する諸記録のうち、少なくとも次に掲げる記録については、当該指定児童発達支援を提供した日から、5年以上保存しておかなければならないこととしたものである。 ① 障害児通所給付費、特例障害児通所給付費及び肢体不自由児通所医療費の請求に関する記録 ② 指定児童発達支援に関する記録 ア 規則第16条第1項の規定による指定児童発達支援の提供の記録 イ 児童発達支援計画 ウ 条例第19条第2項の規定による身体的拘束等の記録 エ 規則第38条第1項の規定による苦情の内容等の記録 オ 規則第40条第1項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 ③ 規則第29条の規定による市町村への通知に係る記録 規則第41条は、指定児童発達支援事業者は、当該事業の会計とその他の事業の会計を区分しなければならないこととしたものである。
第54条	（記録の整備） 第25条 指定児童発達支援事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する記録を整備しなければならない。 2 指定児童発達支援事業者は、障害児通所給付費、特例障害児通所給付費及び肢体不自由児通所医療費の請求に関する記録その他規則で定める記録を整備し、当該指定児童発達支援を提供した日から5年間保存しなければならない。	（会計の区分） 第41条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所ごとに経理を区分するとともに、指定児童発達支援の事業の会計をその他の事業の会計と区分しなければならない。 （記録の整備） 第42条 条例第25条第2項の規則で定める記録は、次のとおりとする。 （1）第16条第1項の規定による指定児童発達支援の提供の記録	

厚生労働 省令	県条例	県規則	県解釈通知
		(2) 児童発達支援計画 (3) 第29条の規定による市町村への通知に係る記録 (4) 条例第19条第2項の規定による身体的拘束等の記録 (5) 第38条第1項の規定による苦情の内容等の記録 (6) 第40条第1項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 第4節 共生型障害児通所支援に関する基準 (共生型児童発達支援の事業を行う指定生活介護事業者の基準)	4 共生型障害児通所支援に関する基準 (1) 共生型児童発達支援の事業を行う指定生活介護事業者の基準 (基準第25条の2) 児童発達支援に係る共生型通所支援（以下「共生型児童発達支援」という。）の事業を行う指定生活介護事業者（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第171号。以下「指定障害福祉サービス等基準」という。条例第37条第1項に規定する指定生活介護事業者をいう。第30条において同じ。）が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりであること。
第54条の2	第5節 共生型障害児通所支援に関する基準 (共生型児童発達支援の事業を行う指定生活介護事業者の基準) 第25条の2 児童発達支援に係る共生型通所支援（以下「共生型児童発達支援」という。）の事業を行う指定生活介護事業者（指定障害福祉サービス条例第37条第1項に規定する指定生活介護事業者をいう。第30条において同じ。）が当該事業に関して満たすべき基準は、規則で定める。	第42条の2 条例第25条の2の規則で定める基準は、次のとおりとする。 (1) 指定生活介護事業所の従業者の員数が、当該指定生活介護事業所が提供する指定生活介護の利用者の数を指定生活介護の利用者の数及び共生型児童発達支援を受ける障害児の数の合計数であるとした場合における当該指定生活介護事業所として必要とされる数以上であること。 (2) 共生型児童発達支援を受ける障害児に対して適切なサービスを提供するため、障害児入所施設その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。 (共生型児童発達支援の事業を行う指定通所介護事業者等の基準)	① 指定生活介護事業所の従業者の員数が、共生型児童発達支援を受ける利用者の数を含めて当該指定生活介護事業所の利用者の数とした場合に、当該指定生活介護事業所として必要とされる数以上であること。 ② 障害児入所施設その他関係施設から、指定生活介護事業所が障害児の支援を行う上で、必要な技術的支援を受けていること。
第54条の3	(共生型児童発達支援の事業を行う指定通所介護事業者等の基準) 第25条の3 共生型児童発達支援の事業を行う指定通所介護事業者（山形県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年12月県条例第72号。第31条において「指定居宅サービス等基準条例」という。）第62条	第42条の3 条例第25条の3の規則で定める基準は、次のとおりとする。	(2) 共生型児童発達支援の事業を行う指定通所介護事業者等の基準（基準第54条の3） 共生型児童発達支援の事業を行う指定通所介護事業者（山形県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年12月県条例第72号。第31条において「指定居宅サービス等基準条例」という。）第62条第1項に規定する

厚生労働 省令	県条例	県規則	県解釈通知
	第1項に規定する指定通所介護事業者をいう。)又は指定地域密着型通所介護事業者(指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第34号。以下「指定地域密着型サービス基準」という。)第20条第1項に規定する指定地域密着型通所介護事業者をいう。)(第31条において「指定通所介護事業者等」という。)が当該事業に関して満たすべき基準は、規則で定める。	(1) 指定通所介護事業所等の食堂及び機能訓練室(山形県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則(平成25年3月県規則第29号)第67条第1号又は指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第34号。以下「指定地域密着型サービス基準」という。)第22条第2項第1号に規定する食堂及び機能訓練室をいう。第47条第1項第1号において同じ。)の面積を、指定通所介護等の利用者の数及び共生型児童発達支援を受ける障害児の数の合計数で除して得た面積が3平方メートル以上であること。 (2) 指定通所介護事業所等の従業者の員数が、当該指定通所介護事業所等が提供する指定通所介護等の利用者の数を指定通所介護等の利用者の数及び共生型児童発達支援を受ける障害児の数の合計数であるとした場合における当該指定通所介護事業所等として必要とされる数以上であること。	指定通所介護事業者をいう。)又は指定地域密着型通所介護事業者(指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第34号。以下「指定地域密着型サービス基準」という。)第20条第1項に規定する指定地域密着型通所介護事業者をいう。)(第31条において「指定通所介護事業者等」という。)が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりであること。 ① 指定通所介護事業所等の食堂及び機能訓練室(山形県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則(平成25年3月県規則第29号)第67条第1号又は指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第34号。以下「指定地域密着型サービス基準」という。)第22条第2項第1号に規定する食堂及び機能訓練室をいう。)の面積が当該指定通所介護事業所等の利用者の数と共生型児童発達支援を受ける利用者の数の合計数で除して得た面積が3平方メートル以上であること。 ② 指定通所介護事業所等の従業者の員数が、共生型児童発達支援を受ける利用者の数を含めて当該指定通所介護事業所等の利用者の数とした場合に、当該指定通所介護事業所等として必要とされる数以上であること。 なお、指定通所介護事業所等は、児童発達支援管理責任者の配置が義務づけられていないが、指定通所介護事業者等は指定通所介護事業所等の従業者のうち、「障害児通所支援又は障害児入所支援の提供の管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの」(平成24年厚生労働省告示第230号。以下「児童発達支援管理責任者告示」という。)に掲げる実務経験者に相当すると認められる管理者等に「サービス管理責任者研修事業の実施について」(平成18年8月30日障発第0830004号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)に基づき実施される「児童発達支援管理責任者基礎研修」及び「相談支援従事者研修事業の実施について」に基づき実施される「相談支援従業者初任者

厚生労働 省令	県条例	県規則	県解釈通知
第54条の4	(共生型児童発達支援の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者等の基準) 第25条の4 共生型児童発達支援の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者（指定地域密着型サービス基準第63条第1項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業者をいう。）、指定看護小規模多機能型居宅介護事業者（指定地域密着型サービス基準第171条第1項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業者をいう。）（第31条の2において「指定小規模多機能型居宅介護事業者等」という。）又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者（指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第36号。以下「指定地域密着型介護予防サービス基準」という。）第44条第1項に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者をいう。）が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。	(3) 共生型児童発達支援を受ける障害児に対して適切なサービスを提供するため、障害児入所施設その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。 (共生型児童発達支援の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者等の基準) 第42条の4 条例第25条の4第3号の規則で定める基準は、次のとおりとする。	研修」のうち「指定障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの等」別表第一に定める内容のみを行う研修（以下「相談支援従事者初任者研修（講義部分）」という。）の受講を促すこととし、研修修了者が指定通所介護事業所等を利用する障害児の児童発達支援計画を作成することが望ましい。 ③ 障害児入所施設その他関係施設から、指定通所介護事業所等が障害児の支援を行う上で、必要な技術的支援を受けていること。 (3) 共生型児童発達支援の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者等の基準（条例第25条の4） 共生型児童発達支援の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者（指定地域密着型サービス基準第63条第1項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業者をいう。）、指定看護小規模多機能型居宅介護事業者（指定地域密着型サービス基準第171条第1項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業者をいう。）（第31条の2において「指定小規模多機能型居宅介護事業者等」という。）又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者（指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第36号。以下「指定地域密着型介護予防サービス基準」という。）第44条第1項に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者をいう。）が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりであること。 ① 指定小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型サービス基準第63条第1項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。）、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型サービス基準第171条第1項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業所をいう。）又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型介護予防サービス基準第44条第1項に規定する指定介護予防

厚生労働 省令	県条例	県規則	県解釈通知
			小規模多機能型居宅介護事業所をいう。)(以下「指定小規模多機能型居宅介護事業所等」という。))の登録定員は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録者の数と共生型生活介護(指定障害福祉サービス条例第43条の2に規定する共生型生活介護をいう。)、共生型自立訓練(機能訓練)(指定障害福祉サービス条例第74条の2に規定する共生型自立訓練(機能訓練)をいう。))若しくは共生型自立訓練(生活訓練)(指定障害福祉サービス条例第81条の2に規定する共生型自立訓練(生活訓練)をいう。))又は共生型児童発達支援若しくは共生型放課後等デイサービス(第44条の2に規定する共生型放課後等デイサービスをいう。))(以下「共生型通いサービス」という。))を利用するために当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等に登録を受けた障害者及び障害児の数の合計数の上限とし、29人(サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所(指定地域密着型サービス基準第63条第7項に規定する「サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所」をいう。以下同じ。)、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所(指定地域密着型サービス基準第171条第8項に規定する「サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」をいう。以下同じ)又はサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所(指定地域密着型介護予防サービス基準第44条第7項に規定する「サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所」をいう。)(以下「サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等」という。))にあつては、18人)以下とすること。 ② 指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する指定小規模多機能型居宅介護(指定地域密着型サービス基準第62条に規定する指定小規模多機能型居宅介護をいう。)、指定看護小規模多機能型居宅介護(指定地域密着型サービス基準第170条に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護をいう。)(以下「指定小規模多機能型居宅介護等」という。))又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護(指定地域密着型介護予防サービ

厚生労働 省令	県条例	県規則	県解釈通知
	(1) 指定小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型サービス基準第63条第1項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。）、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型サービス基準第171条第1項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業所をいう。）又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型介護予防サービス基準第44条第1項に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所をいう。第31条の2において同じ。）（以下「指定小規模多機能型居宅介護事業所等」という。）の登録定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録者（指定地域密着型サービス基準第63条第1項若しくは第171条第1項又は指定地域密着型介護予防サービス基準第44条第1項に規定する登録者をいう。）の数並びに共生型生活介護（指定障害福祉サービス条例第43条の2に規定する共生型生活介護をいう。）、共生型自立訓練（機能訓練）（指定障害福祉サービス条例第74条の2に規定する共生型自立訓練（機能訓練）をいう。）若しくは共生型自立訓練（生活訓練）（指定障害福祉サービス条例第81条の2に規定する共生型自立訓	(1) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の居間及び食堂（指定地域密着型サービス基準第67条第2項第1号若しくは第175条第2項第1号又は指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第36号。以下「指定地域密着型介護予防サービス基準」という。）第48条第2項第1号に規定する居間及び食堂をいう。）は、機能を十分に発揮しうる適当な広さを有すること。	ス基準第43条に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護をいう。）のうち、指定地域密着型サービス基準第63条第1項若しくは第171条第1項又は指定地域密着型介護予防サービス基準第44条第1項に規定する通いサービス（以下「通いサービス」という。）の利用定員とは、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用者の数と共生型通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数を1日当たりの上限とし、登録定員の2分の1から15人（サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、12人）までの範囲内とすること。ただし、登録定員が25人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所における通いサービスの利用定員の上限は次のとおりであること。 ア 登録定員が26人又は27人の場合、16人 イ 登録定員が28人の場合、17人 ウ 登録定員が29人の場合、18人 ③ 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の居間及び食堂は、機能を十分に発揮しうる適当な広さを有すること。

厚生労働 省令	県条例	県規則	県解釈通知
	練（生活訓練）をいう。）又は共生型児童発達支援若しくは共生型放課後等デイサービス（第44条の2に規定する共生型放課後等デイサービスをいう。）（以下「共生型通いサービス」という。）を利用するために当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等に登録を受けた障害者（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第4条第1項に規定する障害者をいう。以下同じ。）及び障害児の数の合計数の上限をいう。以下この条において同じ。）を29人以下とすること。ただし、指定小規模多機能型居宅介護事業所等であつて、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型サービス基準第63条第7項に規定するサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。第31条の2において同じ。）、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型サービス基準第171条第8項に規定するサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所をいう。第31条の2において同じ。）又はサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型介護予防サービス基準第44条第7項に規定するサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所をいう。）（以下「サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等」という。）であるものにあっては、18人以下とすること。 （2） 指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する指定小規模多機能型居宅介護（指定地域密着型サービス基準第62条に規定する指定小規模多機能型居宅介護をいう。）、指定看護小規模多機能型居宅介護（指定地域密着型サービス基準第170条に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護をいう。）（第31条の2において「指定小規模多機能型居宅介護等」という。）又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護（指定地域密着型介護予防サービス基準第43条に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護をいう。）のうち通いサービス（指定地域密着型サービス基準第63条第1項若しくは第171条第1項又は指定地域密着型介護予防サービス基準第44条第1項に規定する通いサービスをいう。以下同じ。）の利用定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用者の数並びに共生型	（2） 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者の員数が、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する通いサービスの利用者数を通いサービスの利用者数並びに共生型通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数であるとした場合における指定地域密着型サービス基準第63条若しくは第171条又は指定地域密着型介護予防サービス基準第44条に規定する基準を満たしていること。	④ 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者の員数が、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する通いサービスの利用者数を通いサービスの利用者数並びに共生型通いサービスを受ける障害者及び障害児の数を含めて指定小規模多機能型居宅介護事業所等の利用者の数とした場合に、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等として必要とされる数以上であること。 なお、指定小規模多機能型居宅介護事業所等は、サービス管理責任者の配置が義務づけられていないが、指定小規模多機能型居宅介護事業者等は指定小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者のうち、児童発達支援管理責任者告示に掲げる実務経験者に相当すると認められる管理者等に「サービス管理責任者研修事業の実施について」に基づき実施される「児童発達支援

厚生労働 省令	県条例	県規則	県解釈通知
第54条の5	通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数の1日当たりの上限をいう。)を登録定員の2分の1に相当する人数以上15人以下とすること。ただし、指定小規模多機能型居宅介護事業所等であって、登録定員が26人又は27人であるものにあつては登録定員の2分の1に相当する人数以上16人以下とし、登録定員が28人であるものにあつては登録定員の2分の1に相当する人数以上17人以下とし、登録定員が29人であるものにあつては登録定員の2分の1に相当する人数以上18人以下とし、指定小規模多機能型居宅介護事業所等であって、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等であるものにあつては、登録定員の2分の1に相当する人数以上12人以下とすること。 (3) 前2号に定めるもののほか、規則で定める基準 (準用) 第25条の5 第5条、第8条、第9条及び前節(第12条を除く。)の規定は、共生型児童発達支援の事業について準用する。	(3) 共生型児童発達支援を受ける障害児に対して適切なサービスを提供するため、障害児入所施設その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。 (準用) 第42条の5 第5条及び前節の規定は、共生型児童発達支援の事業について準用する。	管理責任者基礎研修」及び「相談支援従事者研修事業の実施について」に基づき実施される「相談支援従事者初任者研修(講義部分)」の受講を促すこととし、研修修了者が指定小規模多機能型居宅介護事業所等を利用する障害児の児童発達支援計画を作成することが望ましい。 ⑤ 障害児入所施設その他関係施設から、指定小規模多機能型居宅介護事業所等が障害児の支援を行う上で、必要な技術的支援を受けていること。 (4) 設備について 指定生活介護事業所、指定通所介護事業者等又は指定小規模多機能型居宅介護事業者等(以下「指定生活介護事業所等」という。)として満たすべき設備基準を満たしていれば足りるものであること。ただし、必要な設備等について障害児が使用するものに適したものとすよう配慮すること。 なお、当該設備については、共生型サービスは障害児、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく介護給付の対象となる障害者(以下「障害者」という。)及び介護保険法に基づく介護給付の対象となる要介護者(以下「要介護者」という。)に同じ場所で同時に提供することを想定していることから、障害児、障害者及び要介護者がそれぞれ利用する設備を区切る壁、家具、カーテンやパーティション等の仕切りは、不要であること。 (5) 準用 ① 条例第25条の5及び規則第42条の5より、条例第5条、第8条、第9条及び第4節(第12条を除く。)の規定及び規則第5条及び第3節の規定は、共生型児童発達支援の事業について準用されるものであることから、第三の1の(3)、3の(2)

厚生労働 省令	県条例	県規則	県解釈通知
			から（43）までを参照されたい。 ② ①で準用される規則第21条で定める児童発達支援計画について、指定生活介護事業所等に児童発達支援管理責任者が配置されていない場合については、児童発達支援計画に相当する計画を作成するように努めること。その際、障害福祉サービスや高齢者介護の提供に係る計画等の作成に関し経験のある者や、障害福祉サービスや高齢者介護の提供について豊富な知識及び経験を有する者にそのとりまとめを行わせるものとし、当該事業所にサービス管理責任者又は介護支援専門員の資格を有する者がいる場合は、その者に当該計画の取りまとめを行わせることが望ましい。 ③ ①で準用される規則第31条第4号及び第33条については、第三の3の（29）のとおり取り扱うものとする。 この場合において、共生型児童発達支援の利用定員は、共生型児童発達支援の指定を受ける指定生活介護事業所等において同時にサービス提供を受けることができる利用者の数の上限とする。なお、当該利用定員の範囲内であれば、サービスごとの利用者の数に変動があっても差し支えないこと。 （例） 定員20人の場合、利用日によって、障害児が10人、要介護者が10人であっても、障害児が15人、要介護者が5人であっても、差し支えない。 （6） その他の共生型サービスについて 高齢者と障害者・障害児に一体的にサービス提供するものであって、 ・ デイサービス、ホームヘルプサービス、ショートステイについて、障害福祉制度と介護保険制度の両方の基準を満たして両方の指定を受けているもの ・ 法令上「共生型サービス」の対象とされているデイサービス、ホームヘルプサービス、ショートステイ以外のサービス（例えば、障害福祉制度の共同生活援助と介護保険制度の認知症対応型共同生活介護）について、障害福祉制度と介護保険制度の両方の指定を受けているもの ・ 介護保険制度の基準を満たして指定を受け、かつ、障害福祉

厚生労働 省令	県条例	県規則	県解釈通知
第54条の6	第6節 基準該当通所支援に関する基準 (従業者) 第26条 児童発達支援に係る基準該当通所支援（以下「基準該当児童発達支援」という。）の事業を行う者が当該事業を行う事業所（以下「基準該当児童発達支援事業所」という。）に置くべき従業者は、次のとおりとする。 (1) 児童指導員又は保育士	第5節 基準該当通所支援に関する基準 (従業者の員数) 第43条 条例第26条第1項各号に掲げる従業者の員数は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。 (1) 児童指導員又は保育士 基準該当児童発達支援の単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該基準該当児童発達支援の提供に当たる児童指導員又は保育士の合計数が、イ又はロに掲げる障害児の数の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める数以上 イ 障害児の数が10までのもの 2以上	制度の基準該当サービスを活用しているものについても「共生型サービス」であり、地域共生社会の実現に向け、これらの推進も図られることが望ましいこと。 (7) その他の留意事項 多様な利用者に対して、一体的にサービスを提供する取組は、共に活動することで、リハビリや自立・自己実現に良い効果を生むといった面があることを踏まえ、共生型サービスは、障害児、障害者及び要介護者に同じ場所で同時に提供することを想定している。 このため、同じ場所において、サービスを時間によって障害児、障害者及び要介護者に分けて提供する場合（例えば、午前中に要介護者に対して通所介護、午後の放課後の時間に障害児に対して放課後等デイサービスを提供する場合）は、各サービスの提供時間において、各制度の共生型の特例によらず、各サービスの指定基準を満たしてサービス提供すること。 5 基準該当通所支援に関する基準 (1) 従業者の員数（条例第26条及び規則第43条） ①児童指導員又は保育士 基準該当児童発達支援事業所に置くべき児童指導員又は保育士については、指定児童発達支援（児童発達支援センターで行う場合を除く。以下5において同じ。）と同趣旨であるので、第3の1の(1)の①を参照されたい。 令和3年4月1日時点において、現に基準該当児童発達支援に関する基準を満たしている基準該当児童発達支援事業所については、令和5年3月31日までの間は、障害福祉サービス経験者についても、条例第26条第1項の員数に加えることができるものとする。

厚生労働 省令	県条例	県規則	県解釈通知
	(2) 児童発達支援管理責任者 2 前項に定めるもののほか、基準該当児童発達支援事業所の人員の基準は、規則で定める。 。(設備)	ロ 障害児の数が10を超えるもの 2に、障害児の数が10を超えて5又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上 (2) 児童発達支援管理責任者 1以上 2 前項第1号の基準該当児童発達支援の単位は、基準該当児童発達支援であって、その提供が同時に1人又は複数の障害児に対して一体的に行われるものをいう。 (設備)	② 児童発達支援管理責任者 児童発達支援管理責任者については、指定児童発達支援の場合とは異なり、「専任」とする必要はなく、基準該当児童発達支援の他の職種の従業者と兼務をして差し支えないものである。 ③ 基準該当児童発達支援の単位 基準該当児童発達支援の単位については、指定児童発達支援と同趣旨であるので第3の1の(1)の⑦を参照されたい。 (2) 設備 (条例第27条及び規則第44条)
第54条の7	第27条 基準該当児童発達支援事業所は、発達支援を行う場所を確保するとともに、基準該当児童発達支援の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。 2 前項に規定する設備及び備品等は、専ら当該基準該当児童発達支援の事業の用に供するものでなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、この限りでない。 3 前2項に定めるもののほか、基準該当児童発達支援事業所の設備の基準は、規則で定める。	第44条 条例第27条第1項に規定する発達支援を行う場所には、訓練に必要な機械器具等を備えなければならない。	「発達支援室」については、指定児童発達支援の場合とは異なり、必ずしも独立した部屋として確保する必要はないが、少なくとも訓練等を行う時間帯を通じて、利用者に対する基準該当児童発達支援の提供に支障がないスペースを確保する必要がある。
第54条の8	(利用定員) 第28条 基準該当児童発達支援事業所は、その利用定員を10人以上とする。		(3) 利用定員 (条例第28条) 基準該当児童発達支援の利用定員については、指定児童発達支援の場合と同趣旨であるので、第3の3の(1)を参照されたい。
第54条の9	(準用) 第29条 第5条、第8条及び第4節(第12条及び第21条を除く。)の規定は、基準該当児童発達支援の事業について準用する。	(準用) 第45条 第3節(第18条第1項及び第4項、第19条、第20条第1項、第25条、第27条並びに第39条第2項を除く。)の規定は、基準該当児童発達支援の事業について準用する。	(4) 準用 (条例第29条及び規則第45条) 条例第29条及び規則第45条の規定により、条例第5条、第8条及び第4節(第12条及び第21条を除く。)の規定並びに規則第3節(第18条第1項及び第4項、第19条、第20条第1項、第25条、第27条並びに第39条第2項を除く。)の規定は、基準該当児童発達支援の事業について、準用されるものであることから、第3の1の(3)、3の(2)から(12)まで((12)の

厚生労働 省令	県条例	県規則	県解釈通知
第54条の10	(指定生活介護事業所に関する特例) 第30条 規則で定める要件を満たした指定生活介護事業者（指定障害福祉サービス条例第37条第1項に規定する指定生活介護事業者をいう。）が地域において児童発達支援が提供されていないこと等により児童発達支援を受けることが困難な障害児に対して指定生活介護（指定障害福祉サービス条例第36条に規定する指定生活介護をいう。）を提供する場合には、当該指定生活介護を基準該当児童発達支援と、当該指定生活介護を行う指定生活介護事業所（指定障害福祉サービス条例第37条第1項に規定する指定生活介護事業所をいう。）を基準該当児童発達支援事業所とみなす。この場合において、この節の規定は、当該指定生活介護事業所については適用しない。	(指定生活介護事業所に関する特例) 第46条 条例第30条の規則で定める要件は、次のとおりとする。 (1) 指定生活介護事業所の従業者の員数が、当該指定生活介護事業所が提供する指定生活介護の利用者の数を指定生活介護の利用者の数並びに条例第30条及びこの条の規定により基準該当児童発達支援とみなされる指定生活介護を受ける障害児の数の合計数であるとした場合における当該指定生活介護事業所として必要とされる数以上であること。 (2) 条例第30条及びこの条の規定により基準該当児童発達支援とみなされる指定生活介護を受ける障害児に対して適切なサービスを提供するため、障害児入所施設その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。 2 条例第30条に規定する場合において、この節（前条（第18条第2項、第3項、第5項及び第6項の規定を準用する部分に限る。）を除く。）の規定は、当該指定生活介護事業所については適用しない。	①は除く。）、（14）から（19）まで（（14）の①は除く。）、（21）、（23）から（35）まで、（37）から（43）まで（（40）の②を除く。）を参照されたい。 （5）指定生活介護事業所に関する特例（条例第30条及び規則第46条） 指定生活介護事業所が、その地域において、指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターを除く。）が少ないなど、指定児童発達支援を受けることが困難な障害児に対して、指定生活介護を提供する場合には、当該指定生活介護を基準該当児童発達支援とみなすこととし、この場合の基準該当児童発達支援事業所として満たすべき基準は、次のとおりであること。 ① 指定生活介護事業所の従業者の員数が、基準該当児童発達支援を受ける利用者の数を含めて当該指定生活介護事業所の利用者の数とした場合に、当該指定生活介護事業所として必要とされる数以上であること。 なお、指定生活介護事業者は、指定生活介護事業所に配置するサービス管理責任者に「サービス管理責任者研修事業の実施について」に基づき実施される児童発達支援管理責任者研修（1 児童発達支援管理責任者に関する講義を除く。）の受講を促し、研修終了者が指定生活介護事業所を利用する障害児の児童発達支援計画を作成することが望ましい。 ② 障害児入所施設その他関係施設から、指定生活介護事業所が障害児の支援を行う上で、必要な技術的支援を受けていること。
第54条の11	(指定通所介護事業所等に関する特例) 第31条 規則で定める要件を満たした指定通所介護事業者等が地域において児童発達支援が提供されていないこと等により児童発達支援を受けることが困難な障害児に対して指定通所介護（指定居宅サービス等基準条例第61条に規定する指定通所介護	(指定通所介護事業所等に関する特例) 第47条 条例第31条の規則で定める要件は、次のとおりとする。	（6）指定通所介護事業所等に関する特例（条例第31条及び規則第47条） 介護保険法による指定通所介護事業所等が（5）と同様の理由により、障害児に対して、指定通所介護等を提供する場合には、当該指定通所介護等を基準該当児童発達支援とみなすこと

厚生労働 省令	県条例	県規則	県解釈通知
	をいう。)又は指定地域密着型通所介護(指定地域密着型サービス基準第19条に規定する指定地域密着型通所介護をいう。以下同じ。)(以下「指定通所介護等」という。)を提供する場合には、当該指定通所介護又は指定地域密着型通所介護を基準該当児童発達支援と、当該指定通所介護を行う指定通所介護事業所(指定居宅サービス等基準条例第62条第1項に規定する指定通所介護事業所をいう。)又は当該指定地域密着型通所介護を行う指定地域密着型通所介護事業所(指定地域密着型サービス基準第20条第1項に規定する指定地域密着型通所介護事業所をいう。)(以下「指定通所介護事業所等」という。)を基準該当児童発達支援事業所とみなす。この場合において、この節の規定は、当該指定通所介護事業所等については適用しない。	(1) 指定通所介護事業所等の食堂及び機能訓練室(山形県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成24年12月県条例第72号)第64条第1項又は指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第34号。以下「指定地域密着型サービス基準」という。)第22条第2項第1号に規定する食堂及び機能訓練室をいう。)の面積を、指定通所介護等の利用者の数及び条例第31条の規定により基準該当児童発達支援とみなされる指定通所介護等を受ける障害児の数の合計数で除して得た面積が3平方メートル以上であること。 (2) 指定通所介護事業所等の従業者の員数が、当該指定通所介護事業所等が提供する指定通所介護等の利用者の数を指定通所介護等の利用者の数及び条例第31条の規定により基準該当児童発達支援とみなされる指定通所介護等を受ける障害児の数の合計数であるとした場合における当該指定通所介護事業所等として必要とされる数以上であること。	とし、この場合の基準該当児童発達支援事業所として満たすべき基準は、次のとおりであること。 ① 指定通所介護事業所等の食堂及び機能訓練室の面積が当該指定通所介護事業所等の利用者の数と基準該当児童発達支援を受ける利用者の数の合計数で除して得た面積が3平方メートル以上であること。 ② 指定通所介護事業所等の従業者の員数が、基準該当児童発達支援を受ける利用者の数を含めて当該指定通所介護事業所等の利用者の数とした場合に、当該指定通所介護事業所等として必要とされる数以上であること。 なお、指定通所介護事業所等は、児童発達支援管理責任者の配置が義務づけられていないが、指定通所介護事業者等は指定通所介護事業所等の従業者のうち、児童発達支援管理責任者告示に掲げる実務経験者に相当すると認められる管理者等に「サービス管理責任者研修事業の実施について」に基づき実施される「児童発達支援管理責任者基礎研修」及び「相談支援従事者研修事業の実施について」に基づき実施される「相談支援従事者初任者研修(講義部分)」の受講を促すこととし、研修修了者が指定通所介護事業所等を利用する障害児の児童発達支援計画を作成することが望ましい。

厚生労働 省令	県条例	県規則	県解釈通知
第54条の12	(指定小規模多機能型居宅介護事業所等に関する特例) 第31条の2 次に掲げる要件を満たした指定小規模多機能型居宅介護事業者等が地域において児童発達支援が提供されていないこと等により児童発達支援を受けることが困難な障害児に対して指定小規模多機能型居宅介護等のうち通いサービス（指定地域密着型介護予防サービス基準第44条第1項に規定する通いサービスを除く。以下この条において同じ。）を提供する場合には、当該通いサービスを基準該当児童発達支援と、当該通いサービスを行う指定小規模多機能型居宅介護事業所等（指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所を除く。以下この条において同じ。）を基準該当児童発達支援事業所とみなす。この場合において、この節の規定は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等については適用しない。	(3) 条例第31条及びこの条の規定により基準該当児童発達支援とみなされる指定通所介護等を受ける障害児に対して適切なサービスを提供するため、障害児入所施設その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。 2 条例第31条の場合において、この節（第45条（第18条第2項、第3項、第5項及び第6項の規定を準用する部分に限る。）を除く。）の規定は、当該指定通所介護事業所等については適用しない。 (指定小規模多機能型居宅介護事業所等に関する特例) 第47条の2 条例第31条の2第3号の規則で定める要件は、次のとおりとする。	③ 障害児入所施設その他関係施設から、指定通所介護事業所等が障害児の支援を行う上で、必要な技術的支援を受けていること。 (7) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等に関する特例（条例第31条の2及び規則第47条の2） 介護保険法による指定小規模多機能型居宅介護事業者等が（5）と同様の理由により、障害児に対して、指定小規模多機能型居宅介護等のうち通いサービス（指定地域密着型介護予防サービス基準第44条第1項に規定する通いサービスを除く。）を提供する場合には、当該指定小規模多機能型居宅介護等を基準該当児童発達支援とみなすこととし、この場合の基準該当児童発達支援事業所として満たすべき基準は、次のとおりであること。 ① 指定小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型サービス基準第63条第1項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。）又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型サービス基準第171条第1項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業所をいう。）（以下「指定小規模多機能型居宅介護事業所等」という。）の登録定員は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の数と山形県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年県条例第81号。以下「指定障害福祉サービス条例」という。）第45条の規定に基づき基準該当生活介護とみなされる通い

厚生労働 省令	県条例	県規則	県解釈通知
			サービス、指定障害福祉サービス条例第75条の2の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービス若しくは指定障害福祉サービス条例第82条の2の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービス又は条例第31条の2の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス、条例第47条において準用する条例第31条の2の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを利用するために当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等に登録を受けた障害者及び障害児の数の合計数を上限とし、29人（サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型サービス基準第63条第7項に規定する「サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所」をいう。以下同じ。）にあっては、18人）以下とすること。 ② 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用定員とは、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の利用者の数と指定障害福祉サービス条例第45条の規定に基づき基準該当生活介護とみなされる通いサービス、指定障害福祉サービス条例第75条の2の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービス若しくは指定障害福祉サービス条例第82条の2の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービス又は条例第31条の2の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス、条例第47条において準用する条例第31条の2の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数を1日当たりの上限とし、登録定員の2分の1から15人（サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所又はサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあっては、12人）までの範囲内とすること。ただし、登録定員が25人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所等における通いサービスの利用定員の上限は次のとおりであること。

厚生労働 省令	県条例	県規則	県解釈通知
	(1) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録者（指定地域密着型サービス基準第63条第1項又は第171条第1項に規定する登録者をいう。）の数並びに指定障害福祉サービス条例第45条の規定により基準該当生活介護（指定障害福祉サービス条例第44条に規定する基準該当生活介護をいう。以下同じ。）とみなされる通いサービス、指定障害福祉サービス条例第75条の2の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）（指定障害福祉サービス条例第75条に規定する基準該当自立訓練（機能訓練）をいう。以下同じ。）とみなされる通いサービス若しくは指定障害福祉サービス条例第82条の2の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）（指定障害福祉サービス条例第82条に規定する基準該当自立訓練（生活訓練）をいう。以下同じ。）とみなされる通いサービス又はこの条の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは第47条において準用するこの条の規定により基準該当放課後等デイサービス（第45条第1項に規定する基準該当放課後等デイサービスをいう。以下この条において同じ。）とみなされる通いサービスを利用するために当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等に登録を受けた障害者及び障害児の数の合計数の上限をいう。以下この条において同じ。）を29人以下とすること。ただし、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所又はサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所であるものにあつては、18人以下とすること。 (2) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用者の数並びに指定障害福祉サービス条例第45条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス、指定障害福祉サービス条例第75条の2の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービス若しくは指定障	(1) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の居間及び食堂（指定地域密着型サービス基準第67条第2項第1号又は第175条第2項第1号に規定する居間及び食堂をいう。）は、機能を十分に発揮しうる適当な広さを有すること。 (2) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者の員数が、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する通いサービスの利用者数を通いサービスの利用者数並びに山形県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年12月県条例第81号。以下「指定障害福祉サービス条例」という。）第45条の規定により基準該当生	ア 登録定員が26人又は27人の場合、16人 イ 登録定員が28人の場合、17人 ウ 登録定員が29人の場合、18人 ③ 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の居間及び食堂は、機能を十分に発揮しうる適当な広さを有すること。 ④ 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者の員数が、指定障害福祉サービス条例第45条の規定に基づき基準該当生活介護とみなされる通いサービス、指定障害福祉サービス条例第75条の2の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービス若しくは指定障害福祉サービス条例第82条の2の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる

厚生労働 省令	県条例	県規則	県解釈通知
	害福祉サービス条例第82条の2の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービス又はこの条の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス、第47条において準用するこの条の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数の1日当たりの上限をいう。）を登録定員の2分の1に相当する人数以上15人以下とすること。ただし、指定小規模多機能型居宅介護事業所等であって、登録定員が26人又は27人であるものにあつては登録定員の2分の1に相当する人数以上16人以下とし、登録定員が28人であるものにあつては登録定員の2分の1に相当する人数以上17人以下とし、登録定員が29人であるものにあつては登録定員の2分の1に相当する人数以上18人以下とし、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所又はサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所であるものにあつては、登録定員の2分の1に相当する人数以上12人以下とすること。 (3) 前2号に定めるもののほか、規則で定める要件 （3）前2号に定めるもののほか、規則で定める要件 第3章 削除 第55条から第64条まで削除	活介護とみなされる通いサービス、指定障害福祉サービス条例第75条の2の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービス若しくは指定障害福祉サービス条例第82条の2の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービス又は条例第31条の2の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス、条例第47条において準用する条例第31条の2の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数であるとした場合における指定地域密着型サービス基準第63条又は第171条に規定する基準を満たしていること。 (3) 条例第31条の2の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービスを受ける障害児に対して適切なサービスを提供するため、障害児入所施設その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。 2 条例第31条の2の場合において、この節（第45条（第18条第2項、第3項、第5項及び第6項の規定を準用する部分に限る。）を除く。）の規定は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等については適用しない。 第3章 削除 第32条から第38条まで削除	通いサービス又は条例第31条の2の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス、条例第47条において準用する条例第31条の2の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを受ける障害者及び障害児の数を含めて指定小規模多機能型居宅介護事業所等の利用者の数とした場合に、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等として必要とされる数以上であること。 なお、指定小規模多機能型居宅介護事業所等は、サービス管理責任者の配置が義務づけられていないが、指定小規模多機能型居宅介護事業者等は指定小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者のうち、児童発達支援管理責任者告示に掲げる実務経験者に相当すると認められる管理者等に「サービス管理責任者研修事業の実施について」に基づき実施される「児童発達支援管理責任者基礎研修」及び「相談支援従事者研修事業の実施について」に基づき実施される「相談支援従事者初任者研修（講義部分）」の受講を促すこととし、研修修了者が指定小規模多機能型居宅介護事業所等を利用する障害児の児童発達支援計画を作成することが望ましい。 ⑤ 障害児入所施設その他関係施設から、指定小規模多機能型居宅介護事業所等が障害児の支援を行う上で、実習、研修等の必要な技術的支援を受けていること。

厚生労働 省令	県条例	県規則	県解釈通知
	第４章 放課後等デイサービス 第１節 基本方針	第４章 放課後等デイサービス	第４ 放課後等デイサービス
第65条	第39条 放課後等デイサービスに係る指定通所支援（以下「指定放課後等デイサービス」という。）の事業は、障害児が生活能力の向上のために必要な支援を行い、並びに社会との交流を図ることができるよう、当該障害児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な支援を行うものでなければならない。 第２節 人員に関する基準	第１節 人員に関する基準 （従業者の資格） 第54条の２ 条例第40条第１項第１号の規則で定める者は、省令第66条第１項第１号に規定する文部科学大臣が認定した者とする。 （従業者の員数）	1 人員に関する基準
第66条	（従業者） 第40条 指定放課後等デイサービスの事業を行う者（以下「指定放課後等デイサービス事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定放課後等デイサービス事業所」という。）に置くべき従業者は、次のとおりとする。 （１） 児童指導員又は保育士	第55条 条例第40条第１項各号に掲げる従業者の員数は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。 （１） 児童指導員又は保育士 指定放課後等デイサービスの単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定放課後等デイサービスの提供に当たる児童指導員又は保育士の合計数が、次に掲げる障害児の数の区分に応じ、それ	指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターであるものを除く。）の場合と同趣旨であるため、第３の１の（１）及び（３）を参照されたい。

厚生労働 省令	県条例	県規則	県解釈通知
	(2) 児童発達支援管理責任者 2 前項各号に掲げる従業者のほか、指定放課後等デイサービス事業所において、日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合には機能訓練担当職員を、日常生活及び社会生活を営むために医療的ケアを恒常的に受けることが不可欠である障害児に医療的ケアを行う場合には看護職員を、それぞれ置かなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、看護職員を置かないことができる。 (1) 医療機関等との連携により、看護職員を指定放課後等デイサービス事業所に訪問させ、当該看護職員が障害児に対して医療的ケアを行う場合 (2) 当該指定放課後等デイサービス事業所（社会福祉士及び介護福祉士法第48条の3第1項の登録に係る事業所である場合に限る。）において、医療的ケアのうち喀痰吸引等のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として喀痰吸引等業務を行う場合 (3) 当該指定放課後等デイサービス事業所（社会福祉士及び介護福祉士法附則第20条第1項の登録に係る事業所である場合に限る。）において、医療的ケアのうち特定行為のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として特定行為業務を行う場合 3 前2項の規定にかかわらず、主として重症心身障害児を通わせる指定放課後等デイサービス事業所に置くべき従業者は、次のとおりとする。 (1) 嘱託医 (2) 看護職員 (3) 児童指導員又は保育士 (4) 機能訓練担当職員 (5) 児童発達支援管理責任者 4 前3項に定めるもののほか、指定放課後等デイサービス事業所の人員の基準は、規則で定める。	ぞれに定める数 イ 障害児の数が10までのもの 2以上 ロ 障害児の数が10を超えるもの 2に、障害児の数が10を超えて5又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上 (2) 児童発達支援管理責任者 1以上 2 条例第40条第2項の規定により機能訓練担当職員等が指定放課後等デイサービスの単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定放課後等デイサービスの提供に当たるときには、当該機能訓練担当職員等の数を児童指導員又は保育士の合計数に含めることができる。 3 条例第40条第3項各号に掲げる従業者の員数は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。ただし、指定放課後等デイサービスの単位ごとにその提供を行う時間帯のうち日常生活を営むのに必要な機能訓練を行わない時間帯については、第4号の機能訓練担当職員を置かないことができる。 (1) 嘱託医 1以上 (2) 看護職員 1以上 (3) 児童指導員又は保育士 1以上 (4) 機能訓練担当職員 1以上 (5) 児童発達支援管理責任者 1以上 4 第1項第1号及び第2項の指定放課後等デイサービスの単位	

厚生労働 省令	県条例	県規則	県解釈通知
第67条	(準用) 第41条 第8条及び第9条の規定は、指定放課後等デイサービスの事業について準用する。 第3節 設備に関する基準 (設備)	は、指定放課後等デイサービスであって、その提供が同時に1人又は複数の障害児に対して一体的に行われるものをいう。 5 第1項第1号の児童指導員又は保育士のうち、1人以上は、常勤でなければならない。 6 第3項の規定により機能訓練担当職員等の数を含める場合における第1項第1号の児童指導員又は保育士の合計数の半数以上は、児童指導員又は保育士でなければならない。 7 第1項第2号の児童発達支援管理責任者のうち、1人以上は、専任かつ常勤でなければならない。 (準用) 第56条 第5条の規定は、指定放課後等デイサービスの事業について準用する。 第2節 設備に関する基準	2 設備に関する基準
第68条	第42条 指定放課後等デイサービス事業所は、発達支援室のほか、指定放課後等デイサービスの提供に必要な設備及び備品等を設けなければならない。 2 前項に規定する設備及び備品等は、専ら当該指定放課後等デイサービスの事業の用に供するものでなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、この限りでない。 3 前2項に定めるもののほか、指定放課後等デイサービスの設備の基準は、規則で定める。 第4節 運営に関する基準 (利用定員)	第57条 条例第42条第1項に規定する発達支援室には、訓練に必要な機械器具等を備えなければならない。	指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターであるものを除く。）の場合と同趣旨であるため、第3の2を参照されたい。
第69条	第43条 指定放課後等デイサービス事業所は、その利用定員を10人以上とする。ただし、主として重症心身障害児を通わせる指定放課後等デイサービス事業所にあつては、利用定員を5人以上とすることができる。	第3節 運営に関する基準	3 運営に関する基準 (1) 利用定員(条例第43条) 指定児童発達支援の場合と同趣旨であるため、第3の3の(1)を参照されたい。
第70条		(通所利用者負担額の受領) 第58条 指定放課後等デイサービス事業者は、指定放課後等デイサービスを提供した際は、通所給付決定保護者から当該指定放課後等デイサービスに係る通所利用者負担額の支払を受けるものとする。 2 指定放課後等デイサービス事業者は、法定代理受領を行わない指定放課後等デイサービスを提供した際は、通所給付決定保護者から、当該指定放課後等デイサービスに係る指定通所支援費用基準額の支払を受けるものとする。 3 指定放課後等デイサービス事業者は、前2項の支払を受ける額	(2) 通所利用者負担額の受領(規則第58条) 指定児童発達支援の場合と同趣旨であるため、第3の3の(12)を参照されたい。

厚生労働 省令	県条例	県規則	県解釈通知
		のほか、指定放課後等デイサービスにおいて提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、通所給付決定保護者に負担させることが適当と認められるものの額の支払を通所給付決定保護者から受けることができる。 4 指定放課後等デイサービス事業者は、前3項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った通所給付決定保護者に対し交付しなければならない。 5 指定放課後等デイサービス事業者は、第3項の費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、通所給付決定保護者に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、通所給付決定保護者の同意を得なければならない。 (情報の提供等) 第58条の2 指定放課後等デイサービス事業者は、指定放課後等デイサービスを利用しようとする障害児が、これを適切かつ円滑に利用できるように、当該指定放課後等デイサービス事業者が実施する事業の内容に関する情報の提供を行わなければならない。 2 指定放課後等デイサービス事業者は、当該指定放課後等デイサービス事業者について広告をする場合において、その内容を虚偽のもの又は誇大なものとしてはならない。 3 指定放課後等デイサービス事業者は、条例第44条において準用する条例第15条第3項の規定により、その提供する指定放課後等デイサービスの質の評価及び改善を行うに当たっては、次の各号に掲げる事項について、自ら評価を行うとともに、当該指定放課後等デイサービス事業者を利用する障害児の保護者による評価を受けて、その改善を図らなければならない。 (1) 当該指定放課後等デイサービス事業者を利用する障害児及びその保護者の意向、障害児の適性、障がいの特性その他の事情を踏まえた支援を提供するための体制の整備の状況 (2) 従業者の勤務の体制及び資質の向上のための取組の状況 (3) 指定放課後等デイサービスの事業の用に供する設備及び備品等の状況 (4) 関係機関及び地域との連携、交流等の取組の状況 (5) 当該指定放課後等デイサービス事業者を利用する障害児及びその保護者に対する必要な情報の提供、助言その他の援助の実施状況 (6) 緊急時等における対応方法及び非常災害対策	

厚生労働 省令	県条例	県規則	県解釈通知
第71条	(準用) 第44条 第13条から第20条まで及び第22条から第25条までの規定は、指定放課後等デイサービスの事業について準用する。この場合において、第15条第1項中「児童発達支援計画（指定児童発達支援）」とあるのは、「放課後等デイサービス計画（指定放課後等デイサービス）」と読み替えるものとする。	(7) 指定放課後等デイサービスの提供に係る業務の改善を図るための措置の実施状況 4 指定放課後等デイサービス事業者は、おおむね1年に1回以上、前項の規定による評価及び改善の内容をインターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。 (準用) 第59条 第8条から第17条まで、第19条から第24条まで、第26条、第28条から第38条まで、第39条第1項及び第40条から第42条までの規定は、指定放課後等デイサービスの事業について準用する。この場合において、第8条第1項第1号及び第35条第1号中「第16条」とあるのは「第44条において準用する条例第16条」と、第11条中「第31条第6号及び第39条第2項」とあるのは「第59条において準用する第31条第6号」と、第17条第2項ただし書中「次条第1項」とあるのは「第58条第1項」と、第20条第2項中「第18条第2項」とあるのは「第58条第2項」と、第21条及び第42条第2号中「児童発達支援計画」とあるのは「放課後等デイサービス計画」と読み替えるものとする。	(3) 準用（条例第44条及び規則第59条） 条例第44条及び規則第59条により、条例第13条から第20条まで及び第22条から第25条まで並びに規則第8条から第17条まで、第19条から第24条まで、第26条から第38条まで、第39条第1項及び第40条から第42条までの規定は、指定放課後等デイサービスの事業に準用されるものであることから、第3の3の(2)から(11)まで、(13)から(19)まで、(21)、(23)から(35)まで、(37)から(39)まで、(40)の①及び(41)から(43)までを参照されたい。この場合、(15)及び(16)中「児童発達支援ガイドライン」とあるのは「放課後等デイサービスガイドライン」と読み替えるものとする。
第5節	共生型障害児通所支援に関する基準	第4節 共生型障害児通所支援に関する基準	4 共生型障害児通所支援に関する基準
第71条の2	(準用) 第44条の2 第8条、第9条、第13条から第20条まで、第22条から第25条の4まで及び第39条の規定は、共生型放課後等デイサービス（放課後等デイサービスに係る共生型通所支援をいう。）の事業について準用する。	(準用) 第59条の2 第5条、第8条から第17条まで、第19条から第24条まで、第26条、第28条から第38条まで、第39条第1項、第40条から第42条の4まで及び第58条の規定は、共生型放課後等デイサービス（放課後等デイサービスに係る共生型通所支援をいう。）の事業について準用する。	(1)設備について 共生型児童発達支援と同趣旨であるので、第三の4の(4)を参照されたい。 (2)準用（条例第44条の2及び規則第59条の2） ① 条例第44条の2及び規則第59条の2により、条例第8条、第9条、第13条から第20条まで、第22条から第25条の4まで及び第39条の規定並びに規則第5条、第8条から第17条まで、第19条から第24条まで、第26条、第28条から第38条まで、第39条第1項、第40条から第42条の4まで及び第58条の規定は、共生型放課後等デイサービス（放課後等デイサービスに係る共生型通所支援をいう。）の事業について準用されるものであるから、第3の1の(3)、3の(2)から(11)まで、(13)から(19)まで、(21)、(23)から(35)まで、(37)から(39)まで、(40)の①、(41)から(43)まで、4の(1)から(3)を参照されたい。 ② ①で準用される規則第21条で定める放課後等デイサービス計画については、共生型児童発達支援と同趣旨であるので、第3の4の(5)の②を参照されたい。

厚生労働 省令	県条例	県規則	県解釈通知
第71条の3	第6節 基準該当通所支援に関する基準 (従業者) 第45条 放課後等デイサービスに係る基準該当通所支援（以下「基準該当放課後等デイサービス」という。）の事業を行う者が当該事業を行う事業所（以下「基準該当放課後等デイサービス事業所」という。）に置くべき従業者は、次のとおりとする。 (1) 児童指導員又は保育士 (2) 児童発達支援管理責任者 2 前項に定めるもののほか、基準該当放課後等デイサービス事業所の人員の基準は、規則で定める。 (設備)	第5節 基準該当通所支援に関する基準 (従業者の員数) 第60条 条例第45条第1項各号に掲げる従業者の員数は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。 (1) 児童指導員又は保育士 基準該当放課後等デイサービスの単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該基準該当放課後等デイサービスの提供に当たる児童指導員又は保育士の合計数が、次に掲げる障害児の数の区分に応じ、それぞれに定める数 イ 障害児の数が10までのもの 2以上 ロ 障害児の数が10を超えるもの 2に、障害児の数が10を超えて5又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上 (2) 児童発達支援管理責任者 1以上 2 前項第1号の基準該当放課後等デイサービスの単位は、基準該当放課後等デイサービスであって、その提供が同時に1人又は複数の障害児に対して一体的に行われるものをいう。 (設備)	③ ①で準用される規則第31条第4号及び第33条については、共生型児童発達支援と同趣旨であるので、第3の4の(5)の③を参照されたい。 (3) その他の共生型サービスについて 共生型児童発達支援と同趣旨であるので、第3の4の(6)を参照されたい。 (4) その他の留意事項 共生型児童発達支援と同趣旨であるので、第3の4の(7)を参照されたい。 5 基準該当通所支援に関する基準 (1) 従業者の員数（条例第45条及び規則第60条） 基準該当児童発達支援事業所の場合と同趣旨であるため、第3の5の(1)を参照されたい。 (2) 設備（条例第46条及び規則第61条） 基準該当児童発達支援事業所の場合と同趣旨であるため、第3の5の(2)を参照されたい。
第71条の4	第46条 基準該当放課後等デイサービス事業所にあつては、発達支援を行う場所を確保するとともに、基準該当放課後等デイサービスの提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。	第61条 条例第46条第1項に規定する指導訓練を行う場所には、訓練に必要な機械器具等を備えなければならない。	

厚生労働 省令	県条例	県規則	県解釈通知
	2 前項に規定する設備及び備品等は、専ら当該基準該当放課後等デイサービスの事業の用に供するものでなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、この限りでない。 3 前2項に定めるもののほか、基準該当放課後等デイサービス事業所の設備の基準は、規則で定める。 (利用定員) 第71条の5 第46条の2 基準該当放課後等デイサービス事業所は、その利用定員を10人以上とする。 (準用) 第71条の6 第47条 第8条、第13条から第20条まで、第22条から第25条まで、第30条から第31条の2まで及び第39条の規定は、基準該当放課後等デイサービスの事業について準用する。		
	第5章 居宅訪問型児童発達支援 第1節 基本方針 第71条の7 第47条の2 居宅訪問型児童発達支援に係る指定通所支援（以下「指定居宅訪問型児童発達支援」という。）の事業は、障害児が日常生活における基本的動作及び知識技能を習得し、並びに生活能力の向上を図ることができるよう、当該障害児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な支援を行うものでなければならない。 第2節 人員に関する基準 (従業者) 第71条の8 第47条の3 指定居宅訪問型児童発達支援の事業を行う者（以下「指定居宅訪問型児童発達支援事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定居宅訪問型児童発達支援事業所」という。）に置くべき従業者は、次のとおりとする。	(準用) 第62条 第8条から第17条まで、第20条第2項、第20条の2から第24条まで、第26条、第28条から第38条まで、第39条第1項、第40条から第42条まで、第46条から第47条の2まで及び第58条（第1項を除く。）の規定は、基準該当放課後等デイサービスの事業について準用する。 第5章 居宅訪問型児童発達支援 第1節 人員に関する基準 第62条の2 条例第47条の3第1項各号に掲げる従業者の員数は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。	(3) 利用定員（条例第46条の2） 基準該当児童発達支援事業所の場合と同趣旨であるため、第3の5の(3)を参照されたい。 (4) 準用（条例第47条及び規則第62条） 条例第47条及び規則第62条の規定により、条例第8条、第13条から第20条まで、第22条から第25条まで、第30条から第31条の2まで及び第39条並びに規則第8条から第17条まで、第20条第2項、第20条の2から第24条まで、第26条、第28条から第38条まで、第39条第1項、第40条から第42条まで、第46条から第47条の2まで及び第58条（第1項を除く。）の規定は、基準該当放課後等デイサービスの事業について、準用されるものであることから、第3の1の(3)、3の(2)から(11)まで、(14)の②、(16)から(19)まで、(21)、(23)から(35)まで、(37)から(43)まで（(40)の②を除く。）及び第3の5の(5)から(7)までを参照されたい。 第5 居宅訪問型児童発達支援 1 人員に関する基準 条例第47条の3は、指定居宅訪問型児童発達支援事業所に置くべき従業者の員数を規定したものであるが、特に以下の点について、留意すること。 指定居宅訪問型児童発達支援事業所における従業者の員数

厚生労働 省令	県条例	県規則	県解釈通知
	(1) 訪問支援員 (2) 児童発達支援管理責任者	(1) 訪問支援員 事業規模に応じて訪問支援を行うために必要な数 (2) 児童発達支援管理責任者 1 以上 2 前項第 1 号の訪問支援員は、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員若しくは保育士の資格を取得後又は児童指導員若しくは心理担当職員（学校教育法に基づく大学において、心理学を専修する学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者をいう。）として配置された日以後、障害児について、入浴、排せつ、食事その他の介護を行い、及び当該障害児の介護を行う者に対して介護に関する指導を行う業務又は日常生活における基本的な動作及び知識技能の習得並びに生活能力の向上のために必要な支援その他の支援（この項において単に「支援」という。）を行い、並びに当該障害児の支援を行う者に対して支援に関する指導を行う業務その他職業訓練若しくは職業教育に係る業務に 3 年以上従事した者でなければならない。 3 第 1 項第 2 号の児童発達支援管理責任者のうち 1 人以上は、専ら当該指定居宅訪問型児童発達支援事業所の職務に従事する者でなければならない。	については、各地域における指定居宅訪問型児童発達支援の利用の状況や指定居宅訪問型児童発達支援の業務量を考慮し、適切な員数の従業者を確保するものとする。 なお、指定居宅訪問型児童発達支援の提供に当たる従業者の要件は、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員若しくは保育士の資格を取得後又は児童指導員若しくは心理担当職員として配置された日以後、直接支援の業務に三年以上従事した者とする。
第71条の9	2 前項に定めるもののほか、指定居宅訪問型児童発達支援事業所の人員の基準は、規則で定める。 （準用） 第47条の4 第8条の規定は、指定居宅訪問型児童発達支援の事業について準用する。この場合において、同条中「ただし」とあるのは、「ただし、第47条の3第1項第1号に掲げる訪問支援員及び同項第2号に掲げる児童発達支援管理責任者を併せて兼ねる場合を除き」と読み替えるものとする。 第3節 設備に関する基準 （設備）		2 設備に関する基準
第71条の10	第47条の5 指定居宅訪問型児童発達支援事業所は、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、指定居宅訪問型児童発達支援の提供に必要な設備及び備品等		(1) 事務室 指定居宅訪問型児童発達支援事業所には、事業の運営を行うために必要な面積を有する専用の事務室を設けることが望ましい

厚生労働 省令	県条例	県規則	県解釈通知
第71条の11	を備えなければならない。 2 前項に規定する設備及び備品等は、専ら当該指定居宅訪問型児童発達支援の事業の用に供するものでなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、この限りでない。 第4節 運営に関する基準	第2節 運営に関する基準 (身分を証する書類の携行) 第62条の3 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、従業者に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び障害児、通所給付決定保護者その他の当該障害児の家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しなければならない。	が、間仕切りする等他の事業の用に供するものと明確に区分される場合は、他の事業と同一の事務室であっても差し支えない。 なお、この場合に、区分がされていなくても業務に支障がないときは、指定居宅訪問型児童発達支援の事業を行うための区画が明確に特定されていれば足りるものとする。 (2) 受付等のスペースの確保 事務室又は指定居宅訪問型児童発達支援の事業を行うための区画については、利用申込みの受付、相談等に対応するのに適切なスペースを確保するものとする。 (3) 設備及び備品等 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、指定居宅訪問型児童発達支援に必要な設備及び備品等を確保するものとする。特に、手指を洗浄するための設備等感染症予防に必要な設備等に配慮すること。ただし、他の事業所、施設等と同一敷地内にある場合であつて、指定居宅訪問型児童発達支援の事業又は当該他の事業所、施設等の運営に支障がない場合は、当該他の事業所、施設等に備え付けられた設備及び備品等を使用することができるものとする。 なお、事務室又は区画、設備及び備品等については、必ずしも事業者が所有している必要はなく、貸与を受けているものであっても差し支えない。 3 運営に関する基準 (1) 身分を証する書類の携行（規則第62条の3） 障害児等が安心して指定居宅訪問型児童発達支援の提供を受けられるよう、指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、当該指定居宅訪問型児童発達支援事業所の従業者に身分を明らかにする証書や名札等を携行させ、初回訪問時及び障害児、通所給付決定保護者又は当該障害児の家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しなければならないこととしたものである。

厚生労働 省令	県条例	県規則	県解釈通知
第71条の12		(通所利用者負担額の受領) 第62条の4 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、指定居宅訪問型児童発達支援を提供した際は、通所給付決定保護者から当該指定居宅訪問型児童発達支援に係る通所利用者負担額の支払を受けるものとする。 2 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、法定代理受領を行わない指定居宅訪問型児童発達支援を提供した際は、通所給付決定保護者から、当該指定居宅訪問型児童発達支援に係る指定通所支援費用基準額の支払を受けるものとする。 3 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、通所給付決定保護者の選定により通常の事業の実施地域（当該指定居宅訪問型児童発達支援事業所が通常時に指定居宅訪問型児童発達支援を提供する地域をいう。次条第5号において同じ。）以外の地域において指定居宅訪問型児童発達支援を提供する場合は、それに要した交通費の額の支払を通所給付決定保護者から受けることができる。 4 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、前3項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った通所給付決定保護者に対し交付しなければならない。 5 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、第3項の交通費については、あらかじめ、通所給付決定保護者に対し、その額について説明を行い、通所給付決定保護者の同意を得なければならない。	なお、この証書等には、当該指定居宅訪問型児童発達支援事業所の名称、当該従業者の氏名を記載するものとし、当該従業者の写真の貼付や職能の記載を行うことが望ましい。 (2) 通所利用者負担額の受領（規則第62条の4） 指定児童発達支援の場合と同趣旨であるため、第3の3の(12)を参照されたい。
第71条の13	(運営規程) 第47条の6 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、指定居宅訪問型児童発達支援事業所ごとに、事業の運営について規則で定める重要事項に関し運営規程を定めておかなければならない。	(運営規程) 第62条の5 条例第47条の6の規則で定める重要事項は、次のとおりとする。 (1) 事業の目的及び運営の方針 (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容 (3) 営業日及び営業時間	(3) 運営規程（条例第47条の6及び規則第62条の5） 指定児童発達支援の場合と同趣旨であるため、第3の3の(26)①から⑤まで、⑦、⑧を参照されたい。

厚生労働 省令	県条例	県規則	県解釈通知
第71条の14	(準用) 第47条の7 第13条から第15条まで、第18条から第20条まで及び第22条から第25条までの規定は、指定居宅訪問型児童発達支援の事業について準用する。この場合において、第15条第1項中「児童発達支援計画（指定児童発達支援」とあるのは、「居宅訪問型児童発達支援計画（指定居宅訪問型児童発達支援」と読み替えるものとする。	(4) 指定居宅訪問型児童発達支援の内容並びに通所給付決定保護者から受領する費用の種類及びその額 (5) 通常の事業の実施地域 (6) サービスの利用に当たっての留意事項 (7) 緊急時等における対応方法 (8) 虐待の防止のための措置に関する事項 (9) 前各号に掲げるもののほか、運営に関する重要事項 (準用) 第62条の6 第8条から第17条まで、第19条、第20条、第20条の3から第24条まで、第26条、第28条から第30条まで、第32条、第32条の2、第33条の2、第33条の4から第38条まで、第39条第1項及び第40条から第42条まで及びの規定は、指定居宅訪問型児童発達支援の事業について準用する。この場合において、第8条第1項第1号中「第16条」とあるのは「第47条の6」と、第11条中「いう。第31条第6号及び第39条第2項において同じ」とあるのは「いう」と、第17条第2項ただし書中「次条第1項」とあるのは「第62条の4第1項」と、第20条第2項中「第18条第2項」とあるのは「第62条の4第2項」と、21条中「児童発達支援計画」とあるのは「居宅訪問型児童発達支援計画」と、同条第4項中「条例第15条第4項に規定する領域との関連性並びに障害児の地域社会への参加及び包摂の観点を踏まえた」とあるのは「第15条第4項に規定する領域との関連性を踏まえた」と、第35条第1項第1号中「第16条」とあるのは「第47条の6」と、第36条第1項中「行わなければならない」とあるのは「行うよう努めなければならない」と、第42条第2号中「児童発達支援計画」とあるのは「居宅訪問型児童発達支援計画」と読み替えるものとする。	(4) 準用（条例第47条の7及び規則第62条の6） 条例第47条の7及び規則第62条の6により、条例第18条から第20条まで及び第22条から第25条まで並びに規則第8条から第17条まで、第19条、第20条、第21条から第24条まで、第26条、第28条から第30条まで、第32条、第34条、第35条、第37条、第38条、第39条第1項、第40条から第42条まで及び第53条の2の規定指定居宅訪問型児童発達支援の事業について準用されるものであることから、第3の3の(2)から(11)まで、(13)から(19)まで、(21)、(23)から(25)まで、(27)、(31)から(35)まで、(37)から(39)まで、(40)の①及び(41)から(43)までを参照されたい。 第三の3の(16)①を参照するに当たっては、「5 領域との関連性及びインクルージョンの観点を踏まえた」とあるのは「5 領域との関連性を踏まえた」と、「インクルージョンの観点を踏まえた指定児童発達支援の具体的内容については、例えば、保育所等への移行支援等のインクルージョンの観点を踏まえた取組や、地域との交流の機会の確保等の支援におけるインクルージョンの視点などが考えられる。なお、」とあるのは「なお、」と読み替えるものとする。
第72条	第6章 保育所等訪問支援 第1節 基本方針 第48条 保育所等訪問支援に係る指定通所支援（以下「指定保育所等訪問支援」という。）の事業は、障害児が障害児以外の児童との集団生活に適応することができるよう、当該障害児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切	第6章 保育所等訪問支援	第6 保育所等訪問支援

厚生労働 省令	県条例	県規則	県解釈通知
第73条	かつ効果的な支援を行うものでなければならない。 第2節 人員に関する基準 (従業者) 第49条 指定保育所等訪問支援の事業を行う者（以下「指定保育所等訪問支援事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定保育所等訪問支援事業所」という。）に置くべき従業者は、次のとおりとする。 (1) 訪問支援員 (2) 児童発達支援管理責任者	第1節 人員に関する基準 第63条 条例第49条第1項各号に掲げる従業者の員数は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。 (1) 訪問支援員 事業規模に応じて訪問支援を行うために必要な数 (2) 児童発達支援管理責任者 1以上 2 前項第2号の児童発達支援管理責任者のうち1人以上は、専ら当該指定保育所等訪問支援事業所の職務に従事する者でなければならない。	1 人員に関する基準 条例第49条及び規則第63条は、指定保育所等訪問支援事業所に置くべき従業者の員数を規定したものであるが、特に以下の点について、留意すること。 指定保育所等訪問支援事業所における従業者の員数については、各地域における指定保育所等訪問支援の利用の状況や指定保育所等訪問支援の業務量を考慮し、適切な員数の従業者を確保するものとする。 なお、指定保育所等訪問支援の提供に当たる従業者の要件については、障害児支援に関する知識及び相当の経験を有する児童指導員、保育士、理学療法士、作業療法士又は心理担当職員等であって、集団生活への適応のため専門的な支援の技術を有する者とする。
第74条	2 前項に定めるもののほか、指定保育所等訪問支援事業所の人員の基準は、規則で定める。 (準用) 第50条 第8条の規定は、指定保育所等訪問支援の事業について準用する。この場合において、同条中「ただし、」とあるのは、「ただし、第49条第1項第1号の訪問支援員及び同項第2号の児童発達支援管理責任者を併せて兼ねる場合を除き、」と読み替えるものとする。 第3節 設備に関する基準 (準用)		
第75条	第51条 第47条の5の規定は、指定保育所等訪問支援の事業について準用する。 第4節 運営に関する基準 第52条 削除 (準用)	第2節 運営に関する基準 第64条から第66条まで 削除 (準用)	2 設備に関する基準 (1) 準用（条例第51条） 条例第51条により、第47条の5の規定は、指定保育所等訪問支援の事業について準用されるものであることから、第6の2を参照されたい。 3 運営に関する基準 (1) 準用（条例第53条及び規則第67条）

厚生労働 省令	県条例	県規則	県解釈通知
第76条	第53条 第13条から第15条（第4項を除く。）まで、第15条の2、第18条から第20条まで、第22条から第25条まで及び第47条の6の規定は、指定保育所等訪問支援の事業について準用する。この場合において、第15条第1項中「児童発達支援計画（指定児童発達支援）」とあるのは、「保育所等訪問支援計画（指定保育所等訪問支援）」と読み替えるものとする。	第67条 第8条から第17条まで、第19条から第20条の2まで、第21条から第24条まで、第26条、第28条から第30条まで、第32条、第32条の2、第35条（第1項第3号を除く。）、第35条の2から第38条まで、第39条第1項、第40条から第42条まで、第62条の4から第62条の6までの規定は、指定保育所等訪問支援の事業について準用する。この場合において、第8条第1項第1号中「第16条」とあるのは「第47条の6」と、第11条中「いう。第31条第6号及び第39条第2項において同じ。」とあるのは「いう。」と、第17条第2項ただし書中「次条第1項」とあるのは「第67条において準用する第62条の4第1項」と、第20条第2項中「第18条第2項」とあるのは「第67条において準用する第62条の4第2項」と、第20条の2第1項中「を受けて」とあるのは「及び当該事業所の訪問支援員が当該障害児に対して保育所等訪問支援を行うに当たって訪問する施設（以下「訪問先施設」という。）による評価（以下「訪問先施設評価」という。）を受けて」と、同項第5号中「障害児及びその保護者」とあるのは「障害児及びその保護者並びに当該訪問先施設」と、同条第2項中「自己評価及び保護者評価」とあるのは「自己評価、保護者評価及び訪問先施設評価」と、「保護者に示す」とあるのは「保護者及び訪問先施設に示す」と、第21条及び第42条第2号中「児童発達支援計画」とあるのは「保育所等訪問支援計画」と、第21条第4項中「条例第15条第4項に規定する領域との関連性並びに障害児の地域社会への参加及び包摂の観点を踏まえた」とあるのは「障害児の地域社会への参加及び包摂の観点を踏まえた」と、同条第5項中「担当者等」とあるのは「担当者及び当該障害児に係る訪問先施設の担当者等」と、第36条第1項中「行わなければならない」とあるのは「行うよう努めなければならない」と読み替えるものとする。	条例第53条及び規則第67条により条例第13条から第15条まで、第18条から第20条まで、第22条から第25条まで及び第47条の6並びに規則第8条から第17条まで、第19条、第20条、第21条から第24条まで、第26条、第28条から第30条まで、第32条、第35条（第3号を除く。）、第37条、第38条、第39条第1項、第40条から第42条まで、第53条の2及び第62条の4から第62条の6までの規定は、指定保育所等訪問支援の事業について準用されるものであることから、第3の3の（2）から（11）まで、（13）から（19）まで、（21）、（23）から（25）まで、（27）、（28）、（31）、（33）から（35）まで、（37）から（39）まで、（40）の①、（41）から（43）まで及び第6の3の（1）から（3）までを参照されたい。 第三の3（15）⑥を参照するに当たっては、「障害児の保護者による評価（⑦において「保護者評価」という。）」とあるのは「障害児の保護者による評価（⑦において「保護者評価」という。）及び当該事業所の訪問支援員が保育所等訪問支援を行うに当たって訪問する施設（以下「訪問先施設」という。）による評価（以下「訪問先施設評価」という。）」と、「児童発達支援ガイドライン」とあるのは「追ってお示しする「保育所等訪問支援ガイドライン」」と読み替えるものとする。 また、第三の3（15）⑦を参照するに当たっては、「自己評価、保護者評価」とあるのは「自己評価、保護者評価及び訪問先施設評価」と、「保護者に」とあるのは「保護者及び訪問先施設に」と読み替えるものとする。 第三の3（16）①を参照するに当たっては、「5 領域との関連性及びインクルージョンの観点を踏まえた」とあるのは「インクルージョンの観点を踏まえた」と読み替えるものとする。 第三の3（16）②アを参照するに当たっては、「障害児に対する指定児童発達支援の提供に当たる担当者」とあるのは「障害児に対する指定保育所等訪問支援の提供に当たる担当者及び当該障害児に係る訪問先施設の担当者」と読み替えるものとする。
第80条	第7章 多機能型事業所に関する特例 （従業者の員数に関する特例） 第54条 多機能型事業所（この条例に規定する事業のみを行う多機能型事業所に限る。）に係る事業を行う者に対する第6条第	第7章 多機能型事業所に関する特例 （従業者の員数に関する特例） 第68条 多機能型事業所（条例に規定する事業のみを行う多機能型事業所に限る。）に係る事業を行う者に対する第3条第1項、第	第7 多機能型事業所に関する特例 1 従業員の員数に関する特例（条例第54条及び規則第68条） （1）従業員の員数の特例 多機能型事業所に配置される従業者については、当該多機能

厚生労働 省令	県条例	県規則	県解釈通知
	1 項、第2項及び第4項、第7条、第40条第1項、第2項及び第4項、第47条の3並びに第49条の規定の適用については、第6条第1項中「事業所（以下「指定児童発達支援事業所」という。）」とあるのは「多機能型事業所」と、同条第2項及び第4項中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、第7条中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、第40条第1項中「事業所（以下「指定放課後等デイサービス事業所」という。）」とあるのは「多機能型事業所」と、同条第2項及び第4項中「指定放課後等デイサービス事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、第47条の3第1項中「事業所（以下「指定居宅訪問型児童発達支援事業所」という。）」とあるのは「多機能型事業所」と、同条第2項中「指定居宅訪問型児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、第49条第1項中「事業所（以下「指定保育所等訪問支援事業所」という。）」とあるのは「多機能型事業所」と、同条第2項中「指定保育所等訪問支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」とする。	3 項及び第5項、第4条（第2項及び第4項を除く。）並びに第55条第1項、第2項及び第4項の規定の適用については、第3条第1項第1号、第3項及び第5項並びに第4条第1項第2号イ及び第5項中「指定児童発達支援」とあるのは「指定通所支援」と、同条第6項中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、「指定児童発達支援の」とあるのは「指定通所支援の」と、同条第7項中「当該指定児童発達支援事業所」とあるのは「当該多機能型事業所」と、第55条第1項第1号、第2項及び第4項中「指定放課後等デイサービス」とあるのは「指定通所支援」ととする。	型事業所（指定通所支援の事業のみを行う多機能型事業所に限る。）の職務に専従するものとし、各指定障害児通所支援事業所ごとに配置とされる従業者間での兼務を可能としたものである。
第81条	2 前項に定めるもののほか、多機能型事業所の人員の基準は、規則で定める。 （設備に関する特例） 第55条 多機能型事業所については、サービスの提供に支障を来さないよう配慮しつつ、一体的に事業を行う他の多機能型事業所の設備を兼用することができる。	2 利用定員の合計が20人未満である多機能型事業所（条例に規定する事業のみを行う多機能型事業所を除く。）は、第3条第6項及び第55条第5項の規定にかかわらず、当該多機能型事業所に置くべき従業者（児童発達支援管理責任者、嘱託医及び管理者を除く。）のうち、1人以上は、常勤でなければならない。	（2）常勤の従業者の員数の特例 利用定員の合計数が20人未満である多機能型事業所（指定通所支援の事業のみを行う多機能型事業所を除く。）において、当該多機能型事業所に置くべき常勤の従業者の員数は、各指定障害児通所支援事業所ごとに置くべき常勤の従業者の員数にかかわらず、1人以上とすること。
第82条	（利用定員に関する特例） 第56条 多機能型事業所（この条例に規定する事業のみを行う多機能型事業所に限る。）は、第12条及び第43条の規定にかかわらず、その利用定員を、当該多機能型事業所が行う全ての指定通所支援の事業を通じて10人以上とすることができる。	2 設備に関する特例（条例第55条） 多機能型事業所の設備については、当該各指定通所支援ごとに必要とされる相談室、洗面所、便所及び多目的室等を兼用することができる。しかしながら、多機能型事業所全体の利用定員と比して明らかに利便性を損なう面積規模である場合など、サービス提供に支障があると認められる場合については、この限りではないこと。 3 利用定員に関する特例（条例第56条） （1）多機能型事業所（指定通所支援の事業のみを行う多機能型事業所に限る。）の利用定員 多機能型事業所（指定通所支援の事業のみを行う多機能型事業所に限る。）の利用定員の合計数は全ての指定通所支援の事業を通じて10人以上（主として重症心身障害児を通わせる多機能型事業所に限る。）の利用定員	2 設備に関する特例（条例第55条） 多機能型事業所の設備については、当該各指定通所支援ごとに必要とされる相談室、洗面所、便所及び多目的室等を兼用することができる。しかしながら、多機能型事業所全体の利用定員と比して明らかに利便性を損なう面積規模である場合など、サービス提供に支障があると認められる場合については、この限りではないこと。 3 利用定員に関する特例（条例第56条） （1）多機能型事業所（指定通所支援の事業のみを行う多機能型事業所に限る。）の利用定員 多機能型事業所（指定通所支援の事業のみを行う多機能型事業所に限る。）の利用定員の合計数は全ての指定通所支援の事業を通じて10人以上（主として重症心身障害児を通わせる多機能型事業所に限る。）の利用定員

厚生労働 省令	県条例	県規則	県解釈通知
	2 利用定員の合計が20人以上である多機能型事業所（この条例に規定する事業のみを行う多機能型事業所を除く。）は、第12条及び第43条の規定にかかわらず、指定児童発達支援又は指定放課後等デイサービスの利用定員を5人以上（指定児童発達支援の事業又は指定放課後等デイサービスの事業を併せて行う場合にあっては、これらの事業を通じて5人以上）とすることができる。 3 前2項の規定にかかわらず、主として重症心身障害児を通わせる多機能型事業所は、第12条及び第43条の規定にかかわらず、その利用定員を5人以上とすることができる。 4 第2項の規定にかかわらず、多機能型事業所は、主として重度の知的障害及び重度の上肢、下肢又は体幹の機能の障がい重複している障害者につき行う生活介護の事業を併せて行う場合にあっては、第12条及び第43条の規定にかかわらず、その利用定員を、当該多機能型事業所が行う全ての事業を通じて5人以上とすることができる。 5 離島その他の地域であって児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第15号）第82条第5項に規定する厚生労働大臣が定めるもののうち、将来的にも利用者の確保の見込みがないものとして知事が認めるものにおいて事業を行う多機能型事業所（この条例に規定する事業のみを行う多機能型事業所を除く。）については、第2項中「20人」とあるのは、「10人」とする。 第8章 雑則		能型事業所にあつては、5人以上。）とすることができるものとしたものである。 なお、保育所等訪問支援については、利用定員の定めがないため、除かれる。 （2）多機能型事業所（指定通所支援の事業のみを行う多機能型事業所を除く。）の利用定員 多機能型事業所（指定通所支援の事業のみを行う多機能型事業所を除く。）の利用定員の合計数が20人以上である場合は、当該多機能型事業所において実施する指定児童発達支援又は指定放課後等デイサービスの利用定員を5人以上とすることができるものであること。 （3）離島その他の地域における多機能型事業所（指定通所支援の事業のみを行う多機能型事業所を除く。）の利用定員 こども家庭庁長官が定める離島その他の地域の基準（平成24年厚生労働省告示246号）に規定する多機能型事業所（指定通所支援の事業のみを行う多機能型事業所を除く。）であつて、知事が将来的にも利用者の確保の見込みがないと認める場合については、（1）にかかわらず、利用定員の合計は10人以上とすることができるものであること。 第9 雑則 1 看護師の業務について 「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行令の一部を改正する政令」（令和3年政令第40号）により、令和3年4月1日より社会福祉施設等への看護師の日雇派遣が可能になったところである。同政令の施行通知（「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行令の一部を改正する政令の公布について」（令和3年3月2日付け医政発0302第14号、職発0302第5号、子発0302第1号、老発0302第6号、障発0302第1号））を

厚生労働 省令	県条例	県規則	県解釈通知
第83条	(委任) 第57条 この条例に定めるもののほか、指定通所支援の事業等の運営に関し必要な基準は、規則で定める。	(電磁的記録等) 第69条 指定障害児通所支援事業者及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、条例又はこの規則の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（第9条第1項（第42条の5、第45条、第59条、第59条の2、第62条、第62条の6及び第67条において準用する場合を含む。）、第12条（第42条の5、第45条、第59条、第59条の2、第62条、第62条の6及び第67条において準用する場合を含む。）及び次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。 2 指定障害児通所支援事業者及びその従業者は、交付、説明、同意その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、条例又はこの規則の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、当該交付等の相手方が障害児又は通所給付決定保護者である場合には当該障害児又は当該通所給付決定保護者に係る障害児の障がいの特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる	踏まえ、日雇派遣看護師が従事する業務は、派遣元事業主及び派遣先の労働者派遣契約において、利用者の日常的な健康管理（施設類型や入所者等の状態等の個別の事情に応じて判断することが必要であるが、例えば、急変等が想定されない入所者等のバイタルチェックや、口腔ケア、服薬管理等）の範囲内とすること。なお、指定障害児通所支援事業等における人工呼吸器の管理等の医療的ケアについては、日雇派遣看護師が行うことは想定されないことに留意すること。また、准看護師が行う業務は日雇派遣の対象とならない。 このほか、同政令の施行通知に示された各種手順（派遣元事業主に対する適切な事前説明、緊急時に備えた対応の確保、派遣就業者に対するオリエンテーション等の実施、業務記録等による円滑な業務の引継ぎ、利用者への説明等）を遵守すること。 2 文書の取扱いについて (1) 電磁的記録について 規則第69条第1項は、指定障害児通所支援事業者及びその従業者等（以下「事業者等」という。）の書面の保存等に係る負担の軽減を図るため、事業者等は、この府令で規定する書面の作成、保存等を次に掲げる電磁的記録により行うことができることとしたものである。 ① 電磁的記録による作成は、事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法または磁気ディスク等をもって調製する方法によること。 ② 電磁的記録による保存は、以下のいずれかの方法によること。 ア 作成された電磁的記録を事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等をもって調製するファイルにより保存する方法 イ 書面に記載されている事項をスキャナ等により読み取ってできた電磁的記録を事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等をもって調製するファイルにより保存する方法 ③ その他、規則第69条第1項において電磁的記録により行うことができるとされているものは、①及び②に準じた方法によること。 (2) 電磁的方法について 規則第69条第2項は、書面で行うことが規定されている又は想定される交付等（交付、説明、同意その他これに類するものをいう。）について、当該交付等の相手方の利便性向上及び事業者等

厚生労働 省令	県条例	県規則	県解釈通知
			の業務負担軽減等の観点から、事業者等は、事前に当該交付等の相手方の承諾を得た上で、次に掲げる電磁的方法によることができることとしたものである。 ① 電磁的方法による交付は、以下のアからオまでに準じた方法によること。 ア 事業者等は、利用申込者からの申出があった場合には、条例第13条の規定による文書の交付に代えて、エで定めるところにより、当該利用申込者の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電磁的方法により提供することができる。この場合において、当該事業者等は、当該文書を交付したものとみなす。 a 電子情報処理組織を使用する方法のうち(a)又は(b)に掲げるもの (a) 事業者等の使用に係る電子計算機と利用申込者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法 (b) 事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された条例第13条第1項に規定する重要事項を電気通信回線を通じて利用申込者の閲覧に供し、当該利用申込者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法(電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法) b 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法 イ アに掲げる方法は、利用申込者がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならない。 ウ ア a の「電子情報処理組織」とは、事業者等の使用に係る電子計算機と、利用申込者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。 エ 事業者等は、アの規定により条例第13条第1項に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該

厚生労働 省令	県条例	県規則	県解釈通知
	利用申込者に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。 ア アのa及びbに規定する方法のうち事業者等が使用するもの イ ファイルへの記録の方式 オ エの規定による承諾を得た事業者等は、当該利用申込者から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該利用申込者に対し、条例第13条第1項に規定する重要事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該利用申込者が再びエの規定による承諾をした場合は、この限りでない。 ② 電磁的方法による同意は、例えば電子メールにより当該同意の相手方が同意の意思表示をした場合等が考えられること。なお、「押印についてのQ&A(令和2年6月19日内閣府・法務省・経済産業省)」を参考にすること。 ③ その他、規則第69条第2項において電磁的方法によることができることとされているものは、①及び②に準じた方法によること。ただし、規則又はこの通知の規定により電磁的方法の定めがあるものについては、当該定めに従うこと。 ④ また、電磁的方法による場合は、個人情報保護委員会「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」等を遵守すること。 附 則 (施行期日) 1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。 (経過措置) 2 障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律（平成22年法律第71号。以下「整備法」という。）附則第22条第1項の規定により整備法	利用申込者に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。 ア アのa及びbに規定する方法のうち事業者等が使用するもの イ ファイルへの記録の方式 オ エの規定による承諾を得た事業者等は、当該利用申込者から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該利用申込者に対し、条例第13条第1項に規定する重要事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該利用申込者が再びエの規定による承諾をした場合は、この限りでない。 ② 電磁的方法による同意は、例えば電子メールにより当該同意の相手方が同意の意思表示をした場合等が考えられること。なお、「押印についてのQ&A(令和2年6月19日内閣府・法務省・経済産業省)」を参考にすること。 ③ その他、規則第69条第2項において電磁的方法によることができることとされているものは、①及び②に準じた方法によること。ただし、規則又はこの通知の規定により電磁的方法の定めがあるものについては、当該定めに従うこと。 ④ また、電磁的方法による場合は、個人情報保護委員会「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」等を遵守すること。 附 則 (施行期日) 1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。 (条例附則第2項に規定する規則で定める者) 2 条例附則第2項に規定する規則で定める者は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号）附則第5条に規定する旧指定児童デイサービス事業所に係る事業を行う者とする。 (経過措置) 3 条例附則第2項の規定の適用を受ける者については、平成27年3月31日までの間は、第3条第1項第2号、第2項及び第6項並びに第55条第1項第2号、第2項及び第5項の規定は適用せず、第3条第1項第1号イ及びロ、第21条、第22条並びに第55条第1項第	

厚生労働 省令	県条例	県規則	県解釈通知
	第5条の規定による改正後の児童福祉法（以下「新児童福祉法」という。）第21条の5の3第1項の指定を受けたものとみなされている者であって、規則で定めるものについては、平成27年3月31日までの間は、第6条第1項第2号及び第2項並びに第40条第1項第2号及び第2項の規定は適用しない。 3 削除 附則（平成28年3月22日条例第29号） この条例は、平成28年4月1日から施行する。 附 則（平成29年7月11日条例第38号） （施行期日） 1 この条例は、公布の日から施行する。 （経過措置） 2 この条例の施行の際現に児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定により指定を受けている山形県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（以下「条例」という。）第39条に規定する指定放課後等デイサービスの事業を行う者が当該事業を行う事業所に置くべき従業員については、改正後の条例第40条第1項第1号の規定にかかわらず、平成30年3月31日までの間は、なお従前の例による。 一 3 この条例の施行の際現に改正前の第45条の規定による基準該当放課後等デイサービスに関する基準を満たしている同条第1項に規定する基準該当放課後等デイサービスの事業を行う者が当該事業を行う事業所に置くべき従業員については、改正後の条例第45条第1項第1号の規定にかかわらず、平成30年3月31日までの間は、なお従前の例による。 附 則（平成30年3月20日条例第28号） （施行期日） 1 この条例は、公布の日から施行する。 （経過措置） 2 この条例の施行の際現に児童福祉法（昭和22年法律第164号）	1号イ及びロの規定の適用については、第3条第1項第1号イ及びロ中「10」とあるのは「15」と、第21条第1項中「指定児童発達支援事業所の管理者は、児童発達支援管理責任者に」とあるのは「指定児童発達支援事業所の管理者は、」と、「担当させる」とあるのは「行う」と、同条第2項から第9項まで及び第22条中「児童発達支援管理責任者」とあるのは「指定児童発達支援事業所の管理者」と、第55条第1項第1号イ及びロ中「10」とあるのは「15」とする。 削除 4 この規則の施行の日から平成26年3月31日までの間における第37条第1項（第45条、第54条、第59条、第62条及び第67条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「第5条第16項」とあるのは、「第5条第17項」とする。 附則（平成28年3月22日規則第24号） この規則は、平成28年4月1日から施行する。 附 則（平成29年7月11日規則第38号） （施行期日） 1 この規則は、公布の日から施行する。 （経過措置） 2 この条例の施行の際現に児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定により指定を受けている山形県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（以下「条例」という。）第39条に規定する指定放課後等デイサービスの事業を行う者が当該事業を行う事業所に置くべき従業員の員数については、改正後の山形県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）第55条の規定にかかわらず、平成30年3月31日までの間は、なお従前の例による。 3 この条例の施行の際現に改正前の条例第45条の規定による基準該当放課後等デイサービスに関する基準を満たしている同条第1項に規定する基準該当放課後等デイサービスの事業を行う者が当該事業を行う事業所に置くべき従業員の員数については、改正後の規則第60条の規定にかかわらず、平成30年3月31日までの間は、なお従前の例による。 附 則（平成30年3月20日規則第23号） （施行期日） 1 この規則は、公布の日から施行する。 （経過措置） 2 この規則の施行の際現に児童福祉法（昭和22年法律第164号）	
附則第1条			

厚生労働 省令	県条例	県規則	県解釈通知
	第21条の5の3第1項の規定により指定を受けている山形県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例第5条に規定する指定児童発達支援の事業を行う者が当該事業を行う事業所に置くべき従業者については、改正後の第6条（第3項を除く。）の規定にかかわらず、平成31年3月31日までの間は、なお従前の例による。 3 この条例の施行の際現に改正前の第26条の規定による基準該当児童発達支援に関する基準を満たしている同条第1項に規定する基準該当児童発達支援の事業を行う者が当該事業を行う事業所に置くべき従業者については、改正後の第26条第1項第1号の規定にかかわらず、平成31年3月31日までの間は、なお従前の例による。 附 則（令和3年3月19日条例第29号） （施行期日） 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。ただし、第4条第4項の改正規定（「責任者を設置する等」を削る部分を除く。）は、令和4年4月1日から施行する。 （経過措置） 2 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、改正後の山形県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（以下「新条例」という。）第18条第2項（新条例第25条の5、第29条、第38条、第44条、第44条の2、第47条、第47条の7及び第53条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。 3 この条例の施行の日から令和4年3月31日までの間、新条例第19条第3項（新条例第25条の5、第29条、第38条、第44条、第44条の2、第47条、第47条の7及び第53条において準用する場合を含む。）及び第20条第2項（新条例第25条の5、第29条、第38条、第44条、第44条の2、第47条、第47条の7及び第53条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、こ	第21条の5の3第1項の規定により指定を受けている山形県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年12月県条例79号。以下「条例」という。）第5条に規定する指定児童発達支援の事業を行う者が当該事業を行う事業所に置くべき従業者の員数については、改正後の山形県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）第3条（第3項を除く。）の規定にかかわらず、平成31年3月31日までの間は、なお従前の例による。 3 この規則の施行の際現に改正前の条例第26条の規定による基準該当児童発達支援に関する基準を満たしている同条第1項に規定する基準該当児童発達支援の事業を行う者が当該事業を行う事業所に置くべき従業者の員数については、改正後の規則第43条の規定にかかわらず、平成31年3月31日までの間は、なお従前の例による。 附 則（令和3年3月19日規則第19号） （施行期日） 1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。 （経過措置） 2 この規則の施行の日から令和6年3月31日までの間、改正後の山形県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則（以下「新規則」という。）第32条の2（新規則第42条の5、第45条、第54条、第59条、第59条の2、第62条、第62条の6及び第67条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、新規則第32条の2中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、「行う」とあるのは「行うよう努める」とする。 3 この規則の施行の際現に児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定により指定を受けている山形県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年12月県条例第79号。以下「指定通所支援基準条例」という。）第5条に規定する指定児童発達支援の事業を行う者が当該事業を行う事業所に置くべき従業者の員数については、	

厚生労働 省令	県条例	県規則	県解釈通知
	これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。 4 この条例の施行の際現に児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定により指定を受けている山形県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（以下「指定通所支援基準条例」という。）第6条に規定する指定児童発達支援の事業を行う者が当該事業を行う事業所に置くべき従業者については、改正後の第6条第1項の規定にかかわらず、令和5年3月31日までの間は、なお従前の例による。 5 この条例の施行の際現に改正前の第26条の規定による基準該当児童発達支援に関する基準を満たしている同条第1項に規定する基準該当児童発達支援の事業を行う者が当該事業を行う事業所に置くべき従業者については、改正後の第26条第1項第1号の規定にかかわらず、令和5年3月31日までの間は、なお従前の例による。 6 この条例の施行の際現に児童福祉法第21条の5の3第1項の規定により指定を受けている指定通所支援基準条例第40条に規定する指定放課後等デイサービスの事業を行う者が当該事業を行う事業所に置くべき従業者については、改正後の第40条第1項の規定にかかわらず、令和5年3月31日までの間は、なお従前の例による。 7 この条例の施行の際現に改正前の第45条の規定による基準該当放課後等デイサービスに関する基準を満たしている同条第1項に規定する基準該当放課後等デイサービスの事業を行う者が当該事業を行う事業所に置くべき従業者については、改正後の第45条第1項第1号の規定にかかわらず、令和5年3月31日までの間は、なお従前の例による。	新規則第3条第1項第1号及び第6項の規定にかかわらず、令和5年3月31日までの間は、なお従前の例による。 4 この規則の施行の際現に児童福祉法第21条の5の3第1項の規定により指定を受けている指定通所支援基準条例第5条に規定する指定児童発達支援の事業を行う者が当該事業を行う事業所に置くべき従業者の員数に対する新規則第3条第6項の規定の適用については、令和5年3月31日までの間、同項中「又は保育士の合計数」とあるのは、「、保育士又は障害福祉サービス経験者の合計数（看護職員を除く。）」とする。 5 この規則の施行の際現に児童福祉法第21条の5の3第1項の規定により指定を受けている指定通所支援基準条例第5条に規定する指定児童発達支援の事業を行う者が当該事業を行う事業所に置くべき従業者の員数については、新規則第4条第5項の規定にかかわらず、令和4年3月31日までの間は、なお従前の例による。 6 この規則の施行の際現に山形県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例（令和3年3月県条例第29号）による改正前の指定通所支援基準条例（以下「旧条例」という。）第26条の規定による基準該当児童発達支援に関する基準を満たしている同条第1項に規定する基準該当児童発達支援の事業を行う者が当該事業を行う事業所に置くべき従業者の員数については、新規則第43条の規定にかかわらず、令和5年3月31日までの間は、なお従前の例による。 7 この規則の施行の際現に改正前の第26条の規定による基準該当児童発達支援に関する基準を満たしている同条第1項に規定する基準該当児童発達支援の事業を行う者が当該事業を行う事業所に置くべき従業者の員数については、改正前の第43条第3項の規定は、令和5年3月31日までの間、なおその効力を有する。 8 この規則の施行の際現に児童福祉法第21条の5の3第1項の規定により指定を受けている指定通所支援基準条例第5条に	

厚生労働 省令	県条例	県規則	県解釈通知
		規定する指定児童発達支援の事業を行う者が当該事業を行う事業所に置くべき従業員の員数については、新規則第55条第1項第1号及び第5項の規定にかかわらず、令和5年3月31日までの間は、なお従前の例による。 9 この規則の施行の際現に児童福祉法第21条の5の3第1項の規定により指定を受けている指定通所支援基準条例第5条に規定する指定放課後等デイサービスの事業を行う者が当該事業を行う事業所に置くべき従業員の員数に係る新規則第55条第2項の規定の適用については、令和5年3月31日までの間、同項中「又は保育士」とあるのは、「、保育士又は障害福祉サービス経験者」とする。 10 この規則の施行の際現に児童福祉法第21条の5の3第1項の規定により指定を受けている指定通所支援基準条例第5条に規定する指定放課後等デイサービスの事業を行う者当該事業を行う事業所に置くべき従業員の員数に係る新規則第55条第7項の規定の適用については、令和5年3月31日までの間、同項中「又は保育士の合计数」とあるのは、「、保育士又は障害福祉サービス経験者の合计数（看護職員を除く。）」とする。 11 この規則の施行の際現に児童福祉法第21条の5の3第1項の規定により指定を受けている指定通所支援基準条例第5条に規定する指定放課後等デイサービス事業を行う者が当該事業を行う事業所に置くべき従業員の員数については、新規則第60条第1項の規定にかかわらず、令和5年3月31日までの間は、なお従前の例による。 12 この規則の施行の際現に児童福祉法第21条の5の3第1項の規定により指定を受けている指定通所支援基準条例第5条に規定する指定放課後等デイサービス事業を行う者が当該事業を行う事業所に置くべき従業員の員数については、新規則第60条第3項の規定にかかわらず、令和5年3月31日までの間は、なお従前の例による。	

厚生労働 省令	県条例	県規則	県解釈通知
	附 則 (施行期日) 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。 (経過措置) 2 児童福祉法等の一部を改正する法律（令和4年法律第66号。以下「改正法」という。）附則第4条第1項の規定により改正法第2条の規定による改正後の児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「新児童福祉法」という。）第21条の5の3第1項の指定を受けたものとみなされた者が山形県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例第5条に規定する指定児童発達支援（以下「指定児童発達支援」という。）の事業を行う事業所に置くべき従業者については、改正後の第7条の規定にかかわらず、令和9年3月31日までの間は、なお従前の例によることができる。 3 改正法附則第4条第1項の規定により新児童福祉法第21条の5の3第1項の指定を受けたものとみなされた者が指定児童発達支援の事業を行う事業所の設備については、改正後の第11条の規定にかかわらず、当分の間、なお従前の例によることができる。 4 この条例の施行の際現に児童福祉法第21条の5の3第1項の規定により指定を受けている指定児童発達支援の事業を行う者が当該事業を行う事業所（改正前の第7条第3項に規定する主として難聴児を通わせる指定児童発達支援事業所及び同条第4項に規定する主として重症心身障害児を通わせる指定児童発達支援事業所に限る。以下同じ。）に置くべき従業者及び当該事業所の利用定員については、改正後の第7条及び第12条の規定にかかわらず、令和9年3月31日までの間は、なお従前の例によることができる。 5 この条例の施行の際現に児童福祉法第21条の5の3第1項の規定により指定を受けている指定児童発達支援の事業を行う者が当該事業を行う事業所の設備については、改正後の第11条の規定にかかわらず、当分の間、なお従前の例によることができる。	附 則 (施行期日) 1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。 (経過措置) 2 児童福祉法等の一部を改正する法律（令和4年法律第66号。以下「改正法」という。）附則第4条第1項の規定により改正法第2条の規定による改正後の児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「新児童福祉法」という。）第21条の5の3第1項の指定を受けたものとみなされた者が山形県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例第5条に規定する指定児童発達支援（以下「指定児童発達支援」という。）の事業を行う事業所に置くべき従業者については、改正後の山形県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則（以下「新規則」という。）第4条の規定にかかわらず、令和9年3月31日までの間、なお従前の例によることができる。 3 改正法附則第4条第1項の規定により新児童福祉法第21条の5の3第1項の指定を受けたものとみなされた者が指定児童発達支援の事業を行う事業所の設備については、新規則第7条の規定にかかわらず、当分の間、なお従前の例によることができる。 4 この規則の施行の際現に児童福祉法第21条の5の3第1項の規定により指定を受けている指定児童発達支援の事業を行う者が当該事業を行う事業所（山形県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（令和6年3月条例第号）による改正前の指定通所基準条例第7条第3項に規定する主として難聴児を通わせる指定児童発達支援事業所及び同条第4項に規定する主として重症心身障害児を通わせる指定児童発達支援事業所に限る。以下同じ。）に置くべき従業者については、新規則第4条の規定にかかわらず、令和9年3月31日までの間、なお従前の例によることができる。 5 この規則の施行の際現に児童福祉法第21条の5の3第1項の規定により指定を受けている指定児童発達支援の事業を行う者が当該事業を行う事業所の設備については、新規則第7条の規定	

厚生労働 省令	県条例	県規則	県解釈通知
		にかかわらず、当分の間、なお従前の例によることができる。 6 新規則第20条の3（新規則第42条の5、第45条、第59条、第59条の2、第62条及び第62条の6において準用する場合を含む。）の規定の適用については、令和7年3月31日までの間、新規則第20条の3条中「公表しなければ」とあるのは「公表するよう努めなければ」とする。	